基本政策

1

生命を守り生き生きと暮ら すことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。 しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる 気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが 安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体 の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみを つくる

政策1-5 確かな暮らしを支える

政策1-6 市民の健康を守る

政策1-1 災害から生命を守る

1 政策の方向性

- 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や 浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、 日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や 企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称	計画策定時	現状	目標
(指標の出典)	(H27)[2015]	(R1)[2019]	(R7)[2025]
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の 割合 (市民アンケート)	15.6%	18.8%	25%以上

3 施策の体系

政策1-1 災害から生命を守る

施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進

施策1-1-4 消防力の総合的な強化

施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進



KAWASAKI SDGs











1 これまでの主な取組状況

- 災害時の被害軽減や迅速かつ的確な災害対応ができるよう、かわさき強靱化計画や地域防災計画等の各種計画等を整備し、ハード・ソフトの両面から計画を推進し、市の災害対応力の向上を図っています。
- 全国的に激甚化・頻発化する自然災害への対応には、 地域防災力の向上が必要であることから、自主防災組 織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等によ る自助・共助・公助の強化や各主体の防災意識の向上 に取り組んでいます。また、令和元年東日本台風の検 証結果を踏まえつつ、災害時の市民の適切な避難行動 促進に向けて、避難所運営体制の強化、多様な媒体 を活用した効果的な市民への啓発手法の検討等の取 組を進めています。
- その他、防災関連の施設や各種情報受伝達に係るシステム等の検討・整備、事業所・国・県との連携による防災対策、市としての新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整等に取り組んでいます。



感染症に対応した避難所運営



関係機関と連携した水害図上訓練

2 施策の主な課題

- 激甚化・頻発化する風水害への対策や首都直下地震等の大規模地震への備えに加え、新型コロナウイルス感染症にも対応した対策が必要とされている中、既存のコミュニティの変化等の社会環境に合わせ、自助・共助・公助がそれぞれの力を高め、役割を果たすとともに、災害時における地域の多様な主体による支え合いを実現することによって、迅速な復旧復興につなげられるよう、地域と行政が一体となった防災体制の充実が求められています。
- 今後発生が想定されるさまざまな危機事象に迅速かつ適切に対応し、災害発生の防止、被害の軽減をめざすとともに、各区において地域防災力を高めつつ、より機動的な対応を図るため、更なる危機管理体制の強化が求められています。
- 災害時にとるべき行動として、昨今の新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえると、必ずしも緊急 避難場所、避難所に避難することが正解ではなく、自身の状況に合った取るべき行動を把握し、災害 に備えることが必要であることから、分散避難を促す取組を推進する必要があります。
- 災害時において支援が必要となる方々に重点を置いた対策を検討していく必要があります。

- ★ 「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面から の防災・減災対策の推進
- ★ 全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・ 強化
- ★ 各区と地域が平時からのつながりを活かして、地域の実情や課題等に対応したリアリティのある訓練の実施と検証等を踏まえた地域完結型の防災をめざす取組の推進
- ★ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営など感染症と自然災害の複合化対策の推進
- ★ あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、 補い合う関係づくり

● 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総合企画局調べ)	66.9 % (平成26 (2014) 年度)	68.2 % (令和2(2020)年度)	70.5 %以上 (平成29 (2017) 年度)	75.2 %以上(令和3 (2021) 年度)	90 %以上(令和7(2025)年度)
避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	39.5 % (平成27 (2015) 年度)	49.5 % (令和3 (2021) 年度)	43.6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	51.8 %以上(令和3 (2021) 年度)	60 %以上(令和7(2025)年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	56.9 % (平成27 (2015) 年度)	62.5 % (令和3 (2021) 年度)	57.5 %以上(平成29 (2017) 年度)	58.8 %以上(令和3 (2021) 年度)	65 %以上(令和7(2025)年度)
震災時及び風水害時に自分がる べき避難行動を把握している人の 割合 (市民アンケート)	第3期実施計画 から新たに設定	52.9 % (令和3 (2021) 年度)	-	-	60 %以上(令和7(2025)年度)

6

計画期間の主な取組

	現状			事業内容・目標			
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
防災対策管理運営事業 かわさき強靱化計画や地域 防災計画等、各種の計画を	●「かわさき強靱化計画・計画の推進と進捗管理・減災目標の達成に向			・改定に向けた検討	・「かわさき強靱化計 画」の改定 ・・減災目標の達成	事業推進	
推進するとともに、本市が被	けた取組						
災した場合における他都市等 からの受援体制の強化や新た な地震被害想定調査の検討 など、市の災害対応力の向	●地域防災計画(各級・計画の検証・修正及び取組の推進	編)の修正及び計画に 継続実施 —	まづく取組の推進			>	
上を図ります。	●業務継続計画(自然	然災害対策編)の継続	的な見直し				
	・計画の検証	・計画の見直し方針の 策定	・計画の見直し	・継続的な計画の見直 しの検討		>	
	●受援体制の強化に向	けた取組の推進					
	・体制強化に向けた検 討	\rightarrow	・体制強化に向けた検 討・取組の推進			\Rightarrow	
	● 地震被害想定調査の	の実施に向けた検討					
	・被害想定調査の実	・被害想定調査の目	・調査実施に関する計			\rightarrow	
	施に向けた取組	的・調査事項等の検	画の検討・策定				
		討					

流

1(年戦略

基本政策1

	現状	事業内容・目標				
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
域防災推進事業	●自主防災組織等への	D支援の実施				
自主防災組織の支援、民間	○活動助成金、活動促	進助成金、防災資器材	購入補助金による支援			
企業との連携、防災訓練や	・支援の実施	・自主防災体制の拡				事業推進
研修等による、自助・共助・		充・連携・強化を図る				
公助の取組・連携の強化や		ため継続実施				
各主体の防災意識の向上に	各種相談、活動支援	等に向けた取組の実施				
より、地域防災力の向上を図	・取組の実施	継続実施 一				\rightarrow
のます。						
		推支援制度の啓発・取組 ************************************	推進			
	・制度の啓発及び取組 の推進	継続実施─				
	。リーダー等の養成に向	けた検討・取組の推進				
	のリーター寺の長城に同	・検討・取組の推進				
		八八日,八八四〇八日建				
	●避難所運営体制の引					
		避難所運営会議開催				\rightarrow
	開催数:120回	数:125回以上	数:140回以上	数:150回以上	数:160回以上	
	R2避難所運営訓練				避難所運営訓練開催	\rightarrow
	開催数:62回	数:65回以上	数:80回以上	数:90回以上	数:100回以上	
		・自主防災組織等による中央の主義を持ち				$\overrightarrow{}$
		る自主的な会議・訓練の思想に向けた際に				
		の開催に向けた取組の実施				
	* IV					
	●多様な広報媒体によ		+Aミ+4+田に甘べ/En			
		・効率的・効果的な啓発手法の検討	組の推進			7
	・冊子、ウェブ等を活用		加少力是是			\rightarrow
	した取組の推進	12000				
	・出前講座を活用した	継続実施 -				\rightarrow
	啓発の実施					
	・教育・福祉等の各分	継続実施				\rightarrow
	野や事業者と連携した					
	横断的な啓発の実施					
	・マイタイムライン作成	継続実施 -				\rightarrow
	支援の取組の推進					
	●感染症と自然災害の)複合化対策の推進				
	・感染状況等を踏まえ	災害レベルや感染状				\rightarrow
	た避難所運営方法の	況を踏まえた柔軟な避				
	検討	難所運営の検討				
	・在宅避難等を含めた	継続実施				\rightarrow
	分散避難の促進に向					
	けた取組の推進					
		協力事業所制度の推進	1			
	・登録事業所のニーズ					\rightarrow
	や課題等に応じた取組					
	の推進	マデレの研修会学の他	矼悠会,7同以上	矼悠会,7同以上	研修会:7回以上	
	研修会:8回以上	送さるの研修会等の継 続的な実施:7回以	研修会:7回以上	⒄修云:/凹以工	听修云:/ 四以上	7
		統的な美施: / 回以 上				
	R2地域で宝施する今	地域で宝施する全議	地域で宝施する仝 議	地域で宝施する全議	地域で宝施する会議	\rightarrow
	R2地域で実施する会 議や訓練等への参加	地域で実施する会議 や訓練等への参加事	地域で実施する会議や訓練等への参加事	地域で実施する会議 や訓練等への参加事	地域で実施する会議 や訓練等への参加事	\rightarrow

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
地域防災推進事業			等の実施と検証を通じた	地域防災体制の充実		
心观的人正是于未		の充実に向けた取組の推	_	^+===4-A	A + 5116 + A 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	^+===
	至中訓練会場:局澤 区	全市訓練会場: 呂削 区	全市訓練会場:多摩区	全中訓練会場: 林生 区	至中訓練会場:川崎 区	全中訓練会場:辛区
	・各区の実情や課題等		_		_	事業推進
	に応じた訓練実施と検					
	証等を踏まえた取組の 推進					
	●職員一人ひとりの防・全庁的な図上訓練や		芯能力の向上に向けた 取	組の推進		
	訓練・研修: 5回以上					\rightarrow
	。島区本部等が実施す	ス運営体制強化に向け	た訓練や研修・講座の支	·P		
	・訓練・研修の支援	継続実施 ―	この一味で切りで・時/主の文			\rightarrow
			部体制の検討と実践的な	☆訓練の実施		
	・本部体制の検討	・本部体制の再編	検討の継続			\rightarrow
		・各局区が連携した訓				\rightarrow
		練の実施				
防災施設整備事業	● 防災行政無線の整(備				
防災関連の施設、各種情報	○新本庁舎移転に伴う	整備推進				
通信システム等を整備し、市	•新本庁舎移転検討	・新本庁舎移転に伴う	・新本庁舎移転完了			
の災害対応力及び地域防災		整備推進				
力の向上を図ります。	○同報系屋外受信機の		=0.000 #45	=0.000.445	=0.999 ## 4 1/=0	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	設置数:5か所	設置数:5か所	設置数:5か所	設置数:5か所	設置数:4か所	適切な維持管理
	○デジタル移動系無線計 ・再製備ウス					事業推進
	•再整備完了	・運用管理				尹未任進
	o多重系·衛星系防災	行政無線の再整備 ・衛星系設備の更新	・基本設計	・実施設計	·移行業務	
		検討	金件以前	×//60001	1511 7420	
	●総合防災情報システ	・人の整備				
	・システムの再整備	・運用管理及び最新の	・運用保守管理			\rightarrow
		ICT技術を踏まえたシ				
		ステム機能改善				
	●情報発信のあり方に		_			
		・あり方検討		・検討結果に基づ、取組の推進		\rightarrow
	- ***	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		小口00]在定		
	備蓄倉庫の維持・管・備蓄倉庫の維持・管	7理等 ・備蓄倉庫の適切な維				<u> </u>
	理	持・管理の実施				
			・備蓄倉庫の浸水対			\rightarrow
	・備装物姿の計画で	策の検討 継続実施 —	策の実施			
	・備蓄物資の計画配 置	₩ 税 夫 ル				7
		あり方検討を踏まえた取	組の推進			
	・あり方の検討		・・利活用の方針等の策	・利活用の方針等に基		\rightarrow
			定	び取組の推進		

	現状		事業内容・目標				
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)令和5(2023)令和6(2024)		令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
塩海部・津波防災対策		+ 144 = 1 = 144 - 144 - 114	45 a 1834				
	●1川崎市臨海部防災・「川崎市臨海部防災	対策計画」等に基づく取	(組の推進			事業推進	
業 	対策計画」等を踏まえ					尹未班進	
津波対策やコンビナート災害	た訓練等の実施	や各地域の防災協議					
対策などを実施し、臨海部の	た訓練寺の大池	会等で実施している訓					
総合的な防災力の向上を図		練等の参加、県石油コ					
ります。		ンビナート防災本部訓					
		練の参加					
	・事業者等と連携した	· 臨海部防災協議会					
						7	
	臨海部の防災力強化						
	の取組	係機関等と連携した研					
		修等の実施、県の立入					
	ate nis (to 1, sets set set till	検査への同行					
	・実践的な津波避難	•津波浸水想定区域				\rightarrow	
	訓練の実施	での津波避難訓練の					
		実施					
	・計画的な津波避難	・津波避難施設の新				\rightarrow	
	施設の確保に向けた取	規指定					
	組の推進						
	・津波ハザードマップの	・区役所窓口や関係				\rightarrow	
	配布等による津波避	機関等による配布、出					
	難情報の周知	前講座や市ホームペー					
		ジ等による周知					
帚宅困難者対策推進事	●帰宅困難者用一時流	帯在施設の確保					
Ě	○収容人数を増やすため	の新施設の確保に向け	た調整等の実施				
	R2 収容人数:	収容人数:	収容人数:	収容人数:	収容人数:	事業推進	
一斉帰宅の抑制の周知や帰	23,900人	24,000人以上	24,500人以上	25,000人以上	25,500人以上		
宅困難者用一時滞在施設	。実践的な訓練の実施						
の確保等を行い、災害時にお	・訓練等の実施	継続実施 一					
ける混乱を抑制するとともに、	訓練寺の大池	小田小儿关/JB					
二次災害を防止します。			九都県市と連携した取	組の推進			
	・一時滞在施設への備	継続実施				\rightarrow	
	蓄物資の整備及び無						
	線機の配備等						
	・啓発の実施	継続実施				\geq	
	・新たな帰宅支援ス	継続実施				\rightarrow	
	テーションの確保に向け						
	た継続的な調整の実						
	施						
公園防災機能向上事業	●身近な公園の防災機						
広域避難場所に指定された			・防災機能向上に資す		・防災機能向上に資す	事業推進	
身近な公園を対象に、災害	組の推進	る整備工事(菅馬場	る整備設計(稲田公		る整備工事(稲田公		
時の避難や緊急車両の乗り		公園)	園)		園)		
入れ、復旧・復興段階におけ		・広域避難場所に指				\rightarrow	
る公園利用がしやすくなるよ		定された公園における					
う、出入口や園路広場等を		防災機能向上の取組					
整備し、防災機能の向上を		の推進					
図ります。							
□136 9 °							
卜庁舎等建替事業	●新本庁舎の整備						
本庁舎等について災害対策	・新築工事の推進	・工事の推進	•供用開始				
本庁吉寺について炎書対象 活動の中枢拠点としての耐		·新本庁舎完成					
	▲等3亡◆Aがは!!!	地庁担の数件					
震性能を確保するため、建替	●第2庁舎の解体と跡		. 丁車の批准	丁声の#**#			
えの取組を進めます。	·第2庁舎解体設計·	・設計・工事着手	・工事の推進	・工事の推進			
	跡地広場実施設計			・跡地広場完成・供用			
	M-0/A-M/N6/201			開始			

	現状		事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降		
港湾施設改修(防災・減災)事業 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害時における緊急物資等の輸送機能確保を目的として、耐震強化岸壁の整備等を進めます。	●岸壁耐震改修の推進 ・千鳥町 7 号改修工 事の施工方法の検討	生 ・千鳥町 7 号の詳細 設計、関係者調整	・千鳥町 7 号改修工 事着手			·改修完了予定 (R8)〔2026〕		
水防業務 水防業報等の発令に伴い、 河川パトロール等の水防活動 を実施するとともに、洪水八	● 水防警報発令時の付 ・情報伝達及び水防 活動の実施 ● 防災意識の向上に向	青報伝達及びパトロール 継続実施 ──	等の水防活動の実施			事業推進		
ザードマップの周知や浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援などにより防災力の向上を図ります。	・洪水八ザードマップを活用した防災意識の普及啓発	継続実施 ―・洪水八ザードマップの 改定				>		
	・浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援	継続実施 —				\rightarrow		

施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

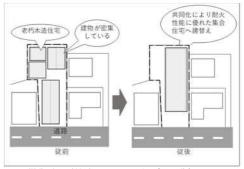






1 これまでの主な取組状況

- 老朽木造住宅等が密集し、建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地のうち、延焼の危険性が高いなどの課題がある不燃化重点対策地区(川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区)について、建物単位ではなく、地域単位の面的な市街地整備や耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するため、建築物の新築時に不燃化を義務付けるとともに、各種補助事業を実施するなど、ハード・ソフトの両面から重点対策に取り組んでいます。
- 大規模な地震等に対する効果的な予防対策として、 火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助 (互助)による「地域住民との協働による防災まちづくり」を推進しています。これにより、地域住民の災害リスクへの理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、 地域住民が主体となって安全な避難経路の確保や 災害時の活動体制の構築等を進めることで、まちの 延焼被害の軽減を図ります。



不燃化重点対策地区における取組(共同化)イメージ



火災延焼リスクの高い地区でのまちあるき点検

2 施策の主な課題

- 不燃化重点対策地区については、建築物の新築時の不燃化を義務付ける不燃化推進条例のもと、 各種補助事業や防災空地整備などのハード面の取組と、地域住民の防災意識の醸成に向けた啓発 などのソフト面の取組を効果的に推進する必要があります。
- 火災延焼リスクの高い地区については、自助・共助(互助)による地域防災力の向上に向け、引き続き、避難経路の確保や災害時の活動体制の構築など、地域特性に合った取組を活性化させながら、地域主体の活動が実施されるように支援する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の促進
- ★ 火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの 推進

● 地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重点的に取り組む密集市街地※に おける大規模地震時の想定焼失 棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	20 % (平成27 (2015) 年度)	31.5 % (令和2 (2020) 年度)	25 %以上 (平成29 (2017) 年度)	30 %以上(令和2(2020)年度)	35 %以上(令和7(2025)年度)
火災延焼リスクの高い地区における 大規模地震時の建物倒壊による 道路閉塞の確率 (まちづくり局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	39.2 % (令和2 (2020) 年度)	-	40 %以下 (令和3 (2021) 年度)	37 %以下(令和7(2025)年度)

[※] 重点対策に取り組む密集市街地:川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(202
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
災都市づくり基本計画	●「防災都市づくり基本	に基づく対策事業	の推進			
進事業	•基本計画の進行管理					
	・取組の推進、進行管	・取組の推進、進行管	・取組の検証	・計画の見直しに向け	・計画の見直し	事業推進
災害に強いまちづくりに向け、	理	理、情報共有		た検討・調整		
防災施策間の連携を一層強	・大規模震災時におけ		\rightarrow	・都市復興プロセスの		
化するとともに、自助・共助	る都市復興プロセス検			見直し、計画への反映		
(互助)の促進による地域	討などの実施			に向けた調整		
防災力の向上など減災対策	。防災意識の向上と防	災まちづくりの啓発活動の	実施			
を推進します。また、市職員	啓発活動実施回数:	啓発活動実施回数:	啓発活動実施回数:	啓発活動実施回数:	啓発活動実施回数:	\rightarrow
が被災状況に応じて柔軟な	5 💷	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上	
复興対策が可能となるよう、						
発災前の復興準備を進めま		けた事前の取組の推進				
す。		・職員向け研修会の実		・職員向け研修会の実		\rightarrow
	ムの実施:参加者数 87人	施	参加者数:50人	施	参加者数:50人	
災市街地整備促進事	●不燃化重点対策地	区(小田周辺地区・幸田	丁周辺地区)における災	害に強い住環境形成の	推進	
		びく建築物の耐火性能強	能化等の誘導			
	・不燃化建替えの促進	継続実施 —				事業推進
老朽木造住宅等が密集した	・区画道路等の拡幅や	継続実施				\rightarrow
市街地の防災上の改善に取	共同化建替え等の促					
り組み、地震発生時等の火	進					
災による延焼被害の低減を	。老な神筋物の除却や	建築物の耐火性能強化	丁車竿に対する補助の3	₽ ₩		
推進します。	R2不燃化補助件	不燃化補助件数:	不燃化補助件数:	不燃化補助件数:	不燃化補助件数:	
		70件	70件	70件	70件	7
	数:60件	701+	7U1 +	7011		
	致∶60件	701+	701+	7011	・補助事業の検証及び	
	致:60件	701+	701+	7011		
	数:60件 ○防災空地の整備・活		701+	7011	・補助事業の検証及び	
		用に向けた取組	取組件数: 2件	取組件数: 2件	・補助事業の検証及び	\rightarrow
	防災空地の整備・活	用に向けた取組			・補助事業の検証及び 今後の方向性の検討	\Rightarrow
	。防災空地の整備・活 取組件数:1件(予 定)	用に向けた取組 取組件数:2件			・補助事業の検証及び 今後の方向性の検討	>
	・防災空地の整備・活、取組件数: 1件(予定)・災害に強いまちづくりに	用に向けた取組 取組件数: 2件 「係る啓発活動			・補助事業の検証及び 今後の方向性の検討	>
	。防災空地の整備・活 取組件数:1件(予 定)	用に向けた取組 取組件数:2件			・補助事業の検証及び 今後の方向性の検討	> >
	・防災空地の整備・活、取組件数: 1件(予定)・災害に強いまちづくりに	用に向けた取組 取組件数:2件 「係る啓発活動 継続実施 ― する専門家の派遣			・補助事業の検証及び 今後の方向性の検討	>

年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策 5

× H

進行管理・評価

	現状	事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
方災まちづくり支援促進 事業		い地区における協働による は課題に対応した防災の呼					
P未	•12地区(22町内	・3地区抽出・3か年	\rightarrow	・取組の検証	・今後の方向性の取り	事業推進	
火災延焼リスクの高い地区に	会)で取組実施(~	の取組の実施	Í		まとめ、取組の推進		
おいて、自助・共助(互助)	R3)						
を中心とした防災まちづくりを	R2道路閉塞の確率:	・活動実績に基づく取				\rightarrow	
推進し、避難経路の確保や	39.2%	組内容の充実と取組					
災害時の活動体制を構築す		地区の継続的なフォ					
るなど、地域特性に応じた課		ローアップ					
題を解決し、災害に強いまち							
づくりを実現します。							

KAWASAKI







施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進







これまでの主な取組状況

- 今後想定される首都直下地震や南海トラフの大地 震などの巨大地震に対応するため、建築物の耐震化 や崖地を中心とした宅地の自然災害に対する防災性 向上、橋りょうの耐震化など、まち全体の耐震対策を 計画的に推進し、災害に強いまちづくりに取り組んで います。
- 建築物の耐震化については、令和3(2021)年 3月に改定した「耐震改修促進計画」に基づき、各 種助成制度を運用し、旧耐震基準の特定建築物 (多数の者が利用する建築物や地震により倒壊した 場合に道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を 困難とするおそれがある建築物等)や住宅(木造 住宅や分譲マンション)の改修等を促進しています。
- 宅地の自然災害対策については、地震時における宅 地への影響調査を実施するなど、大規模盛土造成

特定建築物及び住宅の耐震化率

	平成15年 (2003年)	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
特定建築物	1	85.1%	92.4%	95.2%
住宅	82.4%	_	92.4%	95.6%

資料:まちづくり局調べ



宅地防災工事助成制度を活用した擁壁の改修例

- 地の滑動崩落に伴う震災被害を軽減するための取組を推進するとともに、大雨などの自然災害に伴う 崖崩れ等による被害を未然に防止するため、崖地における擁壁等の新設や改修を促進しています。
- 橋りょうの耐震化については、平成28(2016)年に策定した「橋梁耐震化計画」に基づき、主要な 橋りょうの耐震性能を引き上げるとともに、比較的規模の小さい橋りょうのうち、防災上の視点から重要 性の高い橋りょうについても耐震対策を実施するなど、安全性・信頼性の向上に取り組んでいます。

施策の主な課題

- 建築物の耐震化については、市民の生命や財産を守る観点から、旧耐震基準の特定建築物や住宅 の耐震化を引き続き支援していく必要があります。
- 宅地の自然災害対策については、首都直下地震の発生や、地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度の 増加が予測される中、崖崩れ等の災害から市民の生命及び財産を保護するため、より一層対策の強 化を進め、防災性を向上させる必要があります。
- 橋りょうの耐震化については、橋りょうの落橋による被害を未然に防止するだけでなく、地震後における 避難経路や、災害復旧等の輸送ルートを確保するためにも、引き続き、取組を推進する必要がありま す。

- ★ 「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進
- ★ 大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組や崖地における防災工事の促進などによる、宅地の自然災害対策の推進
- ★ 「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進

地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
特定建築物®の耐震化率	92 _%	95.2 %	93 %以上	95 %以上	97 %以上
(まちづくり局調べ)	(平成27(2015)年度)	(令和2 (2020) 年度)	(平成29(2017)年度)	(令和2 (2020) 年度)	(令和 7(2025)年度)
住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	92 % (平成27 (2015) 年度)	95.6 % (令和2 (2020) 年度)	93 %以上 (平成29(2017)年度)	95 %以上 (令和2 (2020) 年度)	98 %以上(令和7(2025)年度)
橋りょうの耐震化率	47 %	61 %	51 %以上	61 %以上(令和3 (2021) 年度)	79 %以上
(建設緑政局調べ)	(平成27(2015)年度)	(令和2 (2020) 年度)	(平成29 (2017) 年度)		(令和7 (2025) 年度)

[※] 特定建築物:「多数の者が利用する建築物」「危険物を貯蔵・処理する建築物」「避難路沿道の建築物」で、一定の規模以上の建築物

	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
持定建築物耐震対策事	●「耐震改修促進計画	i」に基づく災害に強います	ちづくりの推進			
業	・計画改定(R2)	・取組の推進、進行管 理	\longrightarrow	・改定に向けた調査・ 検討	・計画の改定	事業推進
昭和56年以前に建築された耐震診断義務付け対象建	特定建築物の耐震化耐震改修等費用の一					
築物 (沿道建築物等)を 含む特定建築物を対象に、 耐震化の重要性の意識啓発 を行い、耐震改修等の費用	診断8件、設計1	助成等件数: 診断1件、設計2 件、改修等4件	助成等件数: 診断1件、設計2 件、改修等4件	助成等件数: 診断1件、設計2 件、改修等4件	助成等件数: 診断1件、設計2 件、改修等4件	\Rightarrow
の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進し	○沿道建築物の耐震化・新たな助成制度の創	に向けた支援等の実施 ・所有者への耐震化に				
ます。	設、耐震診断結果等の公表	向けた個別の働きかけ等の取組の推進				
	●特定建築物の耐震化	との意識啓発や知識の音	音及、助成制度の周知			
		防災イベント等出展回 数:5回以上	防災イベント等出展回 数:5回以上	防災イベント等出展回 数:5回以上	防災イベント等出展回 数:5回以上	\rightarrow

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023) 令和6(2024)		令和7(2025)令和8(2026	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
木造建築物耐震対策事	●木造住宅の耐震化等	等の促進				
トとと未り心及バネチ 業	・耐震診断士派遣の実	施				
	R2派遣件数:	派遣件数:250件	派遣件数:250件	派遣件数:250件	派遣件数:250件	事業推進
昭和56年以前に建築された	253件					
木造住宅を対象に、耐震化	。災害被害軽減も含む	ー 耐震化に向けた専門家派	派遣等の実施			
の重要性の意識啓発を行い、耐震診断士の派遣や耐	・専門家派遣等の開	派遣等件数:25件	派遣等件数:25件	派遣等件数:25件	派遣等件数:25件	\rightarrow
震改修等の費用の一部を助	始					
成することで、木造住宅の耐	耐震改修等費用の一	·部助成の実施				
震化を促進します。	R2助成件数:	助成件数:計50件	助成件数:計50件	助成件数:計50件	助成件数:計50件	\rightarrow
	計23件(診断·設	(診断・設計・改修)	(診断・設計・改修)	(診断・設計・改修)	(診断・設計・改修)	
	計・改修)					
	○個々の事情に応じた災	災害被害軽減に向けた取	7組の推進			
	・耐震シェルター等の設	継続実施				\rightarrow
	置費用の一部助成の					
	実施					
		の意識啓発や知識の普及				
					防災イベント等出展回	\rightarrow
	展回数:3回	数:5回以上	数:5回以上	数:5回以上	数:5回以上	
民間マンション耐震対策	●マンションの耐震化の)促進				
スロイフノコンiii 展が外 事業	。 ・予備調査等の実施					
	R2派遣件数:5件	派遣件数:5件	派遣件数:5件	派遣件数:5件	派遣件数:5件	事業推進
昭和56年以前に建築された	耐震改修等費用の一	·部助成の実施				
分譲マンションを対象に、耐	R2助成件数:	助成件数:	助成件数:	助成件数:	助成件数:	\rightarrow
震化の重要性の意識啓発を行い、予備調査の実施や耐	診断1件、設計2件	診断1件、改修1件	診断1件、設計1件	診断1件、改修1件	診断1件、設計1件	
震改修等の費用の一部を助	●マンション管理組合等	学に向けた耐震化の意識	は啓発や知識の普及、助	成制度等の周知		
成することで、マンションの耐	R2セミナー等を活用し	セミナー等を活用した周	セミナー等を活用した周	セミナー等を活用した周	セミナー等を活用した周	\rightarrow
震化を促進します。	た周知回数:3回	知回数:2回	知回数:2回	知回数:2回	知回数:2回	
宅地防災対策事業						
	●人規模盤工造成地・経過観察手法等の	こおける防災対策の推進	■ ・経過観察に向けた方	・方針を踏まえた経過		事業推進
大規模盛土造成地について	検討		針の策定	観察の実施		7 7 7 7 7 7 7
は、滑動崩落による被害の軽減に向けた調査等を着実に		・経過観察結果の判	経過観察結果の判			
実施します。また、崖地につい		定基準検討	定基準の作成			
て、土砂災害に関する周知・	●宅地の防災対策の仮	足進				
啓発及び擁壁改修に向けた	・宅地防災工事に対す	る一部助成の実施				
支援を効果的に行うことによ	R2助成件数:5件	助成件数:5件	助成件数:5件	助成件数:6件	助成件数:6件	\rightarrow
り、宅地の防災性向上を図り	専門家団体等と連携	した崖の相談支援の実施	色			
ます。	・取組の検討		・取組の検証	検証結果を踏まえた		\rightarrow
		行実施		取組の推進		
	●土砂災害に関する市	i民の意識向上の促進				
	。ハザードマップを活用し	た防災対策等に関する語	啓発活動の実施			
		・ハザードマップの更新・				\rightarrow
	配布	配布	======================================	=100/17 51 october	=h7V.\T.\$\ o.ch.\t.C	
	R2啓発活動の実施回数:2回	啓発活動の美施回 数:2回	啓発活動の実施回 数:2回	啓発活動の実施回 数:2回	啓発活動の実施回 数:2回	7
				奴. 乙巴	奴. 乙凹	
	新たな技術を活用した・取組の検討	と崖の観測に関する取組 ・試行実施	の推進	. Hn kH ∧ t+>=.T	. 烩	
	「月入が且しり代央計」	・試行実施	/	▶・取組の検証	・検証結果を踏まえた取組の推進	
耐震対策等橋りょう整備		3計画」に基づく橋りょう而	対震化の推進			
事業	計画に基づく取組の推					車架###
主要な橋りょうについては、目	・計画に基づく取組の推進	継続実施 ―				事業推進
標とする耐震性能を引き上げ						
るとともに、一般橋りょうについ	・主要な橋りょうの耐震					
ても防災上の視点で重要性	•塩浜陸橋	継続実施 —				完成予定
が高いものについて耐震化を		·登戸陸橋着手				(R9)〔2027〕 完成予定
実施し、公共構造物の安全		立/ P±1同個丁				元成了足 (R11)〔2029〕
性、信頼性の更なる向上を図ります。	。一般橋りょうの耐震対 対策実施:10橋	策の実施 対策実施:19橋	対策実施:18橋	対策実施:18橋	対策実施:18橋	事業推進

施策1-1-4 消防力の総合的な強化









1 これまでの主な取組状況

- 海上及び沿岸における各種災害に迅速かつ的確な対応が図られるよう、大型艇(109トン級)と小型艇(19トン級)を整備し、大小2艇体制の選択出場等による効果的な運用を確立しました。また、特殊災害に係る訓練や研修を実施することにより大規模災害やテロ災害等への対応力向上を図るとともに、聴覚や発話の障害により音声での緊急通報に不安のある方が、音声によらない緊急通報ができるシステムとして「Net119緊急通報システム」の運用を開始するなど、消防体制の強化に取り組んでいます。
- 消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した 消防機関として、火災、風水害その他の災害に対する消 防活動等の中核を担っています。台風等の風水害に対 応できるよう、ボートやフローティングロープなどの資器材を 配備するとともに、消防団員の新たな確保対策として、 活動を限定した機能別団員の制度を創設し入団促進 を図るなど、消防団活動の充実強化に取り組んでいま す。



大型消防艇「かわさき」と小型消防艇「うみかぜ」



消防団員(機能別団員)

2 施策の主な課題

○ 今後想定される首都直下地震等の巨大地震や台風、集中豪雨などの異常気象による風水害に対して迅速かつ的確な消防活動が求められています。また、消防活動に必要な防災活動拠点、車両、資器材等を整備し、訓練や研修を効果的に実践することにより消防体制の強化を図るとともに、消防団活動の充実等の地域防災力の強化を図る必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 防災活動拠点、車両、資器材等の整備と訓練や研修の効果的な実践による消防体制の充実強化
- ★ 消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上

● 消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
出火率 (火災件数/人口1万人) (消防局調べ)	2.58 件 (平成22 (2010) ~26 (2014) 年の平均)	2.22 件 (平成28 (2016) ~令和2 (2020) 年の平均)	2.49 件以下 (平成25 (2013) ~29 (2017) 年の平均)	2.48 件以下 (平成29 (2017) ~令和3 (2021) 年の平均)	2.2 件以下 (令和3 (2021) ~7 (2025) 年の平均)
消防団員数の充足率 (定員数(1,345人)に対する 現員数の割合) (消防局調べ)	87.8 % (平成27 (2015) 年4月)	81.2 % (令和3 (2021) 年4月)	89.7 %以上	90.8 %以上 (令和4 (2022) 年4月)	93.0 %以上 (令和8 (2026) 年4月)

計画期間の主な取組

	現状					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
消防署所改築事業 迅速な出場や確実な消防活動及び良好な執務環境確保のため、老朽化した庁舎・施設等を整備し、消防力の強化を図ります。	●消防署所等の整備 。(仮称)消防施設 ・(仮称)消防施設 ・(仮称)消防施設 整備方針策定に向け た調査・検討 ・ 乗谷出張所改築工事・改築工事完了 ・宮崎出張所改築工事	整備方針の策定				事業推進
消防指令体制整備事業 消防活動に関連する各システムと消防救急デジタル無線 設備などを適切に維持管理 し、迅速、的確な指令体制 を確保します。	・更新整備●消防情報管理システ・更新に向けた検討・消防情報管理システ	・更新整備完了、運用 開始 ・消防情報管理システ ム等に係る情報環境の 効率化の調査・研究 及び順次導入 ・ステムの運用 継続実施	・運用管理			事業推進

10 年戦略

基本政策1

至本政策 2

きに対策の

基本政策4

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
肖防団関係事業	● 消防団員の確保及7	が体制の充実・強化に向	けた取組			
	○消防団員アンケート結		377 TC 72/FL			
消防団員の確保及び必要な 資器材や個人装備品の整備	・検証・分析結果に基	継続実施 一				事業推進
など、消防団活動の充実・強	び団員確保対策の推					
化や処遇改善を図るととも	進					
に、各種訓練等を通じて災	○消防団活動の広報					
害対応能力の向上を図りま	・各種イベント等を活	・若年層への広報活動				\rightarrow
す。	用した広報等の実施	の充実				
	。 消防団応援事業所制	度及び学生消防団員流	舌動認証制度の周知			
	・充実に向けた取組	継続実施 -				\rightarrow
	•消防団員の処遇改善					
	・改善に向けた取組	継続実施 -				\rightarrow
	●災害対応能力向上(のための取組の推進				
	・消防隊と連携した消	継続実施				\rightarrow
	防訓練や救助資器材 の取扱訓練の実施					
	・必要な資器材や個	継続実施 -				\rightarrow
	人装備品の整備					
警防活動事業	各種訓練や研修によR2訓練・研修数:	る総合的な災害対応力		訓练,研修米	≡Ⅲ≤市。五□ //文米/-	
消防隊の災害情報の適切な	R2訓練·研修致: 42回	訓練·研修数: 年36回以上	訓練·研修数: 年36回以上	訓練·研修数: 年36回以上	訓練·研修数: 年36回以上	事業推進
収集、分析及び現場における	・東京2020オリンピッ	十50回攻王	十30回以上	十50日终土	十50回风工	
安全管理体制を構築するた	ク・パラリンピック競技大					
めに各種訓練及び研修を実施します。自主防災用資器	会開催に向けたテロ災					
材の保守点検を推進するとと	害など大規模災害への					
もに消耗品(消防用ホー	対応力の向上					
ス)を計画的に更新します。	●自主防災用資器材(_	/U立上校の批准及7.6	但立上校の批准及75	/UD-EMA#
	・自主防災用資器材の保守点検の推進	・保寸点使の推進		・保寸点検の推進及び消耗品(消防用ホー	・保守点検の推進及び 消耗品(消防用ホー	進及び消耗品
	の内で無人の正定			ス)の更新(第1	ス)の更新(第2	(消防用ホー
				期)	期)	ス)の更新(第
						3期) (R8)
火災予防事業	●放火火災防止対策	を中心とする広報活動				
	·防火指導員制度等	継続実施 一				事業推進
放火火災防止対策や住宅 用火災警報器の設置促進	を活用した広報活動					
及び適正な維持管理・交換	● 住宅用火災警報器(の設置促進及び適正な	維持管理・交換促進に向	向けた取組		
促進に関する広報活動を推	各種広報媒体等を	継続実施 一				\rightarrow
進します。	活用した放火火災防					
	止対策及び住宅用火 災警報器の設置促進					
	等の広報の実施					
	・市内の住宅用火災	継続実施 —				\rightarrow
	警報器の設置率調査					
	及び調査結果を活用					
	した広報の実施					
查察活動事業	●効果的な査察活動の	D実施				
市内の防火対象物への立入	・適正な違反処理の実	継続実施 -				事業推進
検査及び法令違反の是正を	施 R2立入検査実施	立入検査実施数:	立入検査実施数:	立 λ 烯杏宝烯粉 ,	立入検査実施数:	
推進することにより、防火対	R2立入快宜美施 数:3,717か所	3,500か所以上	立入検査美施数: 3,500か所以上	立入検査実施数: 3,500か所以上	3,500か所以上	
象物を適法な状態に維持管理なけ、小グの子院及びル					,	
理させ、火災の予防及び火災による被害の軽減を図りま	● 社会的影響の大きい R2特別立入検査実	火災が発生した類似の 継続実施 =)施設等への特別立入検 	旦の天祀		>
ず。	施数:167か所	小出がし入り 也				
		表示制度 及が「凌辱き	象物に係る公事制度は	を活用した防火安全体制	の推進	
				を活用した防火女主体制 「防火対象物に係る表		→
	る表示制度」に基づく	示制度」に基づく表	示制度」に基づく表	示制度」に基づく表	示制度」に基づく表	
	表示:18か所	示:17か所以上	示:17か所以上	示:17か所以上	示:17か所以上	
	10311					\
	・「違反対象物に係る	継続実施 —				\rightarrow
		継続実施				

	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
达 険物施設等規制事業	● 危険物保有事業所/	への立入検査の実施				
危険物保有事業所の自主	R2立入検査実施	立入検査実施数:	立入検査実施数:	立入検査実施数:	立入検査実施数:	事業推進
保安体制の構築を推進しま	数:432か所	430か所以上	430か所以上	430か所以上	430か所以上	
す。また石油コンビナート地区	● 危険物保有事業所の	の安全担当者講習会の	開催			
の地震及び風水害対策を推			受講者数:	受講者数:	受講者数:	\rightarrow
進します。高圧ガス保安法	(中止) (R1:	200人以上	200人以上	200人以上	200人以上	
(石油コンビナート地域)及	162人)					
び液化石油ガスの保安の確	●特定事業所の特定の	防災施設等の地震津波	対等の広刍増署の宇施	空道		
保及び取引の適正化に関す	・国のガイドライン等に	継続実施	・1外の心心に同じの大心!	P.43		\rightarrow
る法律(以下「液石法」とい	基づいた地震津波対	112-1707-770				
う。)に係る事務・権限が、	策等の指導					
県から移譲見込みであること	- # /l= ^ +\tau	+ B 1	n.			
から、両法に係る事務執行体		た風水害対策の充実強	16			
制を整備します。	・国のガイドラインに基 づく風水害対策の策定					
	及び予防規程への反					
	映を指導	う指導				
		屋外タンク新基準適合化	_			
	R2新基準適合率:	·令和6(2024)年		• 新基準適合化完了		
	65.5%	が期限となる新基準適合への前倒し指導の継				
		続的な実施				
		薬類取締法及び液石法	の事務・権限の移譲に任	半う事務の実施		
	・高圧ガス保安法(コ					・高圧ガス保安
	ンビナート地域除く)及					法、火薬類取締
	び火薬類取締法の権限移譲に伴う事務執					法及び液石法の消防署への一部
	行体制の確保					事務移管に係る
	13 Lt. (b) and a K					検討
	・液石法の権限移譲に	\longrightarrow	・液石法の権限移譲			
	向けた国との調整					
	・高圧ガス保安法(コ					事業推進
	ンビナート地域)の権					
	限移譲に向けた県との					
	調整					
舎等整備事業	●庁舎等の改修・補修	の実施				
	・適切な整備等の推進		• (仮称)消防施設			事業推進
消防署所等の施設・設備の 点検や補修を実施し、防災			整備方針に基づく整備			
点検や補修を美施し、防災 拠点機能を確保します。			の推進			
ルベース用ビビルET木しまり。	・緊急を要する施設及	継続実施 -				\rightarrow
	び設備等の補修工事					
	の実施					
	●消防団器具置場のご	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	i			
	・適切な整備等の推進	\longrightarrow	・ (仮称) 消防施設			
			整備方針に基づく整備			\rightarrow
			の推進			
	・小杉班器具置場解					
	体・改築工事完了					
	・中央生田班の生田					
	出張所への移転	继续中华				
	・器具置場緊急工事 の実施	継続実施 —				
	の大 ル	•住吉西班器具置場	·住吉西班器具置場			
		工口口加加大巴勿	工口口加加大巴勿			
		改築設計	改築工事完了			

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度以降
文助活動事業 各種救助事案に対応するため、訓練及び研修等を実施し、総合的な災害対応力を強化します。	・NBC災害等を想定し・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた大規模商業施設等における訓練の実施		東の実施 関係 できな できない はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	1		事業推進
J域防災支援事業	・資器材等の配備●技術向上に向けた訓・県内各消防本部等との合同訓練の実施等●消火ホースキットの活射	識の強化 に対応するための資器材 継続実施 ・ (株の実施 ・ 他機関及び県内各 消防本部等との連携 強化に向けた訓練の実 施				
消防団と連携して、消火ホースキットを活用した町内会等への訓練指導や学校教育・地域教育における将来の地域防災力の担い手育成を行うなど、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。	・町内会等への訓練指導の推進 ●地域防災力向上に応・学校教育として「みんなが消防士」「地域防災スクール」「幼年消防クラブ」の実施・地域教育として「少年消防クラブ」の実施	継続実施 一 加沈学校教育や地域教 継続実施 — 継続実施 —	育における将来の担い手	育成の取組		事業推進
	● 地震体験車の活用に・地震体験車の効率的な運用の推進● 消防団との連携強化・消防団と連携した訓		取組			>

施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備



KAWASAKI SDGs







1 これまでの主な取組状況

- 近年、気候変動の影響による短時間・局地的な大雨など、 雨の降り方の変化などにより浸水被害が発生しており、本 市においても、令和元年東日本台風により甚大な浸水 被害が発生したことから、浸水被害の最小化に向けた対 策を推進しています。
- 五反田川放水路の建設や時間雨量50mmの降雨に対応できる河川改修を進めるほか、既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用や、下水道施策等との一層の連携を図りながら、国・関係自治体と水害に適応する強くしなやかなまちづくりに向けて取組を進めています。



五反田川放水路の整備状況 (多摩川への放流部)

2 施策の主な課題

○ 近年の水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水・浸水対策については、被害の最小化に向け、河川改修等を着実に推進するハード対策と、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体的に進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 激甚化・頻発化する水害に適応した河川改修等の計画的な整備推進
- ★ ハード対策とソフト対策とが一体となった取組の推進

4 直接目標

● 水害から市民の生命、財産を守る

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
時間雨量50mm対応の河川改修 率 (建設緑政局調べ)	81 % (平成27 (2015) 年度)	81.1 % (令和2 (2020) 年度)	81 %以上 (平成29(2017)年度)	91 %以上(令和3(2021)年度)	91 %以上(令和7(2025)年度)
五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合 (建設緑政局調べ)	50 % (平成27 (2015) 年度)	50 % (令和2(2020)年度)	50 % (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和3 (2021) 年度)	100 % (令和7(2025)年度)
河川施設の機能を保全するための 緊急対策工事実施率 (建設緑政局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	34 % (令和 2(2020)年度)	-	-	87 %以上(令和7(2025)年度)

	現状			事業内容·目標	Ę	
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
可川計画事業	●国と流域自治体で構	成される協議会による「	流域治水プロジェクト」に	基づく取組		
気候変動等の影響よる短時間・局地的な大雨などから市 民の生命と財産を守り、都市	・「流域治水プロジェクト」に基づく河川事業の 進行管理	継続実施				事業推進
成の生命と別座を守り、部市の壊滅的な被害を避けるため、「河道整備」の着実な推進や洪水の発生に備える「減	●市内準用河川の河川・平瀬川ブロック河川整備計画の策定	整備計画等の策定に応	可けた取組			
災対策」等に向けた調査・検 討などを進めます。	・準用河川五反田川 の整備等の計画検討 ・その他準用河川の整 備等の計画策定に向	継続実施	・準用河川五反田川の整備等の計画策定			\rightarrow
五反田川放水路整備事 業 五反田川の洪水全量を地下	● 五反田川放水路整(・土木施設、機械・電 気設備、管理棟建築 工事	前工事の推進	・五反田川放水路の 完成、運用開始			
トンネルで直接多摩川へ放流 する放水路整備を進め、放 水路分流部下流域の治水 安全度の向上を図0ます。	●一級河川平瀬川支	川心修事業の推准				
3 年に1回程度(時間雨量50 mm)の降雨に対応す	・護岸改修工事			・護岸改修に向けた用 地取得		事業推進
るとともに、令和元年東日本 台風の浸水被害に対応した 河川改修を進め、治水安全	●準用河川三沢川改作 ・事業調整	·用地取得				\rightarrow
度の向上を図ります。	●一級河川平瀬川の・事業調整	多摩川合流部対策の推 込 ・詳細設計		・堤防整備工事		>
可川施設更新事業 治水安全度の確保のため、 護岸の緊急対策工事を実施 するほか、老朽化した河川施	▼瀬川護岸改修事業・優先対策検討区間の計画的な更新の取組	《の推進 ・優先対策区間の計 画的な更新工事				事業推進
設の更新を計画的に進めます。	・河港水門の取扱いと 高規格堤防整備形状 の検討	は更新に向けた取組の推・河港水門の取扱いの 検討	進	▶・検討に基づく取組の 推進	±Δ=±/-₩-7/π-//	>
	・河港水門周辺の土地利用に関する検討				・検討に基づく取組の 推進	7

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

1 政策の方向性

- 自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。
- また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称	計画策定時	現状	目標
(指標の出典)	(H27)[2015]	(R1) [2019]	(R7)[2025]
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民 の割合 (市民アンケート)	54.1%	62.4%	54.1%以上 <65%以上>

< >内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

施策1-2-1 防犯対策の推進

施策1-2-2 交通安全対策の推進

施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

施策1-2-1 防犯対策の推進













1 これまでの主な取組状況

- 地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携したパトロールなどへの支援等による自主防犯活動の促進や、防犯灯の新設、維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置補助などに取り組んでいます。また、犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専門の相談員(警察OB)が面接または電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っています。
- たばこの火から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止重点区域を中心とした路上喫煙防止指導員による巡回・指導等を実施するとともに、路上喫煙防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。



客引き行為等防止キャンペーン

- 商店街等を訪れる市民が安心して公共の場所を通行できるよう、客引き行為等防止重点区域において、客引き行為等防止指導員による巡回・指導を実施するとともに、客引き行為等防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。
- 消費生活相談においては、相談員への専門的な研修等を実施し、スキルアップを図り、複雑化・多様 化する相談に的確に対応しています。

2 施策の主な課題

- 他都市と比べ、人口千人あたりの刑法犯認知件数は低くなっているものの、市民アンケートの「市政の 仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」となっており、市民の関心が高い分野 であること、特殊詐欺等犯罪の手口は日々変化していることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な 取組が求められています。
- より一層犯罪被害者等に寄り添った支援が求められている中、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるため、新たな支援制度を構築するとともに、相談窓口や支援制度等の効果的な広報・啓発活動に取り組む必要があります。
- 路上喫煙に対する市民の意識・関心が高まっており、要望・苦情等も恒常的に寄せられていることから、 継続して路上喫煙防止キャンペーン等による意識啓発や防止指導員による指導・啓発活動に取り組 む必要があります。
- 商店街などにおける客引き行為等が依然として行われていることから、継続して商店街や神奈川県警と 連携しながら、客引き行為等の防止に向けた取組を進める必要があります。
- 複雑化・多様化する消費者被害に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、効率的・ 効果的な相談体制の構築が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 防犯設備の設置の推進や路上喫煙等の防止による安全·安心な生活環境の整備
- ★ 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化
- ★ 犯罪被害者等に寄り添った生活支援を中心とした取組の推進
- ★ 消費者被害の未然防止に向けた関係機関との連携による取組の推進

4 直接目標

市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	10,685 件 (平成26 (2014) 年)	6,307 件 (令和2 (2020) 年)	10,400 件以下 (平成29 (2017) 年)	8,500 件以下 (令和3 (2021) 年)	8,500 件以下 (令和7 (2025) 年)
路上喫煙防止重点区域通行量 調査で確認された喫煙者数 (市民文化局調べ)	42 人 (平成26(2014)年度)	13 人 (令和2 (2020) 年度)	36 人以下 (平成29 (2017) 年度)	29 人以下 (令和3 (2021) 年度)	15 人以下(令和7(2025)年度)
消費生活相談の年度内完了 ^{※1} 率 ^{※2} (経済労働局調べ)	98.2 % (平成26 (2014) 年度)	99.7 % (令和2 (2020) 年度)	-	99.0 %以上(令和3 (2021) 年度)	99.0 %以上(令和7 (2025) 年度)

- ※1 完了とは、年度内に相談対応が完了したことを指します。
- ※2 消費生活相談の年度内完了率は、第1期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していましたが、第2期実施計画以降では他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直しています。

	現状			事業内容·目標	E	
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
方犯対策事業 市民、事業者、地域の防犯		た防犯意識の普及啓発 推進協議会」によるパト	けや防犯活動の推進 ロールや見守りなどの自主	上防犯活動等の実施		
関連団体、警察、行政等と連携し、安全・安心なまちづ	・自主防犯活動等の 実施	継続実施 —				事業推進
くりに向けた取組を推進します。	。地域で活動する自主 ・団体への支援	防犯活動団体への支援 継続実施 一				\rightarrow
	各種イベント等における・広報による啓発	3特殊詐欺被害防止等 継続実施 —	の広報啓発活動の実施			\rightarrow
	● 防犯カメラの設置に ・重点地区の指定による					
	・重点地区の検討	・重点地区の指定	・重点地区への防犯カメラ設置・運用			\Rightarrow
	。補助制度の運用による R2補助:50台	3設置の推進 ・設置の推進				\rightarrow
	● ESCO事業による防・防犯灯の新設・維持	犯灯のLED化、維持管 管理の実施	理等の実施			
	R2新設:428灯 R2維持管理: 約68,000灯	・新設・維持管理の実 施				・ESCO事業の 終了 (R8)[2026]
	·	果的な維持管理手法の検 ・維持管理手法の検	倹 討		>・維持管理手法の決	→・検討結果を踏
		討			定	まえた事業の実 施 (R9)[2027]
			発信を目的とした「かわさ	きき安全・安心ネットワー	クシステム」の運用	事業推進
	・システムの運用	継続実施 —				争未推進
	●警察官OBなど専門を R2パトロール数:週5 日間実施		心まちづくり対策員」によ	る地域パトロールと住宅(の防犯診断の実施	\rightarrow
		診断件数:50件以 上	診断件数:50件以 上	診断件数:50件以上	診断件数:50件以 上	\Rightarrow
	●出張防犯相談コーナ R2開設数:13回 (R1:38回)	ー の開設 開設数:35回以上	開設数:35回以上	開設数:35回以上	開設数:35回以上	\Rightarrow
犯罪被害者等を支える地域	総合的な犯罪被害者経済的支援、日常生・制度構築	替等支援の実施 活支援や心理的ケアに係・支援の実施	系る支援等の実施			事業推進
社会づくりを進めるため、新たな支援制度を構築するとともに、相談窓口や支援制度な		向けた広報啓発活動等 ・広報啓発活動の実	の実施 			
どの効果的な広報啓発活動 等を実施します。		施 罪被害者支援相談の実	美施			
	・相談の実施 R2実施数:25回	・ワンストップ支援窓口 の設置・運用				7

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
格上喫煙防止対策事業		員による巡回活動・指導	、啓発等の実施			
たばこの火から歩行者の安全 を守るため、路上喫煙の防止 についての普及啓発や、重点 区域を中心に路上喫煙防止	・巡回・指導等の実施 ●ポイ捨て禁止と連携 R2開催数:81回 (R1:92回)	継続実施 一 した路上喫煙防止キャン 開催数:90回	ペーン の実施 開催数:90回	開催数:90回	開催数:90回	事業推進
指導員の巡回による注意・指 導等を実施します。	・路上喫煙者に係る通・調査の実施・路上喫煙防止重点	経行量調査の実施 継続実施 一 区域の拡大等に向けた根	食討			\rightarrow
	・重点区域の検討	継続実施				\rightarrow
客引き行為等防止対策 事業	● 商店街や県警と連携 開催数:3回	した客引き行為等防止 開催数:3回	キャンペーン等の実施 開催数:3回	開催数:3回	開催数:3回	事業推進
市民等が安心して公共の場	● 客引き行為等防止指 ・巡回・指導の実施	指導員の巡回活動による 継続実施 ―	指導、啓発等の実施			\rightarrow
所を利用または通行することができるよう、「客引き行為」	●客引き行為等防止重	直点区域の実態調査の 乳	実施及び調査を踏まえた	重点区域の検討		
ます。	・実態調査の実施及び 重点区域の検討	継続実施				7
肖費生活相談事業		・計画に基づく取組の推進 ・計画に基づく消費生				事業推進
消費生活に関する相談や苦情に対して、消費生活相談 員が専門的な知見に基づく	画」に基づい取組の推進	活に関する相談や苦	費生活に関する相談 や苦情への対応と取組			尹耒胜匹
情報提供等の適切かつ迅速 な処理を行い、消費者被害 の救済及び未然防止を図り	● 消費牛活相談員等[定 こ対する研修機会の確係	ē.			
ます。	・相談員等のレベルアップに向けた研修会等の実施	継続実施 —				>
	R2消費生活相談の年 度内完了率: 99.7%			消費相談の年度内完 了率:99.0%以上		\Rightarrow
	●効率的・効果的な運	営体制の構築に向けた ・国の動向を踏まえた、 デジタル技術を活用し	取組 			\rightarrow
		た効率的・効果的な運営体制の検討・構築				
当費者啓発育成事業	●年齢や特性に応じた・出前講座や講演会	消 費者被害未然防止等 継続実施 —	のための消費者教育の	展開		事業推進
消費者被害の未然防止等の ための消費者の自立支援及 び消費者市民社会の形成に	等の実施による消費者教育の展開					, 子来正是
向けた消費者教育の効果的 な推進を図ります。	消費生活に関する情・情報誌、ホームページ、メールマガジン等による情報発信	報発信 継続実施 一				\rightarrow
	●消費者市民社会のF・イベントや教育講座	ド 成に向けた消費者教育 継続実施 一	育・啓発の実施			\rightarrow
	等による消費者教育・ 啓発の実施					

施策1-2-2 交通安全対策の推進

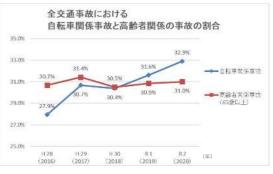






これまでの主な取組状況

- 交通安全対策基本法に基づき、交通ルールの遵 守及び交通マナーの向上のため、啓発活動で市 民の交通安全意識の高揚を図るとともに、年齢 段階別に交通安全教室を実施するなど、「交通 事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた 取組を進めています。
- 交通事故の抑止を目的として、歩道設置や交差 点改良、カーブミラーなどを整備し、歩行者の安全 を確保するとともに、通学児童が交通事故に巻き 込まれないよう、スクールゾーン対策等を実施して います。
- 市内の各駅周辺や商店街など、歩行者等の安全な通 行を確保するための駐輪場の整備や、自転車等放置禁 止区域の指定を行うとともに、自転車利用者の駐輪場 への誘導、ルール・マナー等の啓発活動など、効率的・効 果的な放置自転車対策の取組を進めています。



資料:市民文化局調べ



自転車の安全な乗り方教室

施策の主な課題

- 交通事故発生件数は減少していますが、依然として交通事故全体に占める高齢者関係事故件数の 構成率が高いことや、自転車関係事故の割合が県内の構成率を上回っており、高齢者と自転車に関 する交通事故防止対策が求められています。
- 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けた啓発活動について、社会のデジタル化に即した手法 を取り入れていくことが求められています。また、自転車の放置は一定程度減少しているものの、夕方の 買い物利用客等により自転車等が放置されている地域もあることから、ニーズに応じた駐輪場整備や一 層の効率的・効果的な撤去業務等を進めていく必要があります。

- 施策の方向性
 - 特に事故構成率の高い高齢者と自転車利用者を含めた各世代に対する、交通事故防止に向け た交通安全教育の推進
 - デジタル化に即した交通安全啓発の推進
 - 歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備
 - 更なる放置自転車の削減に向けた効率的・効果的な対策の推進
 - 夕方の買い物利用者への放置対策に向けて、放置の状況を考慮した、重点的な撤去活動の推 進

市内の交通事故を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
交通事故発生件数 (神奈川県警交通年鑑)	3,696 件 (平成26 (2014) 年)	2,878 件 (令和2 (2020) 年)	3,500 件以下 (平成29 (2017) 年)	3,200 件以下 (令和3 (2021) 年)	2,878 件以下 (令和7 (2025) 年)
放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	3,367 台 (平成27 (2015) 年度)	2,011 台 (令和2 (2020) 年度)	3,200 台以下 (平成29 (2017) 年度)	2,800 台以下 (令和3 (2021) 年度)	1,600 台以下(令和7(2025)年度)

	現状	事業内容・目標							
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)			
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降			
ど涌安全推進事業	● 各種団体等で構成す	する「交通安全対策協議	。 会」を中心とした交通安	全運動等の実施					
**************************************	o各季(春·夏·秋·年	末)及び強化月間での	キャンペーン実施やデジタル	レ技術の活用も踏まえた広	は報・啓発活動の実施				
交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警	・啓発活動の実施	継続実施				事業推進			
察、市民等と協働・連携し、	◆ 交通安全 意識の高さ	易に向けた交通安全教室	室の盟催						
交通事故のない安全で住み			と と世代での交通安全教室	・講話の実施					
よい社会の実現をめざした取			開催数:490回以上		開催数:490回以上	\rightarrow			
組を進めます。	(H30:534回)								
	● 享齢運転者の交通	事故防止を目的とした啓	発活動の実施						
	・運転適性検査及び	継続実施				\rightarrow			
	認知・判断力講習会	12000							
	の開催								
	・啓発活動の実施	・啓発活動の充実				\rightarrow			
	● 白転車マナーアップお	指導員による巡回活動の)事施						
	・巡回活動の実施	継続実施 一				\rightarrow			
	R2巡回数:194日	12000							
		」の路面表示の補修・新 路面表示: 81件	《クールゾーン対策の実施 設 路面表示:120件	路面表示:120件	路面表示:120件	→			
	146件								
	。通学路の電柱巻付表	示の設置							
	R2電柱巻付表示:	電柱巻付表示:	電柱巻付表示:	電柱巻付表示:	電柱巻付表示:	\rightarrow			
	676件	600件	750件	850件	800件				
	●交通事故相談所にある	おける交通事故被害者は	を援のための専門相談の	実施					
	。高津区役所内相談プ	「ースにおける専門相談員	はによる交通事故相談の実	ミ施					
	・相談の実施	継続実施 -				\rightarrow			
	・中原区役所内相談プ	「ースにおける弁護士によ ^っ	る交通事故相談の実施						
	・相談の実施	継続実施 一				\rightarrow			
_ A L== +L M+=+= 104									
全施設整備事業	●歩行者と車両を分離 R2実績:1,485m	することで安全を確保す 歩道設置延長:	る 歩道の設置 歩道設置延長:	歩道設置延長:	歩道設置延長:	事業推進			
交通事故の抑止を目的とし	K2天棋:1,405III	少追該追延長: 年1,000m以上	少追設追延長: 年1,000m以上	少追設追延長: 年1,000m以上	少旦設旦延長: 年1,000m以上	尹未推進			
た歩道設置や交差点改良、		中1,000111以上	41,000111以上	中1,000111以上	41,000 加以上				
カーブミラー、区画線などを整		円滑な交通を促す交差							
備し、歩行者等の安全を確	R2実績: 9箇所	改良箇所数:	改良箇所数:	改良箇所数:	改良箇所数:	\rightarrow			
保します。		年7箇所以上	年7箇所以上	年7箇所以上	年7箇所以上				
	●道路安全施設の整備	備及び維持補修							
	・整備、維持補修の実	継続実施 一				\rightarrow			
	施								

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	今和 F (2022)	令和6(2024)		令和8(2026
子加于米山						
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
置自転車対策事業	●駐輪場等の整備推済	<u>隹</u>				
歩行者の安全な通行を確保	・駐輪場不足地区への	・駐輪需要に応じた駐				事業推進
するため、駐輪需要に応じた	整備・拡充(宮崎台					
駐輪場整備や放置自転車の	駅周辺、登戸駅周辺					\rightarrow
撤去など、総合的な対策を	ほか)	代替駐輪場の再整備				
推進します。	・駐輪場の効率的な管					\rightarrow
	理運営に向けた取組の					
	推進					
	●駐輪場再編に向けた	:検討				
	・駐輪場の再編整備に	・各施設の実態調査、	・各施設の再編整備	・方針に基づく取組の		\rightarrow
	向けた検討	カルテの作成・再編整	方針策定	推進		
		備に向けた検討				
	放置対策·利用環境	整備の推進				
		・北部地区における一	効果検証を踏まえた。			->
		括委託化の効果検証				
	委託化の推進	JI S TO TO - > > > N TO TO TO	委託化の推進			
		・撤去・啓発活動の拡				\rightarrow
	駐輪場への誘導、啓発	充(重点箇所の設				
	活動の実施	定)				
	・放置禁止区域の指					
	定 (若葉台駅)					
	保管所の再編整備の	の推進				
	・保管所再編に向けた					\rightarrow
	検討・とりまとめ	推進				
				・総合的な駐輪場・保		\rightarrow
				管所のあり方の検討		
切道改善推進調査事	●踏切道改良促進法					****
	・地方踏切道改良計	継続実施				事業推進
踏切事故の危険性を低下さ	画に基づく取組の推進					
踏切事故の危険性を低下さ せるため、踏切の安全対策を	● 踏切道の安全性向_	上に向けた取組の推進				
進めます。	・踏切道の調査及び対	継続実施 —				\rightarrow
(生のよう。	策内容の検討					

施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



1 これまでの主な取組状況

- 市民生活に身近な鉄道駅周辺などを中心に、高齢者や障害者にも利用しやすい環境整備や、外国人等にも配慮した表示など、きめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。
- 高齢者や障害者など誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進や鉄道駅におけるホームドア等の整備に向けた取組を推進しています。また、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性の向上に向け、JR津田山駅の橋上駅舎及び自由通路の供用を開始するとともに、JR稲田堤駅の橋上駅舎化等の取組を推進しています。



JR 稲田堤駅橋上駅舎化完成イメージ



小田急小田原線登戸駅ホームドア

2 施策の主な課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に推進する「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」 や国における「ユニバーサルデザイン2020行動計画」などを踏まえ、心のバリアフリーなども含めたユニバー サルデザインのまちづくりを推進する必要があります。
- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、引き続き、公共交通におけるバリアフリー化の促進や鉄道駅における安全性・利便性の向上等に取り組む必要があります。

3 施策の方向性

- ★ ユニバーサルデザインのまちづくりやソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進
- ★ 鉄道駅におけるホームドアの整備促進など、誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けた取組の推進

誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
バリアフリー化すべき重要な特定の 道路 ^{※1} の整備割合 (まちづくり局調べ)	35 % (平成26 (2014) 年度)	96 % (令和2(2020)年度)	65 %以上 (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和2(2020)年度)	100 % (令和7 (2025) 年度)
市内法人タクシーに占めるユニバー サルデザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	2.5 % (平成26 (2014) 年度)	14.3 % (令和2 (2020) 年度)	10 %以上 (平成29 (2017) 年度)	10 %以上(令和2(2020)年度)	25 %以上(令和7(2025)年度)
誰もが安全・安心に公共的施設**2 を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	49.1 % (平成27 (2015) 年度)	46.8 % (令和3 (2021) 年度)	49.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49.7 %以上(令和3 (2021) 年度)	50 %以上(令和7(2025)年度)
駅利用者10万人以上の駅等におけるホームドア等の累計整備番線数 (まちづくり局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	14 番線 (令和2 (2020) 年度)	-	-	36 番線以上(令和7(2025)年度)

※ 1 重要な特定の道路:高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路

※ 2 公共的施設 : 福祉のまちづくり条例第 2 条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

計画期間の主な取組

	現状	事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
ユニバーサルデザイン推進事業 「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	○ユニバーサルデザインの・事業者等への普及啓発「誰もが分かりやすいな・・駅周辺や公共施設等での取組推進	公共サイン整備に関するが 継続実施 ― 想・推進構想」に基づくバ 継続実施 ―	が推進 イドライン」に基づく取組の ジリアフリー化の推進 ・効果的な推進に向け			→ 事業推進→ →→ →	
ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業 ユニバーサルデザインタクシーの普及を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	● ユニバーサルデザイン R2導入割合: 14.3% ● 拠点駅や公共施設等 ・協議調整	タクシーの普及促進 ・利用環境の向上及び・普及促進に向けた取 組の推進 多を中心としたユニバーサ ・拠点駅周辺整備等・の機会を捉えた乗り場 整備に向けた調整		を り場整備の推進 ・大師橋駅駅前広場 整備完了	・登戸駅、向ヶ丘遊園 駅駅前広場整備完了	事業推進	

基本政策1

学本政策 2

基本收策分

基本政策4

	現状	事業内容·目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
南武線駅アクセス向上等 整備事業 鉄道による地域分断の改善 や踏切を利用する駅利用者 の安全性・利便性を高めるな ど、駅へのアクセスの向上を図 ります。	・自由通路及び橋上 駅舎の整備推進	ウセス向上の取組の推進 な久地駅の駅アクセス向 継続実施	・自由通路及び橋上 駅舎の整備完了	·駅前外構工事完了 (事業完了)		事業推進	
失道駅ホームドア等整備 第		・整備完了 (JR南武線武蔵溝ノ 口駅(本線 2 線)、	の協議、調整 ・整備完了 (JR南武線川崎駅、 JR南武線武蔵中原駅			事業推進	

施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理



KAWASAKI SDGs







1 これまでの主な取組状況

- 市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、その他の道路施設については、「道路維持修繕計画」や「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、事故を未然に防止し、常に安全で良好な状態で利用できるよう着実に修繕・点検を実施しています。
- 河川・水路については、激甚化・頻発化する水害及び施設の老朽化への対応が急務となっていることから、水害の防止と施設の機能保全に向け、「河川維持管理計画」に基づいた計画的な維持管理を行っています。
- 道水路台帳図のデジタル化を図るとともに、台帳図を 効率的に管理し活用するシステムを構築し、専用端末 機の設置やホームページでの公開など、新たな情報提 供サービスを実現しました。



道路施設点検の状況



護岸変化の状況

2 施策の主な課題

- 市民生活や経済活動の根幹である道路、橋りょうや、河川施設、水路等インフラ施設の老朽化の進行に伴い、健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、点検や修繕を効率的・効果的に進める必要があります。
- 道路等について、効率的な管理や災害時の早期復旧が可能となるよう、地籍調査等で得た道路等の 座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載するなど、利活用の促進に向け、システムの 機能向上を図る取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進
- ★ 持続可能で効率的な維持管理による施設等の長寿命化の推進
- ★ 道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進

年戦略

基本政策 1

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
道路施設の健全度 (5年以内に補修や修繕が不要 な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	73 % (平成26 (2014) 年度)	92 % (令和2 (2020) 年度)	81 %以上 (平成29 (2017) 年度)	93 %以上(令和3 (2021) 年度)	98 %以上(令和7(2025)年度)
地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・ 閲覧システムに搭載した累計点数 (建設緑政局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	第3期実施計画 から新たに実施	-	-	58,000 点以上(令和7 (2025) 年度)
不法占拠解消の累計件数 (令和3(2021)年3月末時 点の不法占拠件数1,313件) (建設緑政局調べ)	90 件 (平成26 (2014) 年度)	523 件 (令和2 (2020) 年度)	330 件以上 (平成29 (2017) 年度)	650 件以上(令和3 (2021) 年度)	970 件以上 (令和7 (2025) 年度)
不法占拠者への指導の年間実施 回数 (建設緑政局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	264 回 (令和2 (2020) 年度)	-	-	500 回以上(令和7(2025)年度)

[※] 成果指標の「被災時の復旧に寄与する道路台帳の割合」は、第2期実施計画期間内に、目標を達成したため、第3期実施計画の成果指標の掲載からは除外しています。

	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)		令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
計画的な道路施設補修 事業	●「道路維持修繕計画 ・実施プログラムに基づ く計画的な修繕と定期	i」に基づく取組の推進 継続実施 ―				事業推進
誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を	点検の実施(幹線道 路の舗装、トンネル、道 路擁壁、道路照明、 横断歩道橋等)					
適切に進め、施設の機能確保を図ります。		・「道路維持修繕計 画」の検証	・「道路維持修繕計 画」の改定			
MODEL CONTROL	●「橋りょう長寿命化修	経計画」に基づく取組の	推進(修繕工事、補修	工事、橋りょう点検等)		
	・実施プログラムに基づく計画的な取組	継続実施──				>
河川·水路維持補修事業	●河川・水路施設の適	切な維持管理の推進				
治水安全度の確保のため、 河川・水路施設の適切な維	・「河川維持管理計 画」の改定(予定)	・計画に基づく補修や 維持管理の推進				事業推進
持管理を行うとともに、施設 の長寿命化を図ります。		・上河原堰堤の機械・ 電気施設更新工事	・上河原堰堤の耐震 補強工事及び扉体の			完成予定 (R9)〔2027〕
까도작매IU조되기요 9 °			長寿命化工事			(13)(2027)

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)		令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
道水路不法占拠対策事業 不法に占有されている本市が管理する道路敷、水路敷及び河川敷の実態を把握し、除却指導や法的措置などを実施することによって不法占拠の解消を進めます。	・道路パトロール等の実施 ・不法占拠者への指導・継続的な除却指導 ・解消困難案件への対	明発見に向けた取組の推 継続実施 ―の実施 継続実施 ― 応 ・解消困難な案件に対 する法的措置に向けた				事業推進
道水路台帳整備事業 道水路の効率的な管理や災 害復旧等に寄与する道水路 台帳平面図等管理・閲覧シ ステムの機能向上を進めると ともに、土地境界確定等業 務や境界標等保全業務の効 率的な執行を図り、適正な 管理を推進します。	● システムの機能向上の ・機能の追加拡充 ● 土地境界確定等業績 ・業務の実施 ● 境界標、公共基準点 ・保全の実施 ● 測量成果の適正管理 ・適正管理	・道水路境界座標値 データのシステム搭載 像の効率的な執行 継続実施 原の保全 継続実施				事業推進

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

1 政策の方向性

- 水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。
- 今後も、市民生活をしつかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称	計画策定時	現状	目標
(指標の出典)	(H27)[2015]	(R1)[2019]	(R7)[2025]
上下水道サービスについて満足している市民の 割合 (市民アンケート)	60.6%	62.3%	65%以上

3 施策の体系

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上

施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上



KAWASAKI SDGs



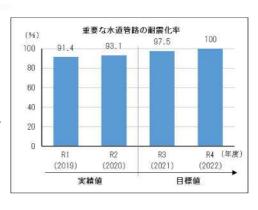






1 これまでの主な取組状況

- いつでも安心して使用することのできる水道水を安定して供給するとともに、大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、平成30(2018)年度に末吉配水池や宮崎配水塔などの更新・耐震化を完了しました。引き続き配水池・配水塔などの更新・耐震化を進め、重要給水施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化に取り組んでいます。
- 応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小・中学校に、給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備を進めています。
- 良質で安全な水道水を安定して供給できるよう、水道水の安全性に影響を及ぼす可能性のある要因を抽出し、水源から給水栓まで徹底した水質管理を実施するとともに、上下水道局ホームページなどで水道水の水質に関する情報を提供しています。また、塩素臭の少ないおいしい水の供給に向けて、残留塩素濃度の低減・平準化に取り組んでいます。
- 将来にわたり持続可能な工業用水道を実現するため、 耐震性及び経年度などを考慮し、施設・管路の更新・耐 震化を計画的に実施しています。



資料:上下水道局調べ



給水栓における水質管理

2 施策の主な課題

- 水道施設においては、令和4 (2022) 年度までに配水池・配水塔の耐震化を完了させる予定ですが、引き続き送水管などの更新や事故等に備えたバックアップ機能強化・断水リスク軽減のための管路等を整備する必要があります。
- 工業用水道施設においては、浄水場などの主要施設に対して、大規模地震や激甚化・頻発化する風水害などの災害時でも機能を確保できるよう耐震化や浸水対策を実施するとともに、臨海部の企業動向や将来の工業用水道の需要動向を踏まえた施設・管路の更新・耐震化に向けて検討を進める必要があります。
- 大規模な災害に備え、地域防災計画で避難所や地域防災拠点に指定しているすべての市立小・中学校等に開設不要型の応急給水拠点を整備するとともに、更なる利便性の向上に向けて応急給水拠点の拡充を図る必要があります。

3 施策の方向性

継続する必要があります。

- ★ 老朽化した水道施設・管路の更新及び耐震化の推進
- ★ 大規模災害に備えた応急給水拠点の整備及び更なる利便性の向上の推進
- ★ 良質で安全な水の安定供給に向けた水質管理の徹底
- ★ 主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策の推進及び長期的需要動向を踏まえた施設・管路の将来構想の検討

4 直接目標

● 安全でおいしい水を安定的に供給する

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重要な管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	70.6 % (平成26 (2014) 年度)	93.1 % (令和2 (2020) 年度)	85.1 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.5 %以上(令和3 (2021) 年度)	100 % (令和4 (2022) 年度)
管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	36.7 % (令和2 (2020) 年度)	-	38.3 %以上(令和3 (2021) 年度)	44.9 %以上(令和7 (2025) 年度)
災害時の確保水量* (上下水道局調べ)	2.8 万㎡ (平成26 (2014) 年度)	16.4 万㎡ (令和2 (2020) 年度)	11.1 万㎡以上 (平成29(2017)年度)	16.4 万㎡以上 (平成30 (2018) 年度)	16.6 万㎡ (令和6 (2024) 年度)
開設不要型応急給水拠点の整備 率 (上下水道局調べ)	7.6 % (平成26 (2014) 年度)	55.2 % (令和2(2020)年度)	26.2 %以上 (平成29 (2017) 年度)	66.1 %以上 (令和3 (2021) 年度)	100 % (令和5(2023)年度)
工業用水道の浄水場等連絡管整 備率 (上下水道局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	第3期実施計画 から新たに実施	-	-	100 % (令和7 (2025) 年度)

[※] 災害時の確保水量は、第1期実施計画では、確保水量の目標値を1人1日3リットルを使用する想定で、何日分確保されているかを示していましたが、計画確保水量の達成状況に関わらず、将来推計人口の変動の影響を受けるため、第2期実施計画からは指標管理を水量に見直しています。

6

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標			
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
E要施設の更新・耐震化 B業	●主要な水道施設の頭。 ・黒川高区配水池の耐						
P未 	・耐震化の着手	・耐震化の完了					
配水池・配水塔など主要な 水道施設の耐震化や災害時 の水道水の確保を目的とした 緊急遮断弁の整備等を進め	千代ヶ丘配水塔の更・2号塔耐震化の着手		・1 号塔更新の着手	・1号塔更新の完了			
ます。	長沢浄水場排水処理・更新・耐震化の推進					事業推進	
	●災害時の水道水の砂 ・黒川高区配水池への ・整備の着手	確保を目的とした緊急遮 整備 ・整備の完了	断弁の整備等の推進				
	千代ヶ丘配水塔への整	 整備					
	・整備の着手			●・整備の完了			
				災害時の確保水量: 16.6万m ³			
送・配水管の更新・耐震	●老朽化した送水管・	配水本管の計画的な更	新の推進				
七事業	。送水管・配水本管の						
老朽化した送・配水管や重	・更新の推進	継続実施				事業推進	
要な管路の計画的な更新・耐震化を実施するほか、事	水道基幹管路のバック・整備の推進	7アップ機能強化のための 継続実施 —	二重化・ネットワーク化の	推進 		\rightarrow	
故等に備えた管路の整備を	●重要施設への供給ル	ノートや震災時の被害が	懸念される老朽配水管な	などの「重要な管路」 [※] のi	耐震化の推進		
実施します。また、応急給水拠点の整備や利便性向上の	・重要な管路の耐震化 の推進	・整備の完了					
取組を進めます。	R2重要な管路の耐震 化率:93.1%	重要な管路の耐震化 率:100%					
			77 D X 0 T T 1 0 1 1 1 1				
	●俊九及寺で考慮しく	・耐震化路線の検討	*管路」**の耐震化の推進 ・耐震化の推進	<u> </u>		\rightarrow	
	- = +cn+++++\m = + =						
	更新可期を迎えた証・更新・耐震化の推進	記水管の計画的な更新・ 継続実施 ──	一				
	R2管路の耐震化率: 36.7%	中巴纳人大力已					
	●給水器具の設置等の	D手間なく利用できる開	設不要型応急給水拠点	の整備の推進			
	·市立小中学校22校	・配水池・配水塔など					
		1 か所	整備率:100%				
	●応急給水拠点の利何	更性向上の推進 ・整備箇所の検討		▶・整備の推進		\rightarrow	
		正明四川小八大町		正加公儿氏			
合水管の更新事業 	●給水管更新の推進 。家屋の建萃え等に会	りせた老朽給水管の更新	デの 推進				
漏水の主な原因となっている	 ・更新の推進	Dせに名わ結水官の更新 継続実施 ―	川の近年			事業推進	
老朽給水管を更新するとともに、輻輳する老朽給水管の	ᇫᄙᆉᅉᆕᇎᇎᅡᅩᆂ	 	2当の宇施				
解消を実施します。	・取組の推進	# 継続実施 ― # # # # # # # # # # # # # # # # # #	F/Hツ天心				

※ 災害医療や避難対策及び災害対応における給水の重要性を考慮して選定した重要な施設への供給ルート等である「重要な管路」の耐震化が令和4年度に完了見込のため、新たに災害救助活動における給水の重要性を考慮した重要な施設への供給ルート等を検討し、「新たな重要な管路」として耐震化を推進します。

総論

10年戦略

基本政策1

全本政策 2

基本政策3

基本政策 4

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
《道水質の管理業務	●「水安全計画」による	5総合的な水質管理の 実	建施			
良質で安全な水道水をご家	o 水源から給水栓までの					
庭に届けるため、水源から給	・水質管理の実施	継続実施 —				事業推進
水栓までの徹底した水質管	●「水質検査計画」に基	基づく水質検査の実施と	情報提供			
理や塩素臭の少ないおいしい	水道基準に係る定期	検査や水道自動測定に	よる毎日検査の実施			
水の供給に向けた取組を継	・水質検査の実施	継続実施				\rightarrow
続して実施します。	水道水質検査優良記	式験所規範(水道GLP)	の認定による検査精度と	と信頼性の確保		
	・取組の推進	継続実施 -				\rightarrow
		・水道GLPの認定更新				
	。ホールページ竿を通じす	こ と水道水の水質に関する	生むの担件			
	・水質関連情報の提	継続実施	I FIX VIJE IX			_
	供	小型小儿关 加色				
		しい水の供給への取組				
	・残留塩素低減化に 向けた取組の推進	継続実施				eg
	同りた取組の推進					
業用水道施設の整備	●老朽化した工業用オ	K道管路の更新等の推進	<u>t</u>			
業	• 老朽化した管路の更新	新				
·*	・更新の推進	継続実施 -				事業推進
浄水場など主要な工業用水	●断水リスク低減等を	目的とした送水管の二番	化・ネットワーク化の推進	ŧ		
道施設の耐震化・浸水対策			のための二重化・ネットワー	=		
を実施するとともに、将来の		整備の検討	・整備の着手		・整備の完了	
需要動向を踏まえ、施設・管					工業用水道の浄水場	
路の更新に向けた検討を進め ます。					等連絡管整備率:	
£9°					100%	
	●需要動向を踏まえた	工業用水道施設・管路	の将来構想の検討			
		・浄水場・送水管の更				更新の着手
	た検討	新に向けた検討				
	▲工業田水道体型の配	耐震化及び浸水対策の	# ##			
	●工業用水道施設の●長沢浄水場排水処理		性性			
	・更新・耐震化の推進					事業推進
		THE THE THE				于未证医
	施設の浸水対策					
	でが色成でが交が入り外	対策の着手				

施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成



KAWASAKI SDGs^{*}

















これまでの主な取組状況

- 大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限 に抑えるため、避難所や重要な医療機関等と水処理セ ンターとを結ぶ重要な管きょの耐震化を進め、川崎駅以 南の地域は令和3(2021)年度までに整備を完了し、 その他の地域においても整備を推進しています。また、水 処理センター・ポンプ場において管理棟の耐震化を行い、 大規模地震発生時にも施設を運転・制御する機能の確 保を令和元(2019)年度までに完了しました。引き続 き、揚水機能の確保などを目標とした耐震化を推進して います。
- 重要な下水管きょの耐震化率 (%) 100 89.7 86.3 87.0 85.8 80 60 40 20 R7 (年度 (2019)(2020)(2025) 実績値 目標値

資料:上下水道局調べ

- 都市化の進展による雨水流出量の増大や気候変動の 影響による短時間・局地的な大雨など、雨の降り方の変 化などにより浸水被害が発生していることを踏まえ、浸水 リスクの高い重点化地区の対策を推進するとともに、局 地的な対策として、令和元年東日本台風による浸水被 害を踏まえた対策などを推進しています。
- 東京湾における富栄養化の原因となっている窒素やりん の排出量を削減できる高度処理について、平成30 (2018) 年度に入江崎水処理センター(西系)の高 度処理化を完了しました。引き続き、等々力水処理セン ターなどへの導入を推進しています。



大師河原貯留管

- 合流式下水道は雨天時に処理しきれない下水が川や海に放流されるしくみのため、雨天時の放流回 数を減らすなどの改善対策として、平成30(2018)年度に大師河原貯留管の整備を完了しました。 引き続き、大師河原ポンプ場の改築及び六郷遮集幹線の整備を推進しています。
- 健全な下水道機能を継続的に維持していくため、令和2(2020)年度からアセットマネジメントの本 格的な運用を開始し、管きょの不具合による道路陥没や設備故障による水処理センター・ポンプ場の 機能停止などのリスクと再整備や改築に要するコストのバランスを考慮しながら、中長期的な視点を踏ま え、計画的な老朽化対策を推進しています。

- 今後想定される首都直下地震等の巨大地震に備え、被災時の市民生活への影響を最小限に抑える ため、被災時に必要となる下水道機能に重点化を図り、計画的かつ効率的に下水道施設の地震対 策を進めていく必要があります。
- 近年の激甚化・頻発化する風水害に備え、引き続き、浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用や、老朽化対策も考慮した効率的・効果的な浸水対策を進めるとともに、局地的な対策として、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた中長期対策などの検討を進める必要があります。
- 東京湾では下水処理水などに含まれる窒素やりんを原因として富栄養化が進み、赤潮などの被害が依然として発生しているなど、更なる水質改善が必要な状況であることから、東京湾の水質環境基準の達成に向け、「東京湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、水処理センターの高度処理化を進める必要があります。
- 合流式下水道については、下水道法施行令において令和5(2023)年度までに達成すべき技術上の基準が定められているなど、公共用水域の水質の改善に向けた着実な事業の推進が求められています。
- 昭和初期から整備を進めてきた下水道施設は、老朽化による劣化が進行していることから、施設の劣化状況を適切に把握しつつ、リスクとコストのバランスや中長期的な視点を踏まえて、計画的に老朽化対策を進めることが求められています。
- 下水道事業は、下水処理の過程で多くの電力を消費するとともに、温室効果ガスを排出していることから、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向けて、施設・設備の更新等に合わせた省エネルギー化や、温室効果ガス排出量のより一層の削減が求められています。

3 施策の方向性

- * 下水道の管きよ・施設の地震対策の推進
- ★ 重点化地区や令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた局地的な浸水対策等の推進
- ★ 水処理センターの高度処理化の推進
- ★ 下水道法施行令への対応に向けた合流式下水道の改善
- ★ 下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進
- ★ 下水道事業における地球温暖化対策の推進

4 直接目標

● 地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す

5

名 称	計画策定時	現状	第1期実施計画期間		第3期実施計画期間
(指標の出典)			における目標値	における目標値	における目標値
	第3期実施計画 から新たに設定	市内全域 86.3 % (令和2 (2020) 年度)	_	_	市内全域 89.7 %以上 (令和7 (2025) 年度)
重要な管きょの耐震化率※1	川崎駅以南の地域	川崎駅以南の地域	川崎駅以南の地域	川崎駅以南の地域	川崎駅以南の地域
(上下水道局調べ)	33.5 % (平成26 (2014) 年度)	99.2 % (令和 2(2020)年度)	67.2 %以上 (平成29(2017)年度)	100 % (令和元(2019)年度)	100 % (令和7 (2025) 年度)
	川崎駅以北の地域	川崎駅以北の地域	川崎駅以北の地域	川崎駅以北の地域	川崎駅以北の地域
	第2期実施計画 から新たに設定	4.6 % (令和 2(2020)年度)	-	9.6 %以上 (令和3(2021)年度)	28.4 %以上 (令和7(2025)年度)
避難所や重要な医療機関と水処 理センターとを結ぶ重要な管きょの 耐震化率 (上下水道局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	59.7 % (令和2 (2020) 年度)	-	-	89.0 %以上(令和7(2025)年度)
浸水対策実施率(丸子、宮崎、 大師河原、馬絹、久末地区) (上下水道局調べ)	22.6 % (平成26 (2014) 年度)	100 % (令和2 (2020) 年度)	57.8 %以上 (平成29 (2017) 年度)	100 % (平成30 (2018) 年度)	100 % (令和7 (2025) 年度)
浸水対策実施率(三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区) (上下水道局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	24.3 % (令和2 (2020) 年度)	-	29.3 %以上(令和3 (2021) 年度)	40.8 %以上(令和7 (2025) 年度)
排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数*2(令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率(想定)) (上下水道局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	5 対策 (64.4%) (令和2(2020)年度)	-	-	7 対策 (65.2%) (令和7(2025)年度)
合流式下水道改善率(雨天時に 川や海に処理しきれない下水が放 流されることへの対策) (上下水道局調べ)	68.5 % (平成26 (2014) 年度)	73.5 % (令和2 (2020) 年度)	73.5 %以上 (平成29(2017)年度)	73.5 %以上(令和3 (2021) 年度)	100 % (令和 5 (2023) 年度)
高度処理普及率 (上下水道局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	34.5 % (令和2 (2020) 年度)	_	59.3 %以上(令和3 (2021) 年度)	100 % (令和6 (2024) 年度)
管きょ再整備率(管きょ再整備重 点地域) (上下水道局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	35.3 % (令和2 (2020) 年度)	_	-	39.8 %以上(令和7(2025)年度)
温室効果ガス排出量の削減割合 (2013年度比) (上下水道局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	▲ 21.6 % (令和2 (2020) 年度)	_	-	▲27.7 %以上 (令和7 (2025) 年度)

^{※1} 川崎駅以北の地域は、耐震化が必要な重要な管きょ(耐震診断結果により耐震性を有する管きょは除く: 平成 30 (2018) 年度末時点)を対象とした成果指標とします。

^{※2} 令和元年東日本台風により水害が発生した排水樋管周辺地域(山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域)における浸水対策について、短期対策、当面の 対策、中期対策(計 11 対策)の内、令和 7(2025)年度末までの目標を定め、取組の推進をめざします。なお、中期対策(4 対策)が供用された場合 (令和 9 年(2027)度予定)、床上浸水面積は 75.4%解消する見込みです。

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度以降
下水道の管きよ・施設の地震対策事業 避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な下水管きよや水処理センター・ポンプ場の耐震化などを推進します。	●重要な管きょの耐震・耐震化の推進 R2重要な管きよの耐震化率:86.3% (市全域)、99.2% (川崎駅以南) 4.6% (川崎駅以 北)	継続実施 一				事業推進
	汚水揚水機能の確保・取組の推進(大島ボンブ場ほか)	に向けた取組の推進	奇水処理センター)		・・汚水揚水機能の確 保の完了	
	・取組の推進●汚泥圧送管の地震対・耐震化の推進	継続実施 ― 対策の推進			・・耐震化の完了	>
浸水対策事業 浸水リスクの高い重点化地区 において、既存施設の更なる 活用等の浸水対策を推進す るほか、令和元年東日本台 風による浸水被害を踏まえた		継続実施 一	推進 崎駅東口周辺、大島、都	現音川地区)における浸	水対策の推進	事業推進
対策などを推進します。また、 外水氾濫等の発生時における下水道施設の機能確保に向けた対策を推進します。		おける浸水シミュレーション	に基づく浸水対策の推進 - バイバス管の整備完了	<u>E</u>		中期対策の供用 開始予定 (R9)[2027]
	施数:5対策 ・個別の状況確認を踏・対策の推進 ●下水道施設の浸水 ・耐水化計画の策定	継続実施 <u></u> 対策(耐水化)の推進				事業推進
高度処理事業		設整備による更なる高度	・			
ごれまでの下水処理に加え、 赤潮などの原因となる窒素や りんの排出量を削減できるよう、水処理センターの高度処 理化を推進します。	等々力水処理センター・取組の推進● 既存施設の一部改造	-の更なる高度処理化の 継続実施 - 造や運転管理の工夫によ			<u>*</u>	事業推進
合流式下水道の改善事業 会流式下水道による公共用 水域の水質汚濁を防止する ため、貯留管の整備や遮集 幹線※の能力増強に向けた 整備などを推進します。	● 合流式下水道の改善。大師河原地区における・大師河原ボンブ場の改築の推進(汚水系統の切替)。六郷遮集幹線の整備・整備の推進 R2合流式下水道改善率:73.5%	3合流式下水道の改善事	事業の推進 ・・改築(汚水系統の 切替)の完了 ・・整備完了 合流式下水道改善 率:100%			
	● 合流式下水道の改き	善事業の評価		・事後評価		事後評価の完了 (R8)〔2026〕

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
下水道の管きよ・施設の 老朽化対策及び未普及 解消事業	●老朽化した下水管さいできょ再整備重点地域における計画的な再整備の推進	よの計画的な再整備の 継続実施 ―	推進			事業推進
施設の劣化状況を適切に把握し、中長期的な視点を踏	R2管きょ再整備率: 35.3%					
まえ、リスクとコストのバランスを 考慮しながら最適な下水道 の管きょ・施設の再構築や再	・汚泥圧送管の計画 的な再整備の推進	継続実施 —				\Rightarrow
整備を行い、老朽化対策を 進めるとともに、脱炭素化に	・設備更新の推進	プ 場の設備更新や再構 継続実施 ―	築の推進			\rightarrow
向けた取組を推進します。また、未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	(渡田ポンプ場ほか) ・入江崎総合スラッジセンター1系汚泥処理施					整備完了予定 (R8)〔2026〕
77に4以前で3世進します。	設などの再構築の推進●アセットマネジメントの	0運用				
	・アセットマネジメントシ ステムの運用	継続実施 —				事業推進
	●設備更新や再構築に	合わせた温室効果ガス	削減の推進			
	・省エネ・創エネ機器の 導入等による温室効 果ガス排出削減に向け た取組の推進 R2温室効果ガス排出 量の削減割合: 21.6%	継続実施 一				→ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	・未普及地域解消に 向けた下水道整備の 推進	継続実施 一				>

※ 遮集幹線: 合流式下水道の管きょの中で、晴天時は汚水を、雨天時は汚水と一定量の雨水を水処理センターまで送る幹線

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

1 政策の方向性

○ ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称	計画策定時	現状	目標
(指標の出典)	(H27)[2015]	(R1) [2019]	(R7)[2025]
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような 環境が整っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	20.7%	28.2%	25%以上 <30%以上>

< >内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

施策1-4-1 総合的なケアの推進

施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実

施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

施策1-4-4 障害福祉サービスの充実

施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進

施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり

施策1-4-1 総合的なケアの推進





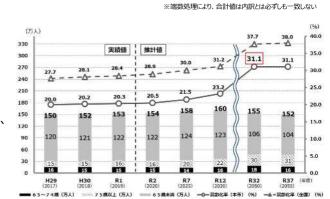






1 これまでの主な取組状況

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、将来のあるべき姿の合意形成を図り、地域内において多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的に行動できるように考え方の共有を進め、「システム構築」につなげています。
- 各区に設置した地域みまもり支援センターについて、 地域における更なる取組の周知とともに、関係機 関との連携強化を進めるため、区役所の保健福祉 センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉 事務所・保健所支所)」と改称し、市民が抱える さまざまな生活課題への対応に取り組んでいます。



資料:川崎市年齢別人口・川崎市第3期実施計画策定に向けた人口推計から作成

○ 地域みまもり支援センターによる、更なる「地域力の向上」に向け、各区で作成している地区カルテを活用し、地域の担い手づくり及び地域活動の支援などの地域マネジメントに取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有を引き続き進めるとともに、将来のあるべき姿の合意形成を図り、地域内の多様な主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動を行えるよう、住民が主役の地域づくりを進めることが必要です。
- 高齢化による要支援・要介護者の拡大が見込まれる中で、介護・生活支援サービスに対する需要に対応できる持続可能なサービス提供のしくみづくりや、ICTを活用した医療・介護データに基づく健康づくり・介護予防に向けた取組が求められています。
- 増加傾向にある、医療ニーズを有する高齢者への在宅療養の提供や看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援するためのしくみの充実が課題になっています。
- 急速な高齢化が進む中、年齢や障害等の状況が変わっても、住み慣れた地域や自らが望む場で質の 高い生活を送り続けるために継続的なサポートを受けられるよう、全世代・全対象型の支援を提供して いく必要があります。
- → 新型コロナウイルス感染症の影響による生活行動の変化を踏まえながら、困りごとを抱えた人が取り残されないよう、着実に個別支援を進めるとともに、支え合い・助け合い等による地域力の向上をめざし、地域のつながりを保つための取組が必要です。
- 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、地域の相談拠点と専門医療機関の連携による相談支援体制とともに、認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、身体合併症への対応などを図る医療体制を強化する必要があります。
- 増加傾向にある大規模災害の発生に備え、要援護者の援護体制の強化を図る必要があります。

- ★ 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進
- ★ 地域内の多様な主体が、地域における将来のあるべき姿を共有し、具体的な行動を行えるように、 考え方を地域全体で共有
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活行動の変化を踏まえた、地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合い等、地区カルテを活用した地域マネジメントの推進
- ★ 医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養・看取りのしくみづくり の推進
- ★ 対象者を年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーションと 高齢者の自立支援や効果的な介護予防の推進
- ★ 認知症の予防、早期発見・対応に向けた普及啓発と、認知症の人と家族を支える支援ネットワークの構築
- ★ 高齢者・障害者等の災害時援護体制の整備に向けた取組の推進

4 直接目標

多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
高齢者のうち、介護を必要とする人 (要介護・要支援認定者)の割合※1 (健康福祉局調べ)	17.07 % 前期高齢者 4.82 % 後期高齢者 32.02 % (平成26 (2014) 年度)	19.02 % 前期高齢者 4.79 % 後期高齢者 32.99 % (令和2 (2020) 年度)	18.40 %以下 前期高齢者 4.81 %以下 後期高齢者 32.59 %以下 (平成29 (2017) 年度)	19.18 %以下前期高齢者 5.15 %以下 後期高齢者 33.04 %以下 (令和2 (2020) 年度)	22.09 %以下 前期高齢者 4.52 %以下 後期高齢者 34.73 %以下 (令和7 (2025) 年度)
地域包括ケアシステムの考え方の理 解度 ^{※ 2} (市民アンケート)	10.1 % (平成27 (2015) 年度)	9.2 % (令和3 (2021) 年度)	16.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	32.0 %以上(令和3 (2021) 年度)	42.0 %以上(令和7 (2025) 年度)
地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域みまもり支援センターの認知度 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	31.0 % (令和元 (2019) 年度)	-	-	50.0 %以上(令和7(2025)年度)
在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	308 人 (平成26 (2014) 年度)	1,007 人 (令和2 (2020) 年度)	750 人以上 (平成29 (2017) 年度)	1,350 人以上 (令和3 (2021) 年度)	1,750 人以上(令和7(2025)年度)
介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6 % (平成25 (2013) 年度)	11.0 % (令和元 (2019) 年度)	10.6 %以上 (平成28 (2016) 年度)	15.0 %以上(令和元(2019)年度)	20.0 %以上(令和7 (2025) 年度)
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	90.5 % (平成27 (2015) 年4月)	83.1 % (令和2 (2020) 年4月)	96.2 %以上 (平成30 (2018) 年4月)	97.2 %以上(令和4 (2022) 年4月)	98.2 %以上(令和8 (2026) 年4月)
民生委員児童委員の認知度 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	53.9 % (令和元 (2019) 年度)	-	-	70.0 %以上(令和7 (2025) 年度)
認知症サポーター累計養成者数 (健康福祉局調べ)	24,034 人 (平成26 (2014) 年度)	70,024 人 (令和2(2020)年度)	35,900 人以上 (平成29 (2017) 年度)	78,480 人以上 (令和3 (2021) 年度)	110,480 人以上 (令和7 (2025) 年度)

- ※1 第2期実施計画から、前期高齢者と後期高齢者のそれぞれに占める要介護・要支援認定者の割合を目標値として設定しています。 ※2 ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいかが分かっていることとしています。

計画期間の主な取組

	現状	事業内容·目標				
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
地域包括ケアシステム推	● 地域包括ケアシステ/	ムの理解促進に向けた普	及啓発の取組の実施			
進事業	・リーフレットやポータルサ		× 11 >0 -1 × 11 × 12 × 12 × 12 × 12 × 12 × 12 ×			・「地域包括ケア
誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	イト、マンガなど、多様な手法と幅広い広報 媒体を活用した様々な 世代に向けた普及啓 発の推進 ● 民間企業を含めた多 ・地域包括ケアシステム ・連絡協議会の関係づ くり」の推進 開催回数:2回 ・ワーキンググループによる 新たな地域資源や 取組の開発、協議会	様な主体と連携した地域 連絡協議会の開催 開催回数:2回 ・ワーキンググループによ る新たな地域資源や	開催回数:2回	開催回数:2回	開催回数:2回	システム推進ビ ション」の第2段 階のシステム構築 期(R7年度) の成果や課題等 の検証 ・団塊ジュニア世 代が高齢者とな るR22年を見据 えた第3段階の 進化期における 取組の方向性の 整理
		 懇話会の開催(交流会	·講演会)			
	開催回数:2回	開催回数:3回	開催回数:3回	開催回数:3回	開催回数:3回)
	●小地域における地域 ・各区における地区カルテを活用した地域課題 の把握と地域の関係主 体との共有・解決の支援 ・コミュニティ施策と連携 した地域資源の開発・ 支援・コーディネートの 推進					>
	・包括的相談支援モデル検討プロジェクトチー	・シレて暮らし続けることは ・多機関連携支援モデルを活用した相談支援 体制の充実に向けた取組の推進 ・重層的な支援体制の 構築に向けた取組の推 進				>

	現状			事業内容·目標	Ę.	
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
護予防事業	●地域の実情に応じた	多様なサービスの提供 <i>の</i>)実施			
高齢者の自立支援の取組を	・要支援者等を対象と	継続実施				事業推進
推進するとともに、要支援・	した本市独自の訪問					
要介護認定者等の重症化を	型・通所型サービスの 実施					
防ぐため、効果的な介護予	・要支援者等への家事	継続実施 —				
防の取組を進めます。	援助に従事する「かわ	中世中の一大が出				
	さき暮らしサポーター」の					
	養成					
	●介護予防·日常生活	支援総合事業の充実に	こ向けた地域の担い手づ	くり及び活動への支援		
	・地域における担い手の	継続実施				\rightarrow
	発掘					
	・介護予防活動グルー	継続実施				\rightarrow
	プの立ち上げ、活動の					
	支援	(# (± = 1/4				
	・介護予防のための体 操教室や講座を通じた	継続実施 -				
	介護予防の普及啓発					
	● 白立支援·重度化防	i止に向けた取組の推進				
	・介護予防や重度化	継続実施 —				\rightarrow
	防止に向けた「いこい元					
	気広場事業」によるフ					
	レイル予防の普及啓発					
	● 地域リハビリテーション	ン支援拠点による介護予	防の推進に向けた支援	の実施		
	○地域リハビリテーションラ					
			・検証結果に基づく第		・地域リハビリテーション	>
	アーンヨン文振拠点の 運営開始	支援拠点の取組効果と実施体制の検証	2期地域リハビリテーション支援拠点の整備	テーション支援拠点の	支援拠点の取組効果と実施体制の検証	
	建 古册如	C 大心体的 0 / 快缸	に向けた検討	连古册如	2.天旭怀耐仍快缸	
		・地域リハビリテーション	ICIPJW/CIXB3			\rightarrow
		支援拠点によるケアマ				
		ネジャー支援、地域の				
		介護予防活動の支援				
	・支援の質の向上の取締	祖の推進				
	・相談支援・ケアマネジ	・相談支援・ケアマネジ				\rightarrow
		メント会議との連携によ				
	る支援の質の向上に向	る研修等の実施				
	けた取組の検討	0.7112 13 17 1.00				

	現状	事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
知症高齢者対策事業	●認知症対応力向上(こ向けた各種研修の開催	¥				
	R2認知症介護指導			受講者数:2人以上	受講者数:2人以上	事業推進	
認知症に関する普及啓発とともに、医療と介護の連携、	者養成研修受講者						
ネットワークや認知症サポー	数:2人						
ターを活用した支援などについ		受講者数:6人以上	受講者数:6人以上	受講者数:6人以上	受講者数:6人以上	\rightarrow	
て、認知症の人や家族の視	養成研修受講者数: 6人						
点を重視しながら取り組みま	R2フォローアップ研修	受講者数:	受講者数:	受講者数:	受講者数:	\Rightarrow	
す。	受講者数:30人	30人以上	30人以上	30人以上	30人以上		
	R2かかりつけ医研修受	受講者数:	受講者数:	受講者数:	受講者数:	\rightarrow	
	講者数:50人	50人以上	50人以上	50人以上	50人以上		
	R2病院勤務医療従		受講者数:	受講者数:	受講者数:	\rightarrow	
	事者の認知症対応力 向上研修受講者数:	200人以上	200人以上	200人以上	200人以上		
	200人						
		一一一十五年					
	早期診断・早期対応・認知症疾患医療セン	・認知症疾患医療セン				\rightarrow	
	ターの2か所増設(計						
	4か所)による地域の	提供及び連携の推進					
	医療提供体制及び連						
	携体制の強化					_	
	・認知症訪問支援チームによる支援の実施	継続実施				\rightarrow	
	・軽度認知障害	・モデル事業の実施と	・検証結果を踏まえた			\rightarrow	
	(MCI) スクリーニング		事業の検討と本格実				
	検査モデル事業の実施		施				
	●認知症高齢者等の生	上活支援の実施					
	◦認知症サポーター養成						
	R2受講者数:	受講者数:	受講者数:	受講者数:	受講者数:	\rightarrow	
	8,000人	8,000人以上	8,000人以上	8,000人以上	8,000人以上		
	•認知症の人が早期に	適切な医療・介護サービス	くにつながる支援の実施				
	・若年性認知症ガイド	継続実施				\rightarrow	
	ブック、認知症ケアパス						
	等の普及 ・認知症カフェの普及	継続実施 -					
	•若年性認知症支援	継続実施				\leq	
	コーディネーターによる就						
	労継続等の支援の実						
	施						
		・地域の多様な主体と	/		・「チームオレンジ」によ スコないたのしや家た。	\rightarrow	
	認知症サポーター等の 支援者をつなぐ「チーム	の連携による「ナームイレンジ」の整備に向けた		の連携による「ナームイレンジ」の整備・支援の	る認知症の人や家族への支援の実施		
	オレンジ」の整備に向け			実施	の文派の天池		
	た検討						
	介護者の負担軽減に	向けた取組の推進					
		よるピアカウンセリングや専	厚門医療相談等の実施				
	・認知症コールセンター	継続実施				\rightarrow	
	の運営						
	o行方不明高齢者等の	早期発見と介護者の負	担軽減に向けた取組の推	進			
	·「認知症等行方不明	継続実施 —				\rightarrow	
	SOSネットワーク事業」						
	の実施・認知を事が必知) . k全計が用にせべた				
	・認知症事故救済制度のあり方の検討	/	・検討結果に基づく取組の推進				
	ルタマルカノノノリッカ大司		//LIV/JE/E				

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
在宅医療連携推進事業	● 24時間365日の在	宅医療推進のしくみづく)			
医師、看護師、介護支援専	多職種連携の促進に	向けた在宅チーム医療を	担う地域リーダー研修等に	こよる人材養成		
門員など多職種が連携し、	R2在宅チーム医療を		受講者数:	受講者数:	受講者数:	事業推進
医療・介護サービスを包括的	担っ人材育成研修の 受講者数:	案計1,300人以上	系計1,450人以上	累計1,600人以上	案計1,/50人以上	
に提供する環境づくりに取り	累計1,150人					
組みます。	。冬区に配置した在字と	療養調整医師による在宅	□瘠寿の推進			
	·在宅療養調整医師	継続実施 ―	が良めた進			\rightarrow
	の配置(7名)					
			強化、在宅療養患者に対	する一体的な支援体制	の構築に向けた	
	協議の実施	拉菲 公眼/20回粉。	拉蓬	拉盖 公即/20回粉。	拉菲 会即從同業。	
	協議会開催回数:3回	協議会開催四数:	協議会開催回数:3回	協議会開催回数:3回	協議会開催回数:3回	7
		よる、日常の療養や退院	、急変時における、より良	いケアの提供の推進		
	・円滑な連携を図るた	継続実施 —				\rightarrow
	めのルール・ツールづくり					
		言、医療資源等の把握、	退院調整支援等の取組	1の推進		
	・在宅医療サポートセンターの運営	継続実施─				
	•看取りの提供体制の	基 存在				
		・地域の医療機関等と				\rightarrow
	築に向けた検討	連携した看取り提供体				
		制の構築				
	●在宅医療・ケアに関す	する市民啓発の推進				
	シンポジウム開催回			シンポジウムの開催回		\rightarrow
	数:1回	テーマとしたシンポジウム の開催回数:1回	数:1回	数:1回	数:1回	
	・リーフレット「在宅医療	・リーフレット等の発行、				\rightarrow
	Q&AJ、在宅医療情	配布				
	報誌「あんしん」の発行					
地域見守りネットワーク事	●単身高齢者等の生活	舌上の課題に対して「発見	見の目」となる支え合いの	つしくみづくりの推進		
業	•地域見守りネットワーク					****
ひとり暮らし高齢者等の異変	・市政だより等による広報	継続実施─				事業推進
を早期に発見し、支援ができ	協力民間事業所の拡	- 京に向けた取組の実施				
るよう、地域に密着した事業	R2協力事業者数:	協力事業者数:	協力事業者数:	協力事業者数:	協力事業者数:	\Rightarrow
者とのネットワークを構築します。	69か所	75か所以上	78か所以上	81か所以上	84か所以上	
9 .	。人命救助につながった	協力民間事業者への表	彰			
	R2表彰者数:3件	継続実施				\rightarrow
######################################	●総合リハビリテーショ	ン推進センターを中心とす	よる取組の推進			
地域リハビリテーション推 進事業	・市内全体の支援力		の名人中ロップロル生			事業推進
		向上に向けた総合的な				
総合リバリテーションセンター	課題の整理と検討	取組の実施				
を中心に、対象者を年齢や疾病、障害の種別で限定し		ンセンターにおける支援の				
ない、全世代・全対象型の地	全世代・全対象型の・個人、支援機関等に	地域リハビリテーション体制 継続実施 —	」の構築に向けた取組の推	主進		
域リハビリテーション体制の構	・個人、文援機関等に対する専門的な相談	他 机 天肥 —				7
築に向けた取組を進めます。	支援の実施					
				相談支援(機関支援		\rightarrow
	含む) の年間延べ件 数:約39,000件			含む) の年間延べ件 数:39,000件以上		
	·	·	·		55,000円級工	
		ン体制構築に向けた人材 従事者向け研修の実		従事者向け研修の実	従事者向け研修の実	\rightarrow
	施回数:90回	施回数:70回以上			施回数:70回以上	

## を	京和8 (2026 年度以降 ・ 事業推進
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	年度以降
②書時の要援護者に対する支援の実施 ・災害時の緊急入所の検討と実施 実施 ・個別避難計画の作成支援の制度設計・成支援の制度設計・成支援の制度設計・成支援の制度設計・成支援の制度設計・実施 を支援する災害時要援護者 企業の実施等や、一次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図ります。 ・運動した取組の検討・実施 ・医療的ケア児者の災害時電源確保に向けた取組の検討・実施 ・医取組の検討・実施 ・地域リバビリテーションセンターへの二次避難所の設置 ・一次避難所の物資・ 経続実施 ・地域リバビリテーションセンターへの二次避難所の適置 ・一次避難所の物資・ ・地域リバビリテーションセンターへの二次避難所の適ご ・一次避難所の物資・ ・地域リバビリテーション・地域リバビリテーションセンターへの二次避難所の運営 ・一次避難所の物資・ ・地域リバビリテーション・・地域リバビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・災害時の緊急入所の 検討と実施 ・(個別避難計画の作 成支援の制度設計・成支援の制度設計・成支援の制度設計・ 実施 ・医療的ケア児者の災害時要援護者 避難支援制度の運用等や、 二次避難所の開設・運営等 による災害時援護体制の整備を図ります。 ・(返療的ケア児者の災害時で、成支援の実施を要談が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充・・地域リバビリテーションセンターへの二次避難所の選置・一二次避難所の物資・継続実施	事業推進
・災害時の緊急入所の検討と実施・個別避難計画の作成支援の制度設計・成支援の制度設計・成支援の制度設計・成支援の制度設計・成支援の制度設計・表立援する災害時要援護者と選難支援制度の運用等や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図ります。 ・処第時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充・地域リバリテーションセンターへの二次避難所の設置・二次避難所の物資・継続実施 ・災害時の緊急入所の実施・個別避難計画の作成支援の制度設計・成支援の制度設計・表施・医療的ケア児者の災害時電源確保に向けた取組の検討・実施・・地域リバリテーションセンターへの二次避難場所である、二次避難所の整備・拡充・・地域リバリテーションセンターへの二次避難所の適置 ・経続実施	事業推進
検討と実施 実施 (個別避難計画の作 成支援の制度設計・ 表述 (場別避難計画の作 成支援の制度設計・ 実施 を支援する災害時要援護者 選難支援制度の運用等や、 一次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図ります。	
等の安全確保や円滑な避難 を支援する災害時要援護者 避難支援制度の運用等や、 二次避難所の開設・運営等 による災害時援護体制の整備を図ります。	•
ま施 実施 ・医療的ケア児者の災 書時 要援護者 と 実施 ・医療的ケア児者の災 書時電源確保に向け まる災害時援護体制の整備を図ります。 また	•
 ・医療的ケア児者の災 - 医療的ケア児者の災 - 医療的ケア児者の災 - 害時電源確保に向け た取組の検討・実施 た取組の実施	•
二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図ります。 ■ 災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充・地域リハビリテーション・センターへの二次避難 所の設置 の運営・一二次避難所の物資・ 継続実施	•
た取組の検討・実施 た取組の実施 ● 災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 ・地域リハビリテーション センターへの二次避難 所の設置 ・二次避難所の物資・ 継続実施	•
(単位)	•
● 災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 ・地域リバビリテーション センターへの二次避難 所の設置 ・二次避難所の物資・ 継続実施	•
・地域川ビリテーション ・地域川ビリテーション センターへの二次避難 センターの二次避難所 所の設置 の運営 ・二次避難所の物資・ 継続実施	•
センターへの二次避難 センターの二次避難所 所の設置 ・二次避難所の物資・ 継続実施	
所の設置 の運営 ・二次避難所の物資・ 継続実施	
・二次避難所の物資・継続実施	
農業ロの動農 成決	
備蓄品の整備、感染	
症を踏まえた開設訓練	
の実施	
●大規模災害時の福祉拠点機能の強化に向けた「災害福祉ガイドライン」に基づく取組の推進	
・災害福祉調整本部 ・災害福祉調整本部と	•
の設置と災害福祉システムの本	
テム構築・仮運用 格運用 (1945年)	
・他都市からの受援体 継続実施 ### ### ### ### ### ### ### ### ### #	
制の検討と福祉施設の	
業務継続計画 (BCD) (#######	
(BCP)作成支援の 実施	
大ル -	
●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給	
R2支給件数: 42件 継続実施	,
生委員児童委員活動 ●民生委員児童委員の適正配置の実施	
・増員に向けた調整や・増員に向けた調整や	事業推進
複数担当制などの欠 複数担当制などの欠	
也域の身近な相談相手である。	
つ、見守り役でもある、民生 帯数の適正化 帯数の適正化	
委員児童委員を、条例及び ・民生委員児童委員 ・活動環境の向上等に	
国の参酌基準に基づき適正 のあり方に関する懇談 向けた民生委員児童	
こ配置し、育成・支援するこ 会における活動環境の 委員の負担軽減の取	
たを通じて、地域福祉の推進 向上等の取組の検討 組の実施	
を図ります。 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援	
・協議会への支援を通 継続実施	
じた民生委員児童委	
員の育成・支援	
●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実	
· 行政· 社会福祉協議 継続実施	
会・民児協の連携によ	
る効果的な研修の実	
施	
・さまざまな媒体を活用とは続実施	
した広報強化による活	
動支援の充実	

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
自殺対策・メンタルヘルス 普及啓発事業	●自殺の防止等に関す ・自殺対策に関連する 情報収集と効果的な	る市民の理解の増進 継続実施 一				事業推進
自殺対策総合推進計画に 基づき、地域の多様な主体と 協働し、安心して暮らせるま ちづくりと自殺に追い込まれな い社会の実現に向けた取組を 進めます。		る人材の確保、養成及で みに気づき、寄り添い、見 継続実施 —		つなぐゲートキーパ <i>ー</i> の養ん -	艾	>
	R2ゲートキーパー講座 開催回数:6回	ゲートキーパー講座開催回数:6回	催回数:6回	ゲートキーパー講座開 催回数:6回	ゲートキーパー講座開 催回数:6回	\Rightarrow
	・自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の 実施及び関係機関による連携体制の構築	、 々、自殺未遂者、遺族 継続実施 —	等への対策の充実			>
	・研究機関等と連携した自殺の実態分析と対策の検討・実施	継続実施 一				→
	●1日報対東総合推進 ・第3次計画に基づく 取組の推進	計画] に基プく取組の推	・「第4次自殺対策総合推進計画」の策定	・計画に基づ、取組の 推進		>
権利擁護事業	成年後見制度の法。運営数:各区1か所	人後見や社会福祉法に定 継続実施 ―	Eめる日常生活自立支援	髪事業を行う「あんしんセン	ンター」の運営	事業推進
高齢者、障害者を含め誰も が、虐待や消費者被害等の 権利侵害を受けることなく、	成年後見制度利用の成年後見制度の普及	足進計画に基づく取組の 啓発、親族向け・関係機	機関向け研修の開催			子来证医
安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の	R2開催回数:4回 ・成年後見制度に関す	開催回数:4回 る相談支援の実施	開催回数:4回	開催回数:4回	開催回数:4回	>
提供等の、権利擁護の取組 を推進します。	・中核機関職員や専 門職の派遣等による相 談支援の実施	継続実施 ━				>
	市民後見人の養成と・市民後見人の養成、	業務支援の取組の推進 継続実施 —				\rightarrow
	フォローアップ及び裁判 所から選任された後見 人の相談支援の実施					
		5研修、事例検討会の開 市職員向け虐待対応 研修:2回			市職員向け虐待対応 研修:2回	>
	・事例検討会の開催、 権利擁護に関する弁 護士相談事業の実施	継続実施				\rightarrow
	・市職員への周知及び 研修等の実施・市民や事業者への普	こ基づく取組の実施 継続実施 ― 継続実施 ―				>
	及・啓発 ・障害者差別解消支 援地域協議会の運営	継続実施 —				>

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
障害者相談支援事業	●障害者相談支援セン ・其 幹刑 3 か 所	・ターの運営 ・安定的な運営と地域				事業推進
障害者相談支援センター等 の運営を通じて、障害者の地	型23か所の設置・運営					学术 证医
域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに	●地域自立支援協議会 R2開催回数:2回		開催回数:4回以上	開催回数:4回以上	開催回数:4回以上	\rightarrow
取り組みます。			計画相談支援体制の強	化等		
	・体制強化に向けた支援や障害福祉サービス	継続実施 ━				>
	事業所等によるサポートプラン作成の実施					

施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実









これまでの主な取組状況

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保と、 介護が必要になった時でも必要な介護サービ スなどを選択して住み慣れた地域で暮らせるよ う介護サービスの基盤整備を進めるとともに、 増加するひとり暮らし高齢者が、安心して在宅 生活を継続できるよう、地域ぐるみの見守りや、 ICTを活用した見守り支援を進めています。
- 高齢者の状態の改善・維持に取り組む介護サ -ビス事業所を評価するしくみとして「かわさき 健幸福寿プロジェクト」に取り組んでいます。
- 実績値 推計値 100,000 80,000 73,601 67.795 59,094 60,000 7,625 40,000 30.000 20,000

(2021)

要介護 2

要介護・要支援認定者数の推移及び推計(市)

要介護3 資料:第8期川崎市小売者保健福祉計画·介護保険計画から作成

◎要介護4

(2040)

(2022)

○ 介護人材の確保に向けて、4つの重点的な 項目として、啓発イベントの開催などによる「人材の呼び込み」、福祉人材バンクの就職相談会などの 「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」、職務階層に応じた研修の「キャリアア ップ支援」に取り組むとともに、求職者と介護サービス事業所の双方を一体的に支援する「介護人材マッ チング・定着支援事業」を行っています。

(2018)

■要支援1 ■要支援2

(2019)

■要介護1

施策の主な課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる多様な居住環境の実現を図るための介護サービス基盤 の構築や、要介護・要支援高齢者の増加に伴う介護ニーズの増大と多様化に柔軟に対応することがで きるサービスの着実な提供が求められています。
- いわゆる団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7(2025)年、またその先の団塊ジ ュニア世代が高齢者(65歳以上)になる令和22(2040)年に向け、医療・看護・介護サービスの 人材確保が課題となっていることから、限られた資源を効率的・効果的に活用して、持続可能なケアの 提供体制を構築していく必要があります。

- ★ 質の高い介護サービス基盤の整備と介護が必要となっても自分らしく暮らし続けるためのサービスの着実な提供
- ★ 高齢者福祉施設の長寿命化、建替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、介護サービスの提供基盤の確保
- ★ 災害や感染症等発生時の高齢者福祉施設の安定的な運営に向けた取組と、社会変容への的確 な対応
- ★ 限られた人的資源の効率的・効果的な活用と、介護ロボット等の導入による介護職員の身体的 負担の軽減とICTを活用した業務の効率化

4 直接目標

介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	10,380 人/年 (平成27 (2015) 年度)	19,912 人/年 (令和2(2020)年度)	19,668 人/年以上 (平成29 (2017) 年度)	23,316 人/年以上 (令和2(2020)年度)	39,586 人/年以上 (令和7(2025)年度)
現在利用している在宅サービスの評価 (「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	94.3 % (平成25 (2013) 年度)	94.0 % (令和元 (2019) 年度)	94.3 %以上 (平成28 (2016) 年度)	94.3 %以上(令和元(2019)年度)	94.3 %以上(令和7 (2025) 年度)
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率) (健康福祉局調べ)	改善 16.7 % 維持 63.9 % (平成27 (2015) 年度)	改善 6.2 % 維持 78.0 % (令和2 (2020) 年度)	改善 17 %以上 維持 65 %以上 (平成29 (2017) 年度)	改善 17 %以上 維持 65 %以上 (令和3 (2021) 年度)	改善 17 %以上 維持 65 %以上 (令和7 (2025) 年度)
かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数 (健康福祉局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	256 事業所 (令和2 (2020) 年度)	-	300 _{事業所以上} (令和3 (2021) 年度)	400 _{事業所以上} (令和7 (2025) 年度)
介護人材の不足感 (介護人材の確保・定着に関する 実態調査)	75.7 % (平成25 (2013) 年度)	75.8 % (令和元(2019)年度)	74 %以下 (平成28 (2016) 年度)	72 %以下(令和元(2019)年度)	70 %以下(令和7(2025)年度)
介護人材マッチング・定着支援事 業の求職者のうち就職した人数 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	82 人 (令和2(2020)年度)	-	-	100 人以上(令和7 (2025) 年度)

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
冨祉人材確保対策事業	●多様な人材の参入を	促進し、人材の呼び込	みにつながる取組を実施			
人材の呼び込み、就労支	介護職員の支援による	る参入促進とイベントの開	催等による普及啓発の第			
援、定着支援、キャリアアップ	・家賃補助等による参	・家賃補助等による参	・家賃補助等による参	・家賃補助等による参	・家賃補助等による参	事業推進
支援の4つの柱で、介護人材		入促進の推進と普及		入促進の推進と普及		
確保と定着の支援に取り組	及啓発イベントの実施		啓発イベントの実施	啓発イベントの実施	啓発イベントの実施	
みます。	R1年普及啓発イベン	普及啓発イベント参加	普及啓発イベント参加	普及啓発イベント参加	普及啓発イベント参加	
0,838	卜参加者数:350人	者数:350人以上	者数:350人以上	者数:350人以上	者数:350人以上	
	●介護の仕事に就くた					
	○福祉人材確保に向け					
	R2就職相談会参加		就職相談会参加者	就職相談会参加者	就職相談会参加者	\rightarrow
	者数:81人	数:400人以上	数:400人以上	数:400人以上	数:400人以上	_
	R2介護人材マッチン		介護人材マッチング・定			\rightarrow
	グ・定着支援事業の求	着支援事業の求職者	着支援事業の求職者	着支援事業の求職者	着支援事業の求職者	
	職者のうち就職した人		のうち就職した人数:	のうち就職した人数:	のうち就職した人数:	
	数:82人	88人以上	92人以上	96人以上	100人以上	
	・外国人介護人材の	継続実施				\rightarrow
	受入に向けた各種研					
	修やメンタルケア等の実					
	施					
	。資格取得に向けた支持	爰				
	・研修受講者への補助	・研修受講者への補助	・研修受講者への補助			\rightarrow
	の実施と事業所への支	の拡充・実施と事業所	の実施と事業所への支			
	援策の検討	への支援の実施	援の実施			
	R2初任者研修修了	初任者研修修了者	初任者研修修了者	初任者研修修了者	初任者研修修了者	\rightarrow
	者数:2人	数:14人以上	数:14人以上	数:14人以上	数:14人以上	
	R2実務者研修修了	実務者研修修了者	実務者研修修了者	実務者研修修了者	実務者研修修了者	\rightarrow
	者数:3人	数:22人以上	数:22人以上	数:22人以上	数:22人以上	
	●介護人材の定着支持	暖の実施				
	◦福祉人材バンクによる	就職相談の実施及び就	労促進			_
	R2「メンタルヘルス相談	「メンタルヘルス相談窓	「メンタルヘルス相談窓	「メンタルヘルス相談窓	「メンタルヘルス相談窓	\rightarrow
	窓口」による就労実	口」による就労目標:	口」による就労目標:	口」による就労目標:	口」による就労目標:	
	績:58人	60人以上	60人以上	60人以上	60人以上	
	○介護□ボットの導入促	進の実施				
		・介護ロボットの導入支				\rightarrow
	援の取組の検討・実施	援の取組の推進				
		:雇用の確保と定着に向ける階層別研修の実施に				
	R2研修実施回数:	研修実施回数:	研修実施回数:	研修実施回数:	研修実施回数:	\rightarrow
	55回	80回以上	80回以上	80回以上	80回以上	

	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
禁斗 じっか甘処物港	■「京齢者保健福祉計	·兩·介護保险事業計画	i(かわさきいきいき長寿	プラン)」の着実な推進		
護サービスの基盤整備	・「第8期」計画の策	・計画に基づく取組の	· 「第9期 計画の策	計画に基づく取組の		・「第10期」計
業	定 (R2)	実施	定	実施		画の策定予定
多様な手法により、特別養	AL (1/2)	~/iii	~	×///E		(R8)
護老人ホーム等の整備や地						(10)
域密着型サービスの充実など	●特別養護老人ホーム					
の、地域居住の実現に向けた	R3.3の累計:4,901	開所:283床	開所:0床	開所:132床	累計:5,413床(R7)	事業推進
介護サービス基盤の整備を進	床	累計:5,281床	累計:5,281床	累計:5,413床	(2025)	
めます。		・麻生区百合丘地区、		→・多摩区長沢地区		\rightarrow
	短期入所生活介護の					
	本入所への転換	中原区上小田中地区				
	●介護老人保健施設(D整備				
	R3.3の累計:	・取組の推進	R6(2024).3まで		累計: 2,531名	\rightarrow
	2,281名		に定員2,431名		(R7)	
			(150名分)を整備			
	▲介護医療院へお供					
	●介護医療院の整備	Hn/0 0#/*	DC (2024) 2+T		田計 . 262.4	
	R3.3の累計: 0名	・取組の推進	R6 (2024) .3まで に定員263名 (223		·累計:263名 (R7)	7
	0名		に正貝203名 (223 名分) を整備		(K7)	
			石川)で宝埔			
	●介護付有料老人ホー	-ムの整備				
	R3.3の定員数:	R5(2023).3まで	R6(2024).3まで	R7(2025).3まで	累計:8,284名(R7)	\rightarrow
	7,584名	に定員7,764名	に定員7,944名	に定員8,124名	(2025)	
		(180名分)を整備	(180名分)を整備	(180名分)を整備		
	● 認知症高齢者グル-	-プホームの整備				
	R3.3のユニット数:		R6 (2024) .3まで	R7(2025).3まで	累計:301 ユニット	\rightarrow
	263ユニット		に累計277ユニット(6		(R7)(2025)	
		ユニット分)を整備	ユニット分)を整備	(12ユニット分) を整	(),	
				備		
		型訪問介護看護の整備		Bn4□ の+#\#	EI=1 . 264=[(D2)	
	R3.3の累計:22か所	に累計28 か所 (6か		・取組の推進	累計:36か所(R7)〔2025〕	7
					(2025)	
		所分)を整備				
	● (看護) 小規模多標	機能型居宅介護の整備				
	R3.3の累計:65か所	R5(2023).3まで	\longrightarrow	・取組の推進	累計:101か所(R7)	\rightarrow
		に累計80か所(15か			(2025)	
		所分)を整備				
	● 高齢者福祉施設の	と と ち ち た 対策及び再編整	備の推進			
				。 『児者福祉施設再編整の	 講第1次実施計画 に	
	基づく取組の実施					
	「高齢者・障害児者福	計画に基づく取組の推				→·第2次実施計
	祉施設再編整備基本	進				画の策定予定
	計画」及び「高齢者・					(R9)(2027)
	障害児者福祉施設再					
	編整備第1次実施計					
	画」の改訂と、計画に					
	基び老朽化対策・建					
	替え支援の実施					
	●介護サービスの質のを	確保に向けた取組の実が ではない。 かんしょう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅう	li.			
	・監査指導の実施	継続実施				事業推進
	・災害、感染症等の発					→ ★ IEEE
	生時の施設の安定的					
	な運営に向けた取組の	ハルル・シスルと				
	実施					
	~//UE					

	現状			事業内容·目標	ŧ	
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
入	- A=#/UIA/NIG o.ch	うめんを用				
介護保険事業 	介護保険制度の安置・ニーズを踏まえた利用					事業推進
介護を要する状態になって	者本位のサービス提供	松机大池				尹未正匹
も、利用者自身の選択に基	・介護保険料の滞納	継続実施 -				\rightarrow
づく介護サービスの利用によ	整理強化及び収入未					
り、できる限り自宅で自立した	済額縮減の推進					
日常生活が営めるように、必 要な介護サービスを総合的か	●介護サービスの事業	量の見込や見込量を確係	まするための方等等につい	ハア定める「介護保除事	業計画 1の第定	
つ一体的に提供します。		計画に基づく取組の			**************************************	・ 「第10期」計
	業計画」の策定	実施	業計画」の策定	実施		画の策定予定
	(R2)					(R8)
かわさき健幸福寿プロジェ		る要介護度等の改善・ ・これまでの取組の検証				→・検討結果に基
ナト		と国の介護報酬や他				づく新たな取組の
要介護度等の改善・維持を	維持	都市の動向、データ分				実施
図った介護サービス事業所及	WE 3 '5	析を踏まえた事業の改				/ ////
びサービス利用者に、インセン		善及び方向性の検討				
ティブを付与することで、安心	参加事業所数:300	参加事業所数:	参加事業所数:	参加事業所数:	参加事業所数:	\rightarrow
して介護サービスを利用できる	か所	320か所以上	350か所以上	375か所以上	400か所以上	
しくみづくりをめざします。	参加利用者数270人	参加利用者数:	参加利用者数:	参加利用者数:	参加利用者数:	
		405人以上	433人以上	468人以上	500人以上	
	●事業所が提供するサ	ービスの質の向上及び利	利用者の生活の質の向」	上に向けた取組の推進		
	○介護サービス利用者・	介護サービス事業所の参	加に向けた意識の醸成			
	・一定の成果をあげた	継続実施 —				事業推進
	事業所及び利用者に					
	対するインセンティブの					
	付与					
	。プロジェクトの取組の積	極的な周知及利用者・	事業所の取組意欲の醸成	戎		
	事業所を対象とした自	自立支援の実践のため	講習会参加者数:	講習会参加者数:	講習会参加者数:	\rightarrow
		の講習会参加者数:	30人以上	30人以上	30人以上	
	ケアに関する講習会参	30人以上				
	加者数:30人	T=//D==/D 0.11+1-1-1-1-7	TT 14 A 65 BB (14 C) #L	TT 14 A 75 BB 114 CO 214	TT 16 A 85 BB 145 TH	
		取組事例の共有による 意識醸成と実践の促し		研修会寺開催四数: 1回	研修会等開催回数: 1回	7
	催回数:1回	息越展成と美民の促じのための研修会等開催		T III	1 🖺	
		回数:1回				
高齢者生活支援サービス						
事業		・地域における見守りの				事業推進
かけんきつし 幸水 セル・コーク	の協力による状況把握	継続実施				
ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続	や安否確認等の実施					
けられるよう、支援に取り組む	■区役所及び地域包	括支援センターの支援に	よる市民主体の見守りの)推進		
とともに、高齢者の生活を支	。 互助のしくみや関係機	幾関との連携体制の強化 (こ向けた取組の推進			
える介護保険外のサービスの	・地域特性に応じた市	継続実施				\rightarrow
提供や日常生活用具の給付	民主体の「見守りネット					
等を行います。	ワークづくり」					
	。 互助の担い手不足に	課題のある地域における見	見守り体制の構築			
	・高齢化の進んだ団地	継続実施 —				\rightarrow
	における見守り体制の					
	構築					
	●ICTを活用した効率	ができます。 1900年的な高齢者見る。	守り支援の実施			
	・緊急通報システムを	継続実施 -				\rightarrow
	活用した見守りの実施					
		スサービフの提供の実施	•			
	●高齢者の生活をする	こうり こへいった「大い夫爪				・検討結果に基
	● 高齢者の生活を支え ・高齢者に対する市単	継続事施 =				づく取組の実施
	高齢者の生活を支え・高齢者に対する市単独事業のあり方の検討					\
	・高齢者に対する市単					\rightarrow
	・高齢者に対する市単独事業のあり方の検討)
	・高齢者に対する市単 独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス					> >
	・高齢者に対する市単独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス 事業の実施	継続実施				> >
	・高齢者に対する市単 独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス 事業の実施 ・寝具乾燥事業の実 施 ・紙おむつ及び日常生	継続実施				→ → →
	・高齢者に対する市単独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス事業の実施 ・寝具乾燥事業の実施 ・紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実	継続実施 一 継続実施 一				> > >
	・高齢者に対する市単 独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス 事業の実施 ・寝具乾燥事業の実 施 ・紙おむつ及び日常生	継続実施 一 継続実施 一				> → →
	・高齢者に対する市単 独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス 事業の実施 ・寝具乾燥事業の実施 ・紙おむつ及び日常生 活用具給付事業の実施	継続実施 一 継続実施 一	終活支援事業の実施			> >
	・高齢者に対する市単 独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス 事業の実施 ・寝具乾燥事業の実施 ・紙おむつ及び日常生 活用具給付事業の実施	継続実施 ― 継続実施 ― 継続実施 ― 継続実施 ― を心して暮らせるための	冬活支援事業の実施	- ・終活支援事業の本		→ 事業推進

施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり









1 これまでの主な取組状況

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に向けて、路線バスを活用した外出支援に取り組むとともに、希望する高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの取組を支援しています。また、各種講座や介護予防イベントの実施、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣などを実施しています。
- 高齢者の地域活動への参加の場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを運営しています。また、より多くの地域住民に利用される施設とするため、多世代交流などの地域交流に取り組んでいます。



資料:「高齢者実態調査」

2 施策の主な課題

○ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に向けて、高齢者の増加や、デジタル化の進展等に伴うニーズの変化を踏まえた取組を進めるとともに、新しい生活様式を見据えた制度への再構築が必要です。

3 施策の方向性

- ★ さまざまな経験や知識を有する高齢者の地域づくりへの参加や、高齢者の生きがい、健康づくりを 支援する仕組・環境の整備
- ★ 高齢者の更なる増加や社会環境の変化を見据えた制度の再構築
- ★ 高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう、地域交流の促進や多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施

4 直接目標

高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる

5

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
収入を伴う仕事をしている高齢者 の割合 (高齢者実態調査)	26.7 % (平成25 (2013) 年度)	31.8 % (令和元(2019)年度)	27.8 %以上 (平成28 (2016) 年度)	32.5 %以上(令和元(2019)年度)	38.3 %以上(令和7(2025)年度)
ほぼ毎日外出している高齢者の割 合 (高齢者実態調査)	48.1 % (平成25 (2013) 年度)	52.5 % (令和元 (2019) 年度)	50.0 %以上 (平成28 (2016) 年度)	52.5 %以上(令和元(2019)年度)	55.0 %以上(令和7(2025)年度)
高齢者向け施設(いきいきセン ター)の利用実績 (指定管理事業報告書)	289,028 人 (平成25 (2013) 年度)	111,242 人 (令和2(2020)年度)	29万 人以上 (平成29(2017)年度)	29.1万 人以上 (令和3 (2021) 年度)	29.2万 人以上 (令和7(2025)年度)
生活に「はり」や「楽しみ」を感じて いる高齢者の割合 (高齢者実態調査)	35.1 % (平成25 (2013) 年度)	43.4 % (令和元 (2019) 年度)	36 %以上 (平成28 (2016) 年度)	50 %以上(令和元(2019)年度)	55 %以上(令和7(2025)年度)

6

計画期間の主な取組

	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援すること により、高齢者の社会参加を 促進します。また、時代に即 した持続可能な制度構築の ための取組を推進します。	・バス優待乗車証の交付 ・高齢者の増加に対応 ・持続可能な制度の構	築を図りながら、高齢者の・・バス優待乗車証の ICT化の実施 ・ICTを活用した新たな外出支援施策の検討 した持続可能な制度の様・ICTの導入とデータに	築に向けた取組 ・利用実態と事業費推	・ICTを活用した新たな外出支援施策の実施・持続可能な制度への		事業推進
			〈制度見直しの検討	見直しの実施		>
高齢者就労支援事業 希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。	●高齢者の就業の場の ・シルバー人材センターで R2会員数: 5,780人 受注件数: 5,535件 一人月平均就業日 数:9.3日					事業推進

総論

干戦略

	ALBI.				高齢者が生きがい	こうこの記述し
	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
涯現役対策事業	●「シニアパワーアップ計	推進事業」の実施				
高齢者が地域で生き生きとし	R2自己啓発講演会	講演会開催回数:	講演会開催回数:	講演会開催回数:	講演会開催回数:	事業推進
た生活を送ることができるよ	開催回数:1回	1回	1回	1回	1回	
う、生きがいづくりを支援しま	R2シーア回げ傾聴講 座開催回数:1回	シーグ 同び 傾 聡 再 座 角 催 回 数 : 1回	シニア向け傾聴講座開催回数:1回	シーグ 同び 傾 聴 講 座 角 催 回 数 : 1回	シーグログ傾聴調座開催回数:1回	7
す。			スマートフォン・パソコン			\rightarrow
	コン講座開催回数:3回	講座開催回数:6回	講座開催回数:6回	講座開催回数:6回	講座開催回数:6回	
	R2情報誌の発行回	情報誌の発行回数:		情報誌の発行回数:		\rightarrow
	数:4回 ・新たかニーブを ²³ まま	4回 ・新たなニーズを踏まえ	4 🗆	4 🗆	4 🗆	
	た取組の検討	た取組の実施				
	●高齢者の健康と福祉	tの総合的な祭典である	全国健康福祉祭(ねん	りんピック) への選手派遣	<u> </u>	
	R1選手派遣:	選手派遣:	選手派遣:	選手派遣:	選手派遣:	\rightarrow
	20種目134名	26種目、約300名	21種目、約150名	21種目、約150名	21種目、約150名	
	・神奈川大会開催に向けた取組の推進	・神奈川大会における 種目開催市として3種 目の交流大会の開催				
	● いきがい・健康づくり	等普及啓発事業の実施				
	R2講演会開催回 数:1回	講演会開催回数: 1回	講演会開催回数: 1回	講演会開催回数: 1回	講演会開催回数: 1回	\rightarrow
	● 敬老祝品の贈呈と示 R2対象者数:	・敬老訪問の実施と持・敬老祝品贈呈事業		·敬老祝品贈呈事業	・新たな制度による事	_
	R2对象有数: 6,268人	・似る代品贈主事業の実施	・ 収を依品贈呈事業 の見直しの検討	・敬老祝品贈呈事業の見直しの実施	・新にな利及による事 業推進	\rightarrow
	●老人福祉の実施					
	・かわさき福寿手帳の	・かわさき福寿手帳の	・新たな制度による事			\rightarrow
	発行とあり方の検討	見直しの実施	業推進			
	・老人福祉大会・老人	継続実施 —				\rightarrow
	クラブ大会等の実施と 老人クラブ活動、友愛					
	活動に対する助成					
	●外国人高齢者支援(の実施				
	· 外国人高齢者福祉	継続実施				\rightarrow
	手当の支給	Add to the second to				
	・ふれあい館における相談・交流事業の実施	継続実施 ─				7
こいの家・いきいきセン	●指定管理者によるい	こいの家48か所、いきし	いきセンターフか所の運営			
アーの運営			いこいの家及びいきいき		いこいの家及びいきいき	事業推進
一の座占	いきセンター利用者	センター利用者数:	センター利用者数:	センター利用者数:	センター利用者数:	
高齢者が地域活動に積極的	数:325,449人	867,000人以上	867,000人以上	867,000人以上	867,000人以上	
に参加する場を提供するとと	●いこいの家・老人福	祉センター活性化計画に	基づく施設の老朽化対策	貨や有効活用等の実施		
もに、介護予防の拠点として 高齢者の健康増進を図るた	R2いこいの家の老朽化	・施設の状況を踏まえ				\rightarrow
向駅右の健康増進を図るに め、いこいの家及びいきいきセ	対策の実施数:2か所					
ンターを適切に運営します。		対策の検討・実施				
	・いこいの家の機能重	・いこいの家の機能重視の考え方への転換と				7
		税の考え万八の転換と 施設配置の見直しの				
	検討・実施	実施				
		・新たな利用者の獲得				\rightarrow
		に向けた取組の実施				
	実施					
	● いこいの家、いきいき		中国においましょう。	7.k=		
		本医科大学地区)への・中原いきいきセンター)中原いきいきセンターの移 	甲瓜	・中原いきいきセンター	→ , 移転 伊田盟
		の移転・整備に向けた			への移転作業の実施	始野定(R8)
	検討	取組の実施			フルカロネッ大ル	(2026)
	。川崎区外形式大部	の機能再編にあわせた支	え で所庁舎との複合化に向い	けた取組の推進		
	の川崎区12月1202月					·移転、供用開
	・大師・田島いこいの家					始予定(R9)
						(2027)
	・大師・田島いごいの家の移転整備に向けた検討●こども文化センターと	運営手法等の検討、 調整 の連携強化をはじめとし	た多世代交流の取組の	推進		(2027)
	・大師・田島いごいの家の移転整備に向けた検討●こども文化センターとR2事業実施数:55	運営手法等の検討、 調整	た多世代交流の取組の	推進		
	・大師・田島いていの家の移転整備に向けた検討●こども文化センターとR2事業実施数:55か所	運営手法等の検討、 調整 の連携強化をはじめとし 継続実施 ―	た多世代交流の取組の	推進		(2027)
	・大師・田島いごいの家の移転整備に向けた検討●こども文化センターとR2事業実施数:55	運営手法等の検討、 調整 の連携強化をはじめとし 継続実施 ― ・検討結果に基づる	た多世代交流の取組の	推進		(2027)

施策1-4-4 障害福祉サービスの充実









1 これまでの主な取組状況

○ 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活を送るため、各種相談を充実させながら、日中活動の場である生活介護事業所や住まいの場であるグループホーム、相談や短期入所、地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点を整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等と連携してサービスの質の向上を図るなど、障害者の地域生活支援の充実を図っています。



資料:健康福祉局調べ

○ 発達に課題がある子どもとその保護者を対象として、適切な相談・支援を提供できるよう、子ども発達・相談センターの設置を進めています。また、障害のある子どもに対しては、地域療育センターにより専門的な支援を実施しています。さらに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者により、身近な地域で発達段階に応じた療育支援を行っています。

2 施策の主な課題

- 支援を必要とする障害者の増加とともに、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいる ことから、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズを踏まえた支援体制を構築する必要があります。
- 医療技術の進歩や障害に対する理解の深まり等に伴う障害児として診断・判定される子どもの大幅な 増加や支援ニーズの多様化に対応するため、障害の特性や子どもの育ちの状態に応じた切れ目のない 包括的な支援体制を構築する必要があります。

- ★ 行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、障害特性やライフステージなどの状況に合わせた支援体制の構築
- ★ 短期入所の充実、日中活動の場の確保など、障害者の在宅生活を支援する基盤の充実に向けた整備
- ★ 新規の相談が増加している、発達に課題のある子どもに対する支援体制の充実と主に中重度の 障害のある子どもに対する地域療育センターを中心とした療育体制の確保
- ★ 医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」の在宅生活を支える支援の充実
- ★ 災害や感染症等の発生時の円滑な対応に向けた物資の確保や応援体制の構築

4 直接目標

● 障害者が生活しやすい環境をつくる

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,324 人/月 (平成26 (2014) 年度)	6,142 人/月 (令和2 (2020) 年度)	4,865 人/月以上 (平成29 (2017) 年度)	6,928 人/月以上 (令和3 (2021) 年度)	7,254 人/月以上 (令和7 (2025) 年度)
グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	998 人/月 (平成26 (2014) 年度)	1,437 人/月 (令和2 (2020) 年度)	1,331 人/月以上 (平成29 (2017) 年度)	1,459 人/月以上 (令和3 (2021) 年度)	1,819 人/月以上 (令和7 (2025) 年度)
長期(1年以上)在院者数(精神障害)※ (健康福祉局調べ)	65歳未満 306 人 65歳以上 345 人 (平成25 (2013) 年度)	65歳未満 311 人 65歳以上 449 人 (令和 2 (2020) 年度)	65歳未満 271 人以下 65歳以上 290 人以下 (平成29 (2017) 年度)	65歳未満 234 人以下 65歳以上 401 人以下 (令和3 (2021) 年度)	65歳未満 189 人以下 65歳以上 368 人以下 (令和7 (2025) 年度)
市内の相談支援事業所が、精神 障害者の地域移行支援を実施し た人数(健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	53 人 (令和元(2019)年度)	-	-	61 人以上(令和7(2025)年度)

[※] 第2期実施計画から、65歳未満と65歳以上の長期入院者の人数を目標値として設定しています。

6

計画期間の主な取組

	現状	事業内容・目標				
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
障害福祉サービスの基盤 整備事業 障害者の地域における生活の 場や、日中活動の場を確保 するため、障害者通所事業 所等の整備を進めます。	・高津区子母口通所施設(拠点型:地域生活支援拠点、短期入所施設併設)の設計	事業所整備計画」に基づ ・建設工事 ・多摩区内施設(中 野島市営住宅用地) の設計	く取組の推進 開所 ・建設工事 ・第3期障害者通所 事業所整備計画の策 定	開所 ・計画に基づ、整備の 推進		事業推進
		通所施設新築工事		基づく取組の推進	全面供用開始	・第2次実施計 画の策定予定 (R8)(2026)
障害者日常生活支援事業 障害者の地域生活を支える ため、障害福祉サービスを提供します。		継続実施 — 継続実施 —		援の実施		事業推進
	・個別支援の実施 ・中部リルピリテーション センターと連携した地域 移行支援の実施 ・北部地区をモデル圏 域とした重層的な地域 支援連携体制の構築 の推進 R2研修会、協議会の 開催回数:7回	継続実施 継続実施 ・重層的な地域支援 連携体制に基づく取組 の推進	研修会、協議会の開催回数:6回以上	研修会、協議会の開 催回数:6回以上	研修会、協議会の開 催回数:6回以上	→ → →



施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進









1 これまでの主な取組状況

- 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の 拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就 労援助センターなど就労支援機関を中心とした 障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇 用を支援する取組など、障害者の企業への就労 とその定着に向けた支援を積極的に進めていま す。
- 障害者手当等支給事業、障害者団体等支援 事業や障害者週間記念事業等を実施すること で障害者の自立と社会参加を促進するとともに、 バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券 交付事業等を実施し、外出時の移動手段の確 保に取り組んでいます。



○ 精神保健福祉手帳制度等の適正な運用、ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等依存症の専門 相談支援機関を設置し、地域関係機関と協働した精神保健福祉関連事業の実施を行うことで、市 民のこころの健康のケア、精神障害者の社会参加や自立の促進とその家族の支援に取り組んでいま す。

2 施策の主な課題

- 障害者雇用を取り巻く環境の変化や新しい生活様式に対応しながら、障害者の雇用・就労及び社会 参加の取組を進めるとともに、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の 実現に向けた意識の醸成(心のバリアフリー)を図る必要があります。
- ひきこもりの状態にある人に対して、切れ目ない支援を実施していくためのネットワークの構築が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 障害者が就労することで社会的・経済的に自立し、豊かな地域生活が送ることができるよう、障害 者雇用を取り巻く環境の変化や障害者特性、本人の希望を踏まえた取組の推進
- ★ 多様な主体との連携を図りながら、さまざまなイベントや場面などを捉えた共生社会に向けた取組の推進
- ★ 「ひきこもり地域支援センター」を中心とする切れ目ない支援の実施に向けたネットワークの構築

障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
障害福祉施設からの一般就労移 行者数 (健康福祉局調べ)	180 人 (平成26 (2014) 年度)	271 人 (令和元(2019)年度)	228 人以上 (平成29 (2017) 年度)	272 人以上 (令和3(2021)年度)	345 人以上 (令和7 (2025) 年度)
障害者が社会参加しやすいまちだ と思う市民の割合 (市民アンケート)	30 % (平成27 (2015) 年度)	28.6 % (令和3 (2021) 年度)	31 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (令和3(2021)年度)	35 %以上(令和7(2025)年度)
障害福祉施設から一般就労した方 の1年後の就労定着率 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	72.9 % (令和元(2019)年度)	-	-	75.3 %以上(令和7(2025)年度)
ひきこもり地域支援センターで対応 するひきこもりに関する相談の件数 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	1,418 件 (令和2 (2020) 年度)	-	-	1,800 件以上 (令和7 (2025) 年度)

計画期間の主な取組

	現状	事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
障害者就労支援事業 一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の特性に応じた就労を推進します。	●障害者等の特性には。一般就労に向けた支持・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施。障害者の特性に応じれ・短時間雇用求人の開拓と障害者雇用を行う企。障害者雇用に関する。R2障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数:3回・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム(K-STEP)の普及・啓発と企業への支援の実施	にた就労支援の実施 の実施 継続実施 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	有 障害者雇用促進ネット ワーク会議開催回数: 1回	年度 障害者雇用促進ネット ワーク会議開催回数: 1回	障害者雇用促進ネット	事業推進	
	・業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした取組の実施R2販売会の開催回数:1回	継続実施 一				> →	

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
算害者社会参加促進事 達	● 障害者社会参加推 R2開催回数:2回	進協議会の実施 継続実施 一				事業推進
障害者の自立と社会参加を	● 障害者週間記念の で R2開催回数:1回	ひどいの 開催 継続実施 ―				\Rightarrow
促進するため、障害者週間 記念事業や障害者スポーツ	● 障害者作品展の開催 R2開催回数:1回	進 継続実施 一				
の普及・啓発に向け、活動の 場の充実や情報の提供等に		参加を促進する生活訓	練等事業の実施			
取り組みます。	R2参加者数: 1,546人	参加者数:3,500人	参加者数:3,500人	参加者数:3,500人	参加者数:3,500人	\Rightarrow
	●心のバリアフリーの理	念を踏まえた障害者支持	爰の実施			
	・神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及	継続実施 ━				>
	●コミュニケーションの支					
	・「視聴覚障害者情報文化センター」の運営	継続実施				7
	等を通じた視聴覚障					
	害者の生活支援及び福祉の増進					
章書者の移動手段の確	●バス乗車券(ふれあ R2交付者数:	いフリーパス) の交付 継続実施 ―				事業推進
呆対策事業 	19,108人					
バス乗車券・重度障害者福祉 49クシー利用券交付事業		・利便性の向上と障害者の社会参加のさらな				\rightarrow
等を実施し、外出時の移動		る促進に向けた検討				
手段を確保します。	●重度障害者福祉タク	シー利用券の交付				
	R2交付者数:	継続実施				\rightarrow
	12,476人					
		め移動が困難な方等の	移動手段を確保する、福	冨祉キャブ(リフト・ストレ	ッチャー付き福祉車両)	
	の運行		移動手段を確保する、福	冨祉キャブ(リフト・ストレ	ッチャー付き福祉車両)	→
		め移動が困難な方等の 継続実施 —	移動手段を確保する、視	冨祉キャブ(リフト・ストレ	ツチヤー付き福祉車両)	>
)きこもり地域支援事業	の運行R2稼働件数:4,253回ひきこもり地域支援	継続実施 一		冨祉キャブ(リフト・ストレ	ッチヤー付き福祉車両)	******
ひきこもり地域支援事業	の運行 R2稼働件数: 4,253回	継続実施		冨祉キャブ(リフト・ストレ	ツチヤー付き福祉車両)	事業推進
	の運行R2稼働件数:4,253回● ひきこもり地域支援・ひきこもりに関する一	継続実施 一		富祉キャブ(リフト・ストレ	ッチャー付き福祉車両)	事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひき こもり地域支援センター」が関	の運行R2稼働件数:4,253回● ひきこもり地域支援・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援	継続実施 ― マンターにおける相談支払 継続実施 ―		冨祉キャブ(リフト・ストレ	ッチヤー付き福祉車両)	→ 事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関 係機関との支援ネットワークを	 の運行 R2稼働件数: 4,253回 ● ひきこもり地域支援 ・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援 機関へのつなぎの実施 	継続実施 ― 2ンターにおける相談支払 継続実施 ― ワークの構築		冨祉キャブ(リフト・ストレ	ッチヤー付き福祉車両)	事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひき こもり地域支援センター」が関	 の運行 R2稼働件数: 4,253回 ● ひきこもり地域支援 ・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援 機関へのつなぎの実施 ● ひきこもり支援ネット R2ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数: 	継続実施 ―マンターにおける相談支払 継続実施 ―ワークの構築・ネットワークの構築に		冨祉キャブ(リフト・ストレ	ッチヤー付き福祉車両)	事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひき こもり地域支援センター」が関 係機関との支援ネットワークを 構築しながら適切な支援機	 の運行 R2稼働件数: 4,253回 ひきこもり地域支援 ・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援 機関へのつなぎの実施 ・ひきこもり支援ネット R2ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数: 6回(準備会等含 	継続実施 ―マンターにおける相談支払 継続実施 ―ワークの構築・ネットワークの構築に		富祉キャブ(リフト・ストレ	ッチヤー付き福祉車両)	事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを 構築しながら適切な支援機関へつなぐ相談支援に取り組	 の運行 R2稼働件数: 4,253回 ● ひきこもり地域支援・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 ● ひきこもり支援ネット R2ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数: 6回(準備会等含む) 	継続実施 ― マンターにおける相談支払 継続実施 ― マークの構築 ・ネットワークの構築に向けた取組の推進	優の実施	高祉キャブ(リフト・ストレ	ッチヤー付き福祉車両)	事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを 構築しながら適切な支援機関へつなく相談支援に取り組	 の運行 R2稼働件数: 4,253回 ● ひきこもり地域支援・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 ● ひきこもり支援ネット R2ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数: 6回(準備会等含む) 	継続実施 ―マンターにおける相談支払 継続実施 ―ワークの構築・ネットワークの構築に	優の実施	開催回数:1回	ッチヤー 付き福祉車両) 開催回数:1回	事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを 構築しながら適切な支援機関へつなく相談支援に取り組	 の運行 R2稼働件数: 4,253回 ● ひきこもり地域支援・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 ● ひきこもり支援ネット R2ひきごもり支援ネットワーク会議開催回数: 6回(準備会等含む) ● ひきこもりに関する普 	継続実施 ― マンターにおける相談支払 継続実施 ― ワークの構築 ・ネットワークの構築に向けた取組の推進	機の実施			事業推進
広くひきこもり状態にある方や 家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを 構築しながら適切な支援機関へつなく相談支援に取り組	 の運行 R2稼働件数: 4,253回 ● ひきこもり地域支援: ・ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 ● ひきこもり支援ネット R2ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数: 6回(準備会等含む) ● ひきこもりに関する普 R2ひきこもりに関する 	継続実施 ― マンターにおける相談支払 継続実施 ― ワークの構築 ・ネットワークの構築に向けた取組の推進	機の実施			事業推進

施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備













1 これまでの主な取組状況

- 誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上に向けて、「住宅基本計画」に基づき、バリアフリー化などの住宅の質の向上や、民間事業者等と連携した既存住宅の流通促進、ライフステージに合わせた住み替えの円滑化、多様なニーズに応じた住宅の供給促進などに取り組んでいます。
- 空き家率が比較的低い本市においては、空き家の発生の抑制が重要であることから、「空家等対策計画」に基づき、住宅の良質化や利活用等の予防的な取組、相談体制の充実を進めるなど、総合的な空き家対策を計画的に推進しています。
- 住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、「第4次市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の適切な運営を推進し、長寿命化改善や建替え事業の計画的な実施、子育て世帯向けの期限付き入居制度の導入、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅の有効活用等の取組を進めています。また、増加・多様化する住宅確保要配慮者の安定的な居住確保に向け、居住支援協議会を適切に運営するなど、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅等も活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組んでいます。



川崎市居住支援協議会による入居者・支援者向けサポートブック

2 施策の主な課題

- 住まい・住まい方に対するニーズの多様化や少子高齢化の更なる進展など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル、ライフステージ等に応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組む必要があります。
- 高経年の戸建住宅団地や分譲マンション等においては、空き家の増加や建物の管理不全化に伴い周辺環境への影響や地域の活力の低下が懸念されることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進や管理適正化に向けた支援の充実などが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や高齢化の進展等により増加が見込まれる住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、市営住宅の有効活用の推進とともに、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。

3 施策の方向性

- ★ 高齢者や子育て世帯等の多様化する居住ニーズやライフスタイル等に応じた住まい・住まい方の実現
- ★ 既存住宅の活用強化と流通促進やマンションの管理適正化等に向けた誘導・支援の推進
- ★ 重層的な住宅セーフティーネットの構築に向けた市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適 切な運営

4 直接目標

● それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	73 % (平成25(2013)年度)	70 % (平成30 (2018) 年度)	\Rightarrow	77 %以上 (平成30 (2018) 年度)	80 %以上(令和5(2023)年度)
既存住宅の流通シェア率 (まちづくり局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	18.2 % (平成30 (2018) 年度)	_	-	20.2 %以上 (令和5 (2023) 年度)
生活支援施設等の併設や地域と 連携した取組等を行っている市営 住宅の団地(100戸以上※)の 割合 (まちづくり局調べ)	17 % (平成26 (2014) 年度)	35.1 % (令和2 (2020) 年度)	24 %以上 (平成29 (2017) 年度)	26 %以上(令和3 (2021) 年度)	40 %以上(令和7(2025)年度)

[※] 施設の併設等には、一定以上の規模を要することから 100 戸以上の市営住宅を対象としています。

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
主宅政策推進事業	●「住宅基本計画」に基	基づく住宅・住環境に関	りる施策の推進			
「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘	・計画改定に向けた取組の検証・調整	・改定の方向性の取りまとめ	・計画改定	・取組の推進、進行管 理		事業推進
導等を行うための施策立案、 調査等を実施するとともに、 子育て世帯や高齢者世帯の 多様なニーズ、脱炭素化の進	● 住宅·土地統計調査	f、住生活総合調査等に	関する取組の推進			
	・H30(2018)年 調査結果の分析	・調査結果を取りまとめた「川崎市の住宅事情」の公表			・R5(2023)年調 査結果の集計	\Rightarrow
展をはじめとした社会環境の	●「高齢者居住安定確	保計画」に基づく高齢者	ぎの住まいに関する施策の	D推進		
変化等に応じた民間住宅の 誘導に取り組みます。		・計画改定に向けた検			・計画改定に向けた検 討	\rightarrow
			社会環境の変化に応じた て世帯へのゆとりある住宅			
	•供給誘導			・新たな計画に基づく		\rightarrow
	。サービス付き高齢者向	114在空笙の供給琴道		取組の推進		
	 供給誘導 		>	・新たな計画に基づく 取組の推進		\rightarrow
	。社会環境の亦化等を	SVキラたこれまでの話道な	施策の検証及び施策の検			
	。但又然死的女 <u>们</u> 母飞		・住宅基本計画等への位置づけ			\rightarrow
主宅・マンション良質化支		E化に向けた取組の推進				
段推進事業	マンションの官埋週上が計画策定に向けた検	化に関する計画策定に向 ・計画策定	りけた取組 ・取組の推進、進行管		・計画改定に向けた調	事業推進
民間住宅・マンションのバリア	討	百画水足	理		查	子未 压医
フリー化、長寿命化、適切な	マンションの管理適正/	化に向けた支援等の推進				
維持管理等に対する支援等	・マンション管理組合登					\rightarrow
の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、	録・支援制度の実施 R2登録数:580件	登録数:630件	登録数:670件	登録数:710件	登録数:750件	
良質な住宅の形成を図ります。	•管理計画認定制度	・管理計画認定制度	・認定制度の実施			\rightarrow
	の検討 ・新たな支援制度の検 討	の構築 ・新たな支援制度の構 築	・新たな支援制度の実施			\rightarrow
	・マンション管理相談窓		加也			\rightarrow
	口の運営・講習会の実施	講習会の実施回数: 2回	講習会の実施回数: 2回	講習会の実施回数: 2回	講習会の実施回数: 2回	
	R1講習会開催数: 2回					
	●分譲マンション共用部 R2助成件数: 13件(681戸)		手すり・スロープ等の設置 助成件数:1000戸			\Rightarrow
]けた講習会や相談対応	等を通じた周知、啓発の)実施		
	oリフォーム等に関する講		-#m 0 1 - 1			
	R2講習会開催数: 2回	講習会・セミナー実施回数:2回	講習会・セミナー実施回数:2回	講習会・セミナー実施回数:2回	講習会・セミナー実施回数:2回	7
	リフォーム相談窓口の道・窓口の運営	重営 継続実施 ━				\rightarrow

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
品間賃貸住宅等居住支	●「住宅確保要配慮者	賃貸住宅供給促進計画	町」に基づく取組の推進			
の的女女は 0 サルはへ 最推進事業	・計画策定(H30)	・取組の検証、計画改	・計画改定	・取組の推進、進行管		事業推進
高齢者、障害者、外国人等	·住宅確保要配慮者	定に向けた検討 継続実施 一		理		\leq
の住宅確保要配慮者の居住 の安定に向け、居住支援協 議会において入居から退去ま でに必要な支援等について協	向け登録住宅の普及啓発					
			皆に対する入居・生活支持	援の促進		
議を行うなど、多様な主体と	居住支援協議会の運・家主等の不安解消に		・地域の担い手や家主	・連携強化による取組		\rightarrow
の連携により入居支援や入 居後の生活支援等の取組を	向けた支援の検討	20,2707100	等との連携強化の検討			
推進します。	・住宅確保要配慮者の	住み替え相談や空き家の 住み替え相談や空き家の	の利活用に関する相談の	実施		
	R2相談件数:490		相談件数:500件以			\rightarrow
	件 ·住宅確保要配慮者	上 継続実施 —	上	上	上	>
	への物件情報の提供					
	入居手続の同行等支	援				
	R2支援件数:9件	支援件数:12件	支援件数:12件	支援件数:12件	支援件数:12件	\rightarrow
		住宅確保要配慮者の居	住安定の確保			
	・入居支援 (R2支援件数:	継続実施─				$\overline{}$
	112件)					
*****************************	● 呼方フトックや地域さ	を消を活かしたリノベーショ	コンに関する取納等の歩き	准		
	既存ストックや地域資・空き地や空家を活用	፻源を活かしたリノベーシ 継続実施 ──	ョンに関する取組等の推	進		事業推進
t	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の		ョンに関する取組等の推	進		事業推進
	・空き地や空家を活用		ョンに関する取組等の推	進		事業推進
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発	継続実施 — 継続実施 —				事業推進
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発	継続実施 一継続実施 一	値によるリノベーションまち		新たなイベントの実	事業推進
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ●リノベーション施設等・ ・イベント実施による情 報発信・普及啓発、	継続実施 一継続実施 一	値によるリノベーションまち	づくりの推進	・新たなイベントの実施、効果検証	事業推進
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ●リノベーション施設等・ ・イベント実施による情	継続実施 ― 継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン		事業推進
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ●リノベーション施設等・ ・イベント実施による情 報発信・普及啓発、	継続実施 ― 継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施 ・検証を踏まえたイベン	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン		→ 事業推進→→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ●リノベーション施設等・ ・イベント実施による情 報発信・普及啓発、	継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン		→ 事業推進 →
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。	・空き地や空家を活用 したリノベーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ●リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、 ・取組の効果検証	継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン ト内容の見直し		→ 事業推進→→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。	・空き地や空家を活用 したリパーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、 ・取組の効果検証 ・取組の効果検証	継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実 施、効果検証 (効率的な整備・管理の) ・取組の推進、進行管	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン ト内容の見直し		事業推進
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。	・空き地や空家を活用 したリパーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、 ・取組の効果検証	継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集	他によるリノベーションまち ・新たなイベントの実 施、効果検証 (効率的な整備・管理の)	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン ト内容の見直し		→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。	・空き地や空家を活用 したリパーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等 ・イベント実施による情報発信・普及啓発、 ・取組の効果検証 ・取組の効果検証	継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実 施、効果検証 (効率的な整備・管理の) ・取組の推進、進行管	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン ト内容の見直し		→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。 「営住宅等ストック活用 第 「市営住宅等ストック活用 「市営住宅等ストック活用 「市営住宅等ストック活用 「市営住宅等表寿	・空き地や空家を活用 したリパーション事業の 推進 ・情報発信、普及啓発 ●リノベーション施設等 ・イベント実施による情報発信・普及啓発、 ・取組の効果検証 ●「市営住宅等ストック・計画改定に向けた検討 ・小世帯化等に応じた	継続実施 ― 継続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実 施、効果検証 (効率的な整備・管理の) ・取組の推進、進行管	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン ト内容の見直し		→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。 「営住宅等ストック活用 第業 「市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿	・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、・取組の効果検証 ・「市営住宅等ストック・計画改定に向けた検討・・小世帯化等に応じたストックの最適だいた場響を表していたがある。	継続実施 ―― 総続実施 ―― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し ・新たな参加主体の募集 総合活用計画」に基づいます。	をによるリノベーションまち・新たなイベントの実施、効果検証 ・効果検証 ・効率的な整備・管理のき・取組の推進、進行管理	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベン ト内容の見直し		→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。 「営住宅等ストック活用 第業 「市営住宅等ストック活用 1ま画(市営住宅等長寿命化計画)」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地	・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、・取組の効果検証 ・「市営住宅等ストック・計画改定に向けた検討・・小世帯化等に応じたストックの最適化や集約再編の検討	継続実施 ― 総続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集 ************************************	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実 施、効果検証 (効率的な整備・管理の・ ・取組の推進、進行管理 進進 着手棟数:10棟	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベント内容の見直し 推進 着手棟数:10棟	施、効果検証	→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。 「営住宅等ストック活用 第業 「市営住宅等ストック活用 高業 「市営住宅等ストック活用 はします。 「対している。」 「はいる。」 「はいるいる。」 「はいるいる。」 「はいるいる。」 「はいるいるいるいる。」 「はいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、・取組の効果検証 ・「市営住宅等ストック・計画改定に向けた検討・小世帯化等に応じたストックの最適化や集約再編の検討 ・計画的な市営住宅の・建替え・改善等実施R2完了棟数:6棟	継続実施 ― 総続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集 総合活用計画」に基づいます。 ・計画改定 建替え及び改善等のが、といます。 ・計画改定 着手棟数:6棟 完了棟数:8棟	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実施、効果検証 ** ** ** ** ** ** ** ** **	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベント内容の見直し 推進 着手棟数:10棟 完了棟数:10棟	施、効果検証	→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。 「営住宅等ストック活用 業 「市営住宅等ストック活用 また。 「おきにないる。」 「おきないる。」 「おきないる。」 「ないる。」 「ないるいる。」 「ないるいる。」 「ないるいる。」 「ないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、・取組の効果検証 ・「市営住宅等ストック・計画改定に向けた検討・小世帯化等に応じたストックの最適化や集約再編の検討 ・計画的な市営住宅の・建替え・改善等実施R2完了棟数:6棟	継続実施 ― 総続実施 ― を活用したイベントの実施・検証を踏まえたイベント内容の見直し・新たな参加主体の募集 総合活用計画」に基づいます。 ・計画改定 建替え及び改善等のが、といます。 ・計画改定 着手棟数:6棟 完了棟数:8棟	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実 施、効果検証 (効率的な整備・管理の・ ・取組の推進、進行管理 進進 着手棟数:10棟	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベント内容の見直し 推進 着手棟数:10棟 完了棟数:10棟	施、効果検証	→
空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。 「営住宅等ストック活用 第業 「市営住宅等ストック活用 高業 「市営住宅等ストック活用 はします。 「対している。」 「はいる。」 「はいるいる。」 「はいるいる。」 「はいるいる。」 「はいるいるいるいる。」 「はいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、・取組の効果検証 ・「市営住宅等ストック・計画改定に向けた検討・小世帯化等に応じたストックの最適化や集約再編の検討 ・計画的な市営住宅の・建替え・改善・6棟 ・「地域包括ケアシステ・市営住宅調整	継続実施 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	をによるリノベーションまち ・新たなイベントの実施、効果検証 《効率的な整備・管理の・・取組の推進、進行管理 着手棟数:10棟完了棟数:6棟 模建替えに伴う市営住宅	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベント内容の見直し 推進 着手棟数:10棟 完了棟数:10棟 宅用地の活用の推進	施、効果検証 着手棟数:8棟 完了棟数:10棟 提供公園や社会福祉	→
在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインパウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。 お営住宅等ストック活用 第業 「市営住宅等ストック活用 あいます。」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用	・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発 ・リノベーション施設等・イベント実施による情報発信・普及啓発、・取組の効果検証 ・「市営住宅等ストック・計画改定に向けた検討・小世帯化等に応じたストックの最適化や集約再編の検討 ・計画的な市営住宅の・建替え・改善・6棟 ・「地域包括ケアシステ・市営住宅調整	継続実施 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	他によるリノベーションまち ・新たなイベントの実施、効果検証 *効率的な整備・管理の ・取組の推進、進行管理 #進 着手棟数:10棟 完了棟数:6棟 模建替えに伴う市営住事	づくりの推進 ・検証を踏まえたイベント内容の見直し 推進 着手棟数:10棟 完了棟数:10棟 宅用地の活用の推進	施、効果検証 着手棟数:8棟 完了棟数:10棟	→

	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
5営住宅等管理事業	●「市営住宅等ストック	総合活用計画」に基づく	《計画的な維持管理			
市営住宅等の計画的な維持 管理等の実施や効果的な入	・修繕・維持管理の実 施	継続実施				事業推進
居・管理体制の導入を進め、	●より的確・公平な提供	共に向けた取組の推進				
住宅困窮世帯等への的確・		・住宅に困窮する若年				\rightarrow
公平な市営住宅等の提供を 図るとともに、空き駐車場の 増加等への対策など、市営 住宅等の適切な運営・活用 を図ります。	子育て世帯等の期限 付き入居制度の導入					
	(H30) ・期限付き入居制度の	入居制度の見直し	・新制度の運用開始			>
	検証					
		踏まえた市営住宅等管	理業務に関する取組の	推進		VAN HEE BEG TER HAL 786
	管理代行業務・モニタリングの実施	継続実施 —				→ 次期管理業務 外部委託実施
	77777708	・管理方式変更の効	民間事業者の動向	管理代行業務の検	・次期管理方式の方	→予定
		果等の検討	等の調査	証、次期管理方式の 検討	針決定	(R9)(2027)
	・地域と連携した入居 支援の取組検討		・モデル的取組の実施	・取組の検証	・検証を踏まえた取組の推進	→ 事業推進
		体制構築			V/I比E	
	・特定公共賃貸住宅 に関する制度の見直し (R1)	・運営の方向性の整理	・取組の推進			→
	市営住宅等の使用に・使用料の適正管理	に関する適正管理 継続実施 —				_
			使用料収入率 (現年度):99.55%	使用料収入率 (現年度):99.55%	使用料収入率(現年度):99.56%	
	R2使用料収入率(過	使用料収入率(過年	使用料収入率(過年	使用料収入率(過年	使用料収入率(過年	
	年度): 8.87% ・不適正使用に対する	度): 11.98% 継続実施 —	度):13.05%	度):13.06%	度): 13.07%	>
		5場に設置したコインパー	キング等の適正な管理・	運営		
	・コインバーキング等の 管理・運営 R2駐車場区画数:	継続実施 一 駐車場区画数:198 区画	駐車場区画数:198 区画	駐車場区画数:198 区画	駐車場区画数:208 区画	7
	188区画		_			_
	・コインパーキングの公 募			・拡充に向けた調整、 公募の実施		\rightarrow
	57			公券の美加		
き家利活用推進事業	●「空家等対策計画」	に基づく取組の推進				
「空家等対策計画」に基づ	·計画改定 (予定)	取組の推進、進行管理		\rightarrow	・空家動向調査、計画 改定に向けた検討	事業推進
き、空家の予防や適正管					EXACICIPIO/ACTIXAL	
理、利活用に関する周知啓 発や相談窓口の運営、まちづ		「理、流通に関する取組の ・専門家団体等との協				
くりに資する空家活用等の取	締結(R2)	定に基づく相談対応の				
組を支援します。	・空家化の予防等に向	実施、効果検証	・新たな支援制度の構	・田が日の推進		_
	けた支援のしくみの検		築	HXIIII		/
	・専門家団体等と連携	継続実施 -				>
	した普及啓発の実施 ・空家状況把握のため	継続実施 —				\rightarrow
	の調査 ●まちづくりに資する空	家利活田の推准				
	・空家マッチング制度の 試行実施	×	- ・取組の検証	・検証を踏まえたマッチング制度の実施		>
	0-VI 3 X ///S			2 7 mass vy Xins		
	- 00 mm - A //					
	管理不全化した空家・関係法令に基づく対応の検討、連携体制の	・管理不全化した空家				\rightarrow

施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり

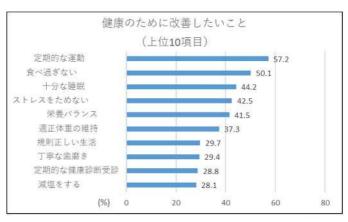






1 これまでの主な取組状況

- 市民一人ひとりの主体的な健康づくりに向けて、企業や職域関係団体等と連携してイベントや講座等を開催するとともに、生活習慣改善に向けた各種啓発、生活習慣病の発症・重症化の可能性のある方への受診勧奨や保健指導等により、ライフステージに応じた健康づくりの促進と生活習慣病の予防に取り組んでいます。
- 生涯を通じた健康づくりや介護予防は、 若い時からの健康づくりの取組を継続していくこと、また、何歳になっても取組を始めることが大切であることから、健康づくりと介護予防を一体的に推進しています。



資料:平成28(2016)年度川崎市健康意識実態調査

○ がん検診の受診率向上のため、対象となる市民に対し、コールセンターやがん検診台帳システムを活用 した個別受診勧奨等の取組を推進しています。

2 施策の主な課題

○ 市民の健康づくりに関する取組が進んでいる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康診断・受診控えや、高齢者の身体機能の低下等が懸念されており、市民が自発的に受診や健康づくり・介護予防に向けた行動をとれるよう支援していく必要があります。

- ★ 地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた 主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進
- ★ 新しい生活様式を踏まえながら、健康づくりや生活習慣病・介護等の予防の取組、健康診断等の 受診につなげるための効果的な情報発信の推進
- ★ 「がん」の早期発見・早期治療に向けたがん検診の受診率向上と、生活習慣の改善等がんにならないための取組の推進

● 健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主観的健康観(「非常に健康」 「ほぼ健康」と回答した市民の割合) (健康意識実態調査)	男性 73.7 % 女性 76.8 % (平成23 (2011) 年度)	男性 71.7 % 女性 79.0 % (平成28 (2016) 年度)	男性 75.5 %以上 女性 78.5 %以上 (平成28 (2016) 年度)	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
特定健康診查実施率 特定保健指導実施率 (国民健康保険) (特定健康診查·特定保健指導 実施状況報告)	24.5 % 6.0 % (平成26 (2014) 年度)	25.9 % 6.4 % (令和元 (2019) 年度)	33 %以上 22 %以上 (平成29 (2017) 年度)	32.5 %以上 10.5 %以上 (令和3 (2021) 年度)	35.5 %以上 13.5 %以上 (令和7 (2025) 年度)
がん検診受診率 (国民生活基礎調査(厚生労働 省))	肺がん 44.5 % 大腸がん 40.5 % 胃がん 42.2 % 子宮がん 46.1 % 乳がん 46.1 % (平成25 (2013) 年度)	肺がん 50.5 % 大腸がん 47.3 % 胃がん 53.5 % 子宮がん 48.5 % 乳がん 48.5 % (令和元 (2019) 年度)	肺がん 50 %以上 大腸がん 45 %以上 胃がん 45 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 (平成28 (2016) 年度)	肺がん 50 %以上 大陽がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 (令和元 (2019) 年度)	肺がん 50 %以上 大腸がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 (令和7 (2025) 年度)
40歳代の糖尿病治療者割合 (国民健康保険) (健康福祉局調べ)	3.1 % (平成26 (2014) 年度)	2.9 % (令和2(2020)年度)	3.0 %以下 (平成29 (2017) 年度)	3.0 %以下(令和3 (2021) 年度)	3.0 %以下(令和7(2025)年度)
食に関する地域での活動に参加する人の割合 (食育に関する地域活動への参加割合:食育の現状と意識に関する調査) (食生活改善推進員数:健康福祉 局調べ)	食育に関する地域活動参加 38.3 % (平成24 (2012) 年度) 食生活改酶推進員数 3,862 人 (平成26 (2014) 年度)	食育に関する地域活動参加 31.2 % (令和2 (2020) 年度) 食生活改善推進員数 4,264 人 (令和2 (2020) 年度)	食育に関する地域活動参加 会生活改善権進員数 4,100 人以上 (平成29 (2017) 年度)	食育に関する地域活動参加 40 %以上 (令和2 (2020) 年度) 食生活改善推進員数 4,300 人以上 (令和3 (2021) 年度)	食育に関する地域活動参加 41 %以上 (令和7 (2025) 年度) 食生活改善推進員数 4,500 人以上 (令和7 (2025) 年度)

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
がん検診等事業	●国の指針等に基づく	がん検診等の継続実施				
健康増進法や国の指針等に	・がん検診等の実施	・国の指針に基づく肺が				事業推進
基づき、がん検診等を適切に		ん、胃がん、大腸がん、				
実施します。		子宮がん、乳がん検診				
7.0000.70		の実施				
	●がん検診及び精密核	資金の未受診者への受診	勧奨の実施			
	・がん検診・特定健診	・新しい生活様式を踏				\rightarrow
	等コールセンターの運用	まえた受診勧奨の実施				
	●がん検診の受診率向]上に向けた取組の実施				
	・検診受診歴等のシス	・新しい生活様式を踏				\rightarrow
	テムの情報を活用した	まえた個別受診勧奨、				
	個別受診勧奨、再勧	再勧奨等の実施				
	奨等の実施					
	がんに対する意識向。	上の取組の実施				
	・包括協定の締結企	継続実施				\rightarrow
	業等と連携した普及啓					
	発等の実施					

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
+活習慣病対策事業	● 生活習慣病予防等(こ向けた市民の取組の支	7摆			
		・新しい生活様式を踏				事業推進
生活習慣病に対する正しい 知識の普及と生活習慣の改	携による生活習慣病	まえた生活習慣病予				
善を支援し、市民の健康づく	予防の取組の推進	防の取組の推進				
りと生活の質の向上を図りま	●若年層・働き盛り世代	代への生活習慣病対策の	D実施			
₫.	・関係機関や企業と連	継続実施				\rightarrow
	携した取組の実施					
	●効果的な普及啓発の	D実施				
	・企業等と連携したイ	継続実施				\rightarrow
	ベント実施や広報等の					
	実施					
	● 生活習慣病重症化	予防の取組の実施				
	•国民健康保険被保	継続実施				\rightarrow
	険者等における生活習					
	慣病ハイリスク者に対す る働きかけの実施					
	る例でかり大ル					
建康づくり事業	●「健康増進計画(第	52期かわさき健康づくり2	21)」に基づく取組の実	施		
市民が主体的に健康づくりに	・地域活動団体や企	・新しい生活様式を踏				事業推進
取り組めるよう、「かわさき健	業・職域保健等と連携					
康づくり21」に基づく取組を	した身近な場所での健康がよりの業みである。					
推進します。	康 パリの音及合発活動の実施	・市民の主体的な健康 びりの更なる促進に向				7
	到少天池	けた取組の実施				
	・中間評価の実施と今	・最終評価と第3期か	・第3期かわさき健康	・計画に基づく取組の		→・第3期計画の
	後の方向性を踏まえた	わさき健康づくり21の	づくり21の策定	推進		中間評価実施
	取組の推進	策定に向けた事前調				予定
	5 TT T W 65 + 121 +	査の実施				+W1454
	・各種事業等を通した 歯科口腔保健に関す	継続実施				事業推進
	る普及啓発の実施					
	●若い世代の健康づく・妊婦とそのパートナー	りの取組の実施 継続実施 ──				
	を対象に歯科健診を	極机夫旭				
	含めた総合的な健康づ					
	くりの取組(歯っぴー					
	ファミリー健診) の実施					
食育推進事業	。「会会###!」兩 (ct	まべ/服奴の世生				
民月推進事業	●「食育推進計画」に基・「第4期食育推進計		・「第5期」計画の策	計画に基づく取組の		→・第5期計画の
市民が健全な食生活を実践		推進	定	推進		中間評価実施
できるよう、「食育推進計画」	進					予定
に基づき食育の取組を推進します。	●イベント・議座、土ャン	パーンの実施等、食育の)善及啓発の実施			
۵,۰	・多様な主体と連携し	継続実施				事業推進
	たイベントや講座等の					
	実施による普及啓発の					
	推進					
国民健康保険特定健康	●「特定健康診査等実	『施計画』に基づく取組の	実施			
当氏健康休院行足健康 诊査等事業	·特定健康診查·特定					事業推進
少且寸于未	保健指導及び実施率					
被保険者の生活習慣病を予	向上に向けた受診勧					
防するため、「特定健康診査	奨等の取組の実施 「第2期は京伊康系		「笠4钳」計画の笠	シェニ サベノ 取りの		日の医療悪液
等実施計画」等に基づく取組 を推進します。	·「第3期特定健康診 查等実施計画(改定		・「第4期」計画の策 定	・計画に基づく取組の推進		・国の医療費適 正化計画等と連
CIEZEO 66 7 s	版)」に基づく取組の		~_	JEZE		携した次期計画
	推進					の策定
	●「データヘルス計画」(で基づく取組の実施				
	·「第2期川崎市国民		・「第3期」計画の策	計画に基づく取組の		・国の医療費適
	健康保険データヘルス		定	推進		正化計画等と連
	計画(改定版)」に					携した次期計画
	基づく取組の推進					の策定
	●がん検診・特定健診	等コールセンターの運用				
	がん検診・特定健診がん検診・特定健診	等コールセンターの運用 継続実施 ──				事業推進

				מטא ד	,	y ICOJOJ DEDA J CJ
	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
成人ぜん息患者医療費 助成事業			進に向けた取組の実施 ぜん息患者の健康の回復	と福祉の増進に向けた取	ね組の実施	
如孙子来	・成人の気管支ぜん息	継続実施				事業推進
成人の気管支ぜん息患者に	患者に係る医療費自					
係る医療費の一部を助成す	己負担の一部助成の					
ることにより、健康の回復と福	実施					
祉の増進を図ります。	•他の医療費助成制度	や他のアレルギー疾患との	の整合性・公平性等を踏	まえた制度のあり方の検討	र्ग	
	・制度のあり方の検討	・制度のあり方の検討				\rightarrow
		及び検討結果を踏まえ				
		た取組の推進				
	●フルボー疾患対策	基本法及75基本的分指	針に基づく本市のアレル:	ビー疾患対等の方向性	の締証	
	・アレルギー疾患対策	・方向性の検討及び検			O1X03	
	基本法及び基本的な					
	基本法及U基本的な 指針に基づく本市のア					
	レルギー疾患対策の方	V/J上/正				
	向性の検討					
	円性の快割					

政策1-5 確かな暮らしを支える

1 政策の方向性

- 高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が 見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。
- 市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称	計画策定時	現状	目標
(指標の出典)	(H27)[2015]	(R1)[2019]	(R7)[2025]
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	16.6%	22.9%	20%以上 <25%以上>

< >内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策1-5 確かな暮らしを支える

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営



1 これまでの主な取組状況

- ■民健康保険については、レセプト点検による過誤調整のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に伴う取組の開始、不当利得返還に係る収納体制の強化など、医療費の適正化を進めています。また、マイナンバーカードの保険証利用のための取組など、資格適正化の取組を推進しています。
- 後期高齢者医療については、神奈川 県後期高齢者医療広域連合と連携 して市町村事務を実施しています。ま

適正化を推進しています。



※決算ベース 資料:健康福祉局調べ

○ 重度障害者医療費助成については、障害者の増加に対応した持続可能で安定的な制度のあり方の 検討に向けて、他都市とも連携しながら取組を進めています。

た、口座振替の勧奨や民間を活用した訪問徴収を実施したほか、医療費の

2 施策の主な課題

- 医療保険については、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあることから、制度の安定的な運営のため、更なる医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納対策をより一層推進する必要があります。
- 重度障害者医療費助成制度は、高齢化の進展や医療の高度化、県の補助制度の見直しにより市の 負担が急増しているため、持続可能で安定的な制度のあり方を検討する必要があります。

- ★ 国の制度改正による業務の複雑化への対応や医療費の適正化を図りながら、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的かつ持続的な運営を確保
- ★ 社会状況等を踏まえた重度障害者医療費助成制度のあり方の検討

4 直接目標

信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
国民健康保険料収入率等	[現年度分]	[現年度分]	[現年度分]	[現年度分]	[現年度分]
	92.96 %	94.76 %	93.8 %以上	95.0 %以上	95.2 %以上
(健康福祉局調べ)	【収入未済額】	【収入未済額】	【収入未済額】	【収入未済額】	【収入未済額】
	67億5,319万 円	30億7,700万 円	50億 円以下	30億 円以下	25億 円以下
	(平成26 (2014) 年度)	(令和2(2020)年度)	(平成29 (2017) 年度)	(令和3 (2021) 年度)	(令和7(2025)年度)
後期高齢者医療保険料収入率等(健康福祉局調べ)	[現年度分]	[現年度分]	【現年度分】	【現年度分】	[現年度分]
	99.31 %	99.62 %	99.45 %以上	99.48 %以上	99.66 %以上
	[収入未済額]	[収入未済額]	【収入未済額】	【収入未済額】	[収入未済額]
	9,737万 円 (平成26(2014)年度)	8,377万 円 (令和2(2020)年度)	8,900万 円以下 (平成29 (2017) 年度)	8,900万 円以下 (令和3 (2021) 年度)	8,148万 円以下 (令和7 (2025) 年度)

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和 3 (2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
国民健康保険事業を安定的に運営します。	●国民健康保険事業の 。医療費適定を・特定保健指導や、民間活用を含めたレゼルの表質を 一般を受ける。を、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	継続実施 —				事業推進
国民健康保険料等収納業務 国民健康保険料の滞納整理を強化し、収入を確保するとともに、収入未済額の縮減を推進します。	●法令に基づ適正ない。国民健康保険料の滞・法令に基づ、適正な賦課と徴収の実施・民間活力の効果的な活用や口座振替納付の推奨等の実施・滞納整理職員の育成による効果的な収納業務の実施	武課と徴収の実施 納整理強化及び収入未 継続実施 — 継続実施 — 継続実施 —	済額縮減の推進			事業推進

年戦略

基本政策1

基本政策 2

基本政策3

基本政策4

基本政策 5

進行管理·評価

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進



KAWASAKI SDGs

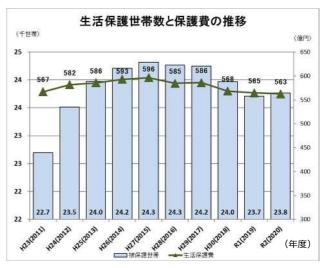






1 これまでの主な取組状況

- 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」において、就労・生活支援を行っています。
- 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な 自立を支援するため、小学生に対しては市 内12か所、中学生に対しては市内14か所 の教室で、高校等進学に向けた学習の支 援と居場所の提供に取り組んでいます。



※決算ベース 資料:健康福祉局調べ

2 施策の主な課題

- 生活保護制度が、セーフティネットとして持続可能なしくみを維持するためには、真に保護が必要な人に 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護に至る前の段階で、困窮状態からの 脱却に向けた取組が必要です。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等の子どもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。

- ★ 真に保護が必要な人に対する健康で文化的な最低限度の生活の保障と、就労など自立のための 支援や医療扶助の適正化に向けた取組の推進
- ★ 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立に向けた学習・生活支援の実施
- ★ 生活保護に至る前の生活困窮者に対する社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援の実施

4 直接目標

● 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
生活保護から経済的に自立(収 入増による保護廃止)した世帯の 数 (健康福祉局調べ)	608 世帯 (平成26 (2014) 年度)	595 世帯 (令和2 (2020) 年度)	650 世帯以上 (平成29 (2017) 年度)	650 世帯以上 (令和3 (2021) 年度)	650 世帯以上(令和7(2025)年度)
学習支援・居場所づくり事業利用 者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	99 % (平成26(2014)年度)	100 % (令和2(2020)年度)	100 % (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和3 (2021) 年度)	100 % (令和7 (2025) 年度)
だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	73 % (令和2(2020)年度)	-	-	75 %以上 (令和7(2025)年度)
就労支援事業等に参加可能な人 の事業参加率 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	53 % (令和 2(2020)年度)	-	-	65 %以上(令和7(2025)年度)

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和 3 (2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度以降
生活保護自立支援対策 事業 生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯等の小・中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	・さまざまな要因により、ただちに就労することが困難な生活保護 受給者に対する各種就労支援事業の実施 ・高校等への進学に向けた学習支援:市内	第の小・中学生に対する ・高校等への進学に向けた学習支援:市内 17か所・週2日・1日2 時間	学習支援・居場所づくり。	事業の実施による高校等	そへの進学支援	事業推進
生活保護業務 経済的に困難な状況にある 人に健康で文化的な最低限 度の生活を保障するため、生 活保護業務を適正に実施し ます。	●生活保護制度に基づ ・健康で文化的な最低 限度の生活の保障及 び受給者の自立に向け た年金等の収入確保 への支援の実施 ・漏給防止、濫給防止 の取組等による適正実 施の確保		に健康で文化的な最低	限度の生活を保障する	取組の実施	事業推進
生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活 困窮者が社会的経済的に自 立できるよう、就労・生活の 支援を行います。	●生活困窮者への就劣・「生活自立・仕事相談センター(だい10Bセンター)」の運営・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた体制整備と支援の実施	・国の動向や社会状況				事業推進

政策1-6 市民の健康を守る

1 政策の方向性

- 高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズ が増加するとともに多様化しています。
- 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称	計画策定時	現状	目標
(指標の出典)	(H27)[2015]	(R1)[2019]	(R7)[2025]
安心して医療を受けることができると感じている 市民の割合 (市民アンケート)	53.8%	62.4%	60%以上 <65%以上>

< >内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策1-6 市民の健康を守る

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化









1 これまでの主な取組状況

- 住み慣れた地域ですごやかに暮らせる医療環境の整備に向けて、かかりつけ医等の普及や医療機関間での役割分担・相互連携の推進を図るとともに、救急病院や周産期母子医療センター等への運営支援を適切に行うことで、傷病者の状況に応じた救急医療体制を確保するなど、地域の医療供給体制の充実に取り組んでいます。
- 救急需要の動向把握による救急体制の整備を推進するとともに、救急救命士の養成による病院に到着するま



救急隊員による大規模災害対応訓練

での救護体制の確保や、救急車の適正利用に向けた広報等に取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 令和7 (2025) 年の医療需要と病床の必要量を定めた県の地域医療構想を踏まえた不足する病 床機能の確保や連携体制の構築とともに、高齢化・疾病構造の変化及び医療の高度化等に伴い増加・多様化する在宅医療のニーズに対応した医療供給体制の整備が必要となっています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応について適切な時期に検証し、課題の整理等を行うとともに、 今後の新興感染症に係る国及び県の検討を踏まえ、医療提供体制や病床確保に係る取組を実施していく必要があります。
- 医療の進歩に伴う高度化・多様化へ的確に対応し、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い 看護師を養成するため、川崎市立看護大学(令和4(2022)年4月開学予定)を理念やカリキュラム等に沿って適切に運営するとともに、市域の看護力の一層の強化を図るため、より専門性の高い 看護人材を養成する必要があります。
- 高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等による救急需要の動向を把握し、傷病の緊急度に応じた適切な救急医療を提供できる体制を確保するほか、救急車の適正利用を促進するとともに、救急隊の整備を検討する必要があります。

施策の方向性

- 医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供 給体制の充実、新興・再興感染症にかかる国の議論を踏まえた今後の医療提供体制の検討
- ★ 資質の高い看護人材の養成や看護職員の市内医療機関等への定着促進と、安定的な看護師の 養成・確保に向けた取組の推進、高度な専門性を有する看護人材を養成する大学院の設置に向 けた検討
- 緊急性の高い傷病者に対する確実な救急医療資源の提供
- 救急車の適正利用の促進や救急需要の動向把握による救急体制の整備

直接目標

いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
かかりつけ医がいる人の割合** (市民アンケート)	57.5 % (平成26 (2014) 年度)	58.6 % (令和3 (2021) 年度)	58 %以上 (平成29 (2017) 年度)	60 %以上 (令和3 (2021) 年度)	61 %以上 (令和7(2025)年度)
身近な地域の医療機関を受診する市民の割合(平日日中の発熱等への対応) (市民アンケート)	86.9 % (平成27 (2015) 年度)	90.3 % (令和3 (2021) 年度)	87 %以上 (平成29 (2017) 年度)	91 %以上(令和3(2021)年度)	92 %以上(令和7(2025)年度)
川崎DMAT (災害医療派遣チーム) の隊員養成研修修了累計者数 (3指定病院合計) (健康福祉局調べ)	130 人 (平成26 (2014) 年度)	244 人 (令和2 (2020) 年度)	170 人以上 (平成29 (2017) 年度)	250 人以上(令和3 (2021) 年度)	350 人以上(令和7(2025)年度)
救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間(うち救急車の現場到着時間) (消防局調べ)	42.6 分 (8.4分) (平成26 (2014) 年)	42.6 分 (9.0分) (令和2 (2020) 年)	42.6 分以下 (8.4分以下) (平成29 (2017) 年)	42.6 分以下 (8.4分以下) (令和3 (2021) 年)	40.0 分以下 (8.0分以下) (令和7 (2025) 年)
救急隊が到着するまでに、市民が 心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	31.4 % (平成26 (2014) 年)	45.5 % (令和2 (2020) 年)	32.1 %以上 (平成29 (2017) 年)	37.2 %以上(令和3 (2021) 年)	47.6 %以上(令和7 (2025) 年)
市立看護短期大学及び市立看護 大学新卒者の市内就職率 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	69.6 % (令和2 (2020) 年度)	-	-	75.0 %以上(令和7(2025)年度)

[※] 第3期実施計画策定時に、実績値の算出方法を休日急患診療所患者統計から市民アンケートに変更しています。

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)令和4(2022)		令和5(2023)令和6(2024)		令和7(2025) 令和8(2026	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
- 地域医療対策事業	●「かわさき保健医療」	プラン」に基づく取組の推	進			
地域医療審議会において地域医療に関する重要事項を 調査審議するとともに、将来 において不足する病床機能の 確保及び医療機関相互の機	・計画の中間見直し (R2)・新型コロナウイルス感 染症への対応	・計画に基づく取組の 推進・新型コロナウイルス感	・計画の改定 ・新型コロナウイルス感染症への対応、対応の検証、検証結果の計画への反映	・計画に基づく取組の推進		事業推進
能分担と連携を図るなど、地域医療の充実に取り組みま	●地域医療審議会の過	æ⇔				
す。	●地域医療番譲去の R2開催回数:3回		開催回数:3回	開催回数:3回	開催回数:3回	\rightarrow
	● 伊宗川県と連携した R2開催回数: 3回	地域医療構想調整会議 開催回数:3回	関の連名 開催回数:3回	開催回数:3回	開催回数:3回	\rightarrow
〔害時医療救護対策事 〔	● 災害時医療体制の動 。災害医療コーディネー・ ・市内各病院の役割の	ターと連携した実効性のあ	る体制の整備			事業推進
災害発生時に、迅速かつ適 切な医療救護活動を行える よう、災害時の医療体制の整	明確化や医療救護所の整備 ・計画的な備蓄医薬品					
備に取り組みます。	・備蓄医薬品の更新・ 管理 ●川崎DMAT隊員	継続実施				\rightarrow
	R2実施回数:0回 (R1:1回)	実施回数:年1回	実施回数:年1回	実施回数:年1回	実施回数:年1回	\Rightarrow
対急医療体制確保対策	教急医療体制の充実休日や夜間における急					
製物 表医療ニーズに対応した小児教急や周産期救急等の救急医療体制を確保するととも	・救急病院や医師会に よる休日(夜間)急 患診療所の運営に対 する支援の実施					事業推進
に、安定した運営を支援します。	○歯科保健センター等に	こおける年末年始の急患は	歯科診療等の実施			
9 °	・歯科保健センター等の運営に対する支援の実施	継続実施				>
	・障害者・高齢者等 歯科診療事業の診療 枠の増設、診療所の 集約に向けた利用移 行の実施	・3診療所体制(川 崎、中原、百合丘)で の事業の実施	・3診療所体制の検証、検証結果を踏まえた歯科保健センター等のあり方の検討			・検討結果に基づく取組の推進
	●周産期医療ネットワ	ークの推進及び安全・安	そ心な出産の確保			
	・総合(地域)周産 期母子医療センターの 運営に対する支援の実 施	継続実施				事業推進
	● 24時間365日対応	による医療機関案内及	び救急医療の適正利用	の推進		
	・救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営	継続実施				\rightarrow
	・救急医療電話相談 事業の実施に向けた検 討	継続実施 —				\rightarrow

	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021) 令和4(2022)		令和5(2023) 令和6(2024)		令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
ミ務・薬務事業	●病院及び有床診療	听等への立入検査の実 が	<u> </u>			
	R2実施回数:	実施回数:	実施回数:	実施回数:	実施回数:	事業推進
医療機関、薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとと	39回	39回以上	39回以上	39回以上	39回以上	
直、監視、指導等を行うCC もに、医療安全相談センター	● 医療法に基づく適正	か車数の宝体				
における苦情・相談に適切に	・医療安全相談セン	継続実施				
対応します。	ターにおける相談業務	神座小儿				
75,7000,70	の実施					
	· 医療法等許認可事	継続実施 —				\rightarrow
	務及び事前相談業務					
	の実施					
	●薬局等に対する監視	指導の実施及び苦情・液	相談対応			
	・市内薬局等の立入	継続実施	I I II I I I I I I I I I I I I I I I I			\rightarrow
	検査、監視指導及び	12000				
	苦情・相談対応の実					
	施					
	▲ 表物 及び劇物 取締	法関連施設に対する監視 法関連施設に対する監視	1 歩道の宇体			
	R2実施回数:	実施回数:	実施回数:	実施回数:	実施回数:	\rightarrow
	73回	150回以上	150回以上	150回以上	150回以上	
	(R1:114回)					
	● 油汁蒸加に関する部	· · 発等、薬物乱用防止活	まの中作			
	・若年層を中心にリーフ		劉の夫旭			
	レット等を利用した薬	₩ <u>₩₩₩</u>				
	物乱用防止啓発活動					
	の実施					
護師確保対策事業	●看護師の養成に向け	た取組の実施				
看護職員の充足対策として、	・看護師養成施設に	継続実施				事業推進
市内医療施設等への確保・	対する運営支援					
定着、潜在看護職員の再就	•看護師等修学資金					
業支援及び資質の高い看護	の貸与の実施					
人材の新規養成を図ります。	●看護職員を対象とし	た定着支援に向けた取締	且の実施			
	・相談事業や研修事	継続実施				\rightarrow
	業を実施するナーシン					
	グセンターへの運営補					
	助の実施 ・院内保育事業の運	継続実施 —				
	営費補助の実施	₩ <u>₩₩₩</u>				
		と的な運営と市域の看護				
	・4年制大学の設置	・市立看護大学開学と 安定的な大学運営	・安定的な大字連宮			\rightarrow
	認可	・高度な専門性を有す	大学院の設置認可		・大学院の開学	
		る看護人材を養成する			・人士的い加士	
		大学院の設置に向けた	.1.003			
		検討				
效急活動事業	●救急需要対策の実施					± W 14 14
	・救急受診ガイド等を	継続実施 -				事業推進
救急車の適正利用に向けた	活用した救急車の適 正利用の推進					
救急需要対策の継続強化を				・病院等関係機関との		・消防機関の救
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果	正利用の推進	消防機関の救急車に				
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活	正利用の推進	・消防機関の救急車に 代わる転院搬送手段	/	協議及び調整		急車に代わる転
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活 動を行い、救命効果の向上	正利用の征進	・消防機関の救急車に 代わる転院搬送手段 の調査検討		協議及び調整		急車に代わる転 院搬送手段の確
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活	正利用の推進	代わる転院搬送手段		協議及び調整		院搬送手段の確
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活 動を行い、救命効果の向上		代わる転院搬送手段		協議及び調整		院搬送手段の確
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活 動を行い、救命効果の向上	●市民救命士の養成	代わる転院搬送手段 の調査検討		協議及び調整		院搬送手段の確 保及び調査検証
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活 動を行い、救命効果の向上	市民救命士の養成・持続可能な民間への	代わる転院搬送手段 の調査検討		協議及び調整		院搬送手段の確
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活 動を行い、救命効果の向上	●市民救命士の養成	代わる転院搬送手段 の調査検討		協議及び調整		院搬送手段の確 保及び調査検証
救急需要対策の継続強化を していきます。効率的・効果 的な応急手当普及啓発活 動を行い、救命効果の向上	市民救命士の養成・持続可能な民間への委託による市民救命 士の養成	代わる転院搬送手段 の調査検討 継続実施 一		協議及び調整	養成数: 10,000人	院搬送手段の確保及び調査検証 事業推進

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度以降
救急隊整備事業 救急需要対策の効果を考慮 し、人口動態等を踏まえたより効率的・効果的な救急体 制の構築を図ります。	●救急需要の動向にない。 ・北部地域増隊(王 禅寺・宿河原)の効果検証を踏まえた効率 的・効果的な救急隊の 配置等に向けた調査・ 検討		改急隊の配置に向けた耳	R ÁE		事業推進
救急救命士養成事業 救急救命士の常時乗車体 制を確保するとともに、より高 度な救命処置ができる認定 救急救命士を養成します。	R2新規救急救命士 養成数:7人	に向けた新規運用救急す	養成数:7人以上	養成数:7人以上養成数:8人以上	養成数:7人以上養成数:8人以上	事業推進
	命土養成数:6人 ・川崎市立川崎病院 救急ワークステーション 実現に向けた運用方 法の検討・調整		>	-・川崎市立川崎病院 救急ワークステーション の段階的運用開始		

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営







1 これまでの主な取組状況

- 市立病院は、市の基幹病院または地域の中核病院として、高度・特殊・急性期医療や救急医療等を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応では、専用病床を整備し積極的な受入れを行っています。また、地域完結型の医療提供体制を推進するため、紹介患者に対する医療の提供や医療機器の共同利用、入退院支援機能の強化など地域医療機関との連携を進めています。
- 高齢化に伴う慢性疾患の増加など疾病構造の変化や 医療の高度化等に対応するため、川崎病院では医療機 能再編整備を推進するとともに、認知症疾患医療センター を開設しました。また、患者の在宅復帰に向けた支援を行



新型コロナウイルス感染症患者受入病棟で 勤務する看護師

- う地域包括ケア病床の整備・運用(井田病院)のほか、医療の高度化に対応するため、手術支援ロボット(市立3病院)やPET-CT(川崎病院)を整備しました。
- 災害拠点病院(川崎病院・多摩病院)または災害協力病院(井田病院)として、備蓄品の整備や、災害対応訓練の実施など、大規模災害への準備を進めました。また、川崎病院では、エネルギー関連設備を洪水浸水想定以上の高さに移設する工事を進めるとともに、井田病院では高台の立地を活かし、水害に強い病院として、早期の災害拠点病院化を進めています。

2 施策の主な課題

- 市立病院は、高度・急性期医療や救急・小児・周産期・災害・精神・感染症などの政策的医療・不 採算医療の提供、先進的医療機器の導入、地域医療を担う医療従事者の育成や市民への医学知 識の普及啓発など、今まで担ってきた役割を引き続き果たしていくとともに、認知症をはじめ、今後増加 する医療需要を見据え的確に対応し、市民に医療を安定的かつ継続的に提供していく必要があります。
- 市立病院においては、今後急速に進展する高齢化と人口増に伴う医療需要に対応するため、地域の 医療機関や介護事業者とも連携しながら、地域包括ケアシステムや地域医療構想を踏まえた取組を より一層推進していくとともに、さまざまな災害や新興感染症を想定し、有事に迅速かつ的確に対応す る必要があります。

論

- ★ いのちと健康を守る良質な医療の提供
- ★ 機能分担と連携による地域完結型医療の推進
- ★ 災害·新興感染症を想定した危機管理体制の充実
- ★ 地域や社会に貢献する医学・医療の実践
- ★ 安定的な医療提供を支える経営基盤の強化

4 直接目標

● 誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典) 入院患者満足度・外来患者満足度 (病院局調べ)	計画策定時 入院 87.5 % 外来 77.6 %	現 状	における目標値 入院 88.4 %以上 外来 79.3 %以上	における目標値 入院 90.0 %以上 外来 82.0 %以上	第3期実施計画期間 における目標値 入院 90.2 %以上 外来 84.3 %以上
病床利用率(一般病棟) (病院局調べ)	(平成27 (2015) 年度) 72.9 % (平成26 (2014) 年度)	(令和2 (2020) 年度) 65.9 % (令和2 (2020) 年度)	(平成29 (2017) 年度) 83.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	(令和3 (2021) 年度) 83.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	(令和7 (2025) 年度) 83.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
救急患者受入数 (病院局調べ)	49,873 人 (平成26 (2014) 年度)	30,383 人 (令和2 (2020) 年度)	50,800 人以上 (平成29 (2017) 年度)	52,000 人以上(令和3 (2021) 年度)	52,500 人以上(令和7(2025)年度)

6

計画期間の主な取組

832件

1,100件以上

現状 事業内容·目標 事務事業名 令和3(2021) 令和4(2022) 令和5(2023) 令和6(2024) 令和7(2025) 令和8(2026) 年度以降 年度 年度 年度 年度 年度 医療機能の充実・強化 川崎病院の運営 o段階的な医療機能再編整備の検討·推進 高度・特殊・急性期医療、 ・新築棟、既存棟の丁 ・新築棟完成、既存棟 ・既存棟改修 事業推進 新築棟、既存棟の設 = 救急医療を中心に、小児から 事着手 改修 成人・高齢者・奸産婦等の 救命救急センターの運営と効率的な受入体制整備の推進 医療を提供するとともに、精 R2救急患者受入 救急患者受入数: 救急患者受入数: 救急患者受入数: 救急患者受入数: 神科救急医療の基幹病院と 数:15,310人 30,300人以上 30,300人以上 30,300人以上 30,300人以上 して精神科救急患者(二 R2救急搬送受入 救急搬送受入数: 救急搬送受入数: 救急搬送受入数: 救急搬送受入数: 次、三次)の受入れを行いま 数:5,802人 6,400人以上 6,600人以上 6,800人以上 7,000人以上 す。また、市内唯一の感染症 R2救急応需率(三 救急応需率(三 救急応需率(三 救急応需率 (= 救急応需率 (= 病床における二類感染症患 次):94.8% 次):95%以上 次):96%以上 次):97%以上 次):98%以上 者の受入れ、災害拠点病院 R2救急応需率(二 救急応需率(二 救急応需率(二 救急応需率(二 救急応需率(二 としての役割を担うほか、臨 次):84%以上 次):88%以上 次):90%以上 次):92%以上 次):81.9% 床研修指定病院として医師 の育成を行うなど、地域医療 プレホスピタル活動の充実 水準の向上に寄与する取組 ・救急ワークステーション ・救急ワークステーション 実現に向けた運用方 の段階的運用開始 を推進します。 法の検討・調整 。災害時医療機能の充実・強化 ·病院危機管理体制 継続実施 ・災害備蓄の充実 継続実施 入院センターの活用 R2入院時支援加算 入院時支援加算算定 入院時支援加算算定 入院時支援加算算定 入院時支援加算算定 → 算定件数:1,946件 件数:2,300件以上 件数:2,300件以上 件数:2,300件以上 件数:2,300件以上 薬物療法の有効性・安全性の向上に資する病棟薬剤師の配置と薬剤管理指導体制の整備 R2薬剤管理指導料 薬剤管理指導料算定 薬剤管理指導料算定 薬剤管理指導料算定 薬剤管理指導料算定 ※ 算定件数:8,864件 件数:13,000件以 件数:19,000件以 件数:22,500件以 件数:25,000件以 上 上 R2薬剤師の病棟配置 薬剤師の病棟配置 薬剤師の病棟配置 薬剤師の病棟配置 薬剤師の病棟配置 数:5病棟 数:11病棟 数:全14病棟 数:全14病棟 数:3病棟 川崎病院エネルギーサービス事業の推進 ・工事完了、運用開始 ・運用管理 ・川崎病院エネルギー サービス事業(エネル ギー設備の更新)の工 事推進 o精神科医療の充実 R2精神保健指定医 精神保健指定医数: 精神保健指定医数: 精神保健指定医数: 精神保健指定医数: 3人以上 3人以上 3人以上 3人以上 数:3人 ∘がん診療機能の強化・拡充 ・地域がん診療連携拠・指定 ·指定維持 点病院の指定準備 がん登録数(報告 がん登録数(報告 がん登録数(報告 がん登録数(報告 がん登録数(報告 值):1,570件 值):1,570件以上 值):1,570件以上 值):1,570件以上 值):1,570件以上 R2がん相談件数: がん相談件数:320 がん相談件数:320 がん相談件数:320 がん相談件数:320 人以上 人以上 人以上 人以上 306人 ∘認知症疾患医療センターの強化・拡充 ・認知症疾患医療セン・認知症疾患医療セン ターの開設 ターの強化・拡充 新興感染症への対応 検討、推進 継続実施 地域完結型医療の推進 地域医療支援病院の運営と連携の推進 R2紹介率: 71.7% 紹介率: 75%以上 紹介率: 75%以上 紹介率: 80%以上 紹介率: 80%以上 -R2逆紹介率: 逆紹介率:115%以 逆紹介率:120%以 逆紹介率:125%以 逆紹介率:130%以 113.4% R2PET-CT運用: PET-CT運用: PET-CT運用: PET-CT運用: PET-CT運用:

流

10 年戦略

基本政策1

本政策 2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

1,100件以上

1,100件以上

1,100件以上

	現状 事業内容·目標							
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降		
中央である	- 医療機能の大字 24	·//•						
田病院の運営	医療機能の充実・強・救急センターの運営と	(16 効率的な受入体制整備	の推進					
地域の中核病院・地域がん	R2救急患者受入	救急患者受入数:	救急患者受入数:	救急患者受入数:	救急患者受入数:	事業推進		
診療連携拠点病院として、が	数:7,253人	9,200人以上	9,200人以上	9,200人以上	9,200人以上			
ん診療を中心に、救急医療、	R2救急搬送受入	救急搬送受入数:	救急搬送受入数:	救急搬送受入数:	救急搬送受入数:	\rightarrow		
緩和ケア医療、結核医療な	数:2,193人	2,500人以上	2,600人以上	2,700人以上	2,800人以上			
どを提供するとともに、災害拠	R2救急応需率(二	救急応需率(二	救急応需率(二	救急応需率(二	救急応需率(二	\rightarrow		
点病院の役割を担うほか、在	次): 67.9%	次): 78%以上	次):80%以上	次):82%以上	次):84%以上			
宅療養後方支援病院として	。災害時医療機能の充	実・強化						
地域包括ケアシステムの取組	・有用な設備や高度な	継続実施				\rightarrow		
を推進します。	機能を活用した実践							
	的な訓練の実施							
	・必要な食糧、飲料	継続実施				\rightarrow		
	水、医薬品等の備蓄							
	確保							
	。薬物療法の有効性・3	・ 安全性の向上に資する病	棟薬剤師の配置と薬剤	管理指導体制の整備				
	R2薬剤管理指導料	薬剤管理指導料算定	薬剤管理指導料算定	薬剤管理指導料算定	薬剤管理指導料算定	\rightarrow		
	算定件数:4,716件	件数:5,000件以上	件数:5,500件以上	件数:6,000件以上	件数:6,000件以上			
	R2薬剤師の病棟配置	薬剤師の病棟配置	薬剤師の病棟配置	薬剤師の病棟配置	薬剤師の病棟配置	\rightarrow		
	数:1病棟	数:4病棟	数:6病棟	数:8病棟	数:全10病棟			
	地域がん診療連携拠	点病院の運営と診療機能 点病院の運営と診療機能	能の充実					
	がん登録数(報告	がん登録数(報告	がん登録数(報告	がん登録数(報告	がん登録数(報告	\rightarrow		
	值): 1,254件	値):1,260件以上	値):1,300件以上	値):1,350件以上	値):1,400件以上			
	R2がん相談件数:	がん相談件数:	がん相談件数:	がん相談件数:	がん相談件数:	\rightarrow		
	3,057件	3,100件以上	3,100件以上	3,100件以上	3,100件以上			
	R2緩和ケア患者受入	緩和ケア患者受入	緩和ケア患者受入	緩和ケア患者受入	緩和ケア患者受入	\rightarrow		
	数:489人	数:500人以上	数:500人以上	数:500人以上	数:500人以上			
	・新興感染症への対応							
	・検討、推進	継続実施				\rightarrow		
	●地域完結型医療の抗	推進						
	・地域医療連携の推進					_		
	・地域医療支援病院	•申請	•承認	・指定維持		\rightarrow		
	の指定準備	纫 ☆ ▼ . 600/ N ト	紹介率:60%以上	纫 ◇ ▽・600/ N ト	紹介率:60%以上			
	R2紹介率:57.5% R2逆紹介率:	逆紹介率:80%以上	逆紹介率:80%以上	紹介率:60%以上 逆紹介率:80%以	逆紹介率:80%以上	Z		
	62.8%	上	上	上	上			
	82地域包括ケア病棟		土 地域包括ケア病棟稼	エ 地域包括ケア病棟稼	土 地域包括ケア病棟稼	\rightarrow		
	稼働率:73.5%	働率:90%以上	動率:90%以上	働率:90%以上	動率:90%以上			
	・在宅療養支援の推進▶ 2在宅療養後方支	在宅療養後方支援病	左 字廢蒸後方支採床	左 字唇素後方支採病	左 空廢蒸後方支採床			
		院登録患者数:330						
	233人	人以上	人以上	人以上	人以上			
摩病院の運営管理	● 医療機能の充実・強		54.安宁的广担从十255	kantere				
地域の中核病院として、小児	○ 拟急及び急性期医療 R2救急患者受入	を中心とする良質な医療 救急患者受入数:	救急患者受入数:	組の推進 救急患者受入数:	救急患者受入数:	事業推進		
から成人、妊産婦まで、幅広	数:7,820人	13,000人以上	13,000人以上	13,000人以上	13,000人以上	子 未正医		
い患者層に対する高度・特	R2救急搬送受入	救急搬送受入数:	救急搬送受入数:	救急搬送受入数:	救急搬送受入数:	\rightarrow		
殊・急性期医療などを提供し	数:3,578人	5,000人以上	5,000人以上	5,000人以上	5,000人以上			
ます。	新興感染症への対応							
	・検討、推進	継続実施 —				_		
	適切な施設維持、設・計画的な施設整備	偏の更新 継続実施 ─						
	●更なる経営基盤の強							
	指定管理者による効果・指定管理者制度を							
	・指定管理者制度を活用した効率的な病	継続実施─						
		ばによる病院の管理運営物						
		多摩病院運営協議会				\rightarrow		
		等の開催:年4回以						
		上	上	上	上			

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
良質な医療の提供を担う人材の確保・育成事業 川崎病院医療機能再編整備や医療の高度化・専門化に対応した組織・人員体制の強化に取り組みます。また、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、職員の人材育成と能力開発に努めます。	・人員体制確保に向けた取組の推進 ・医療の高度化・専門イ・組織・人員体制強化に向けた取組の推進 ・効果的な広報活動、R2看護学校学生実	編整備に伴う必要な人 継続実施 ― とに対応する組織・人員・ 継続実施 ― 柔軟な採用選考の実施 看護学校学生実習受	体制強化に向けた取組 及び多様な任用制度の流 看護学校学生実習受	西 西原による医療人材の確 看護学校学生実習受 入延数: 1,160人以 上	看護学校学生実習受	\rightarrow
		人材育成計画に基づく		重営を担う医療人材の育 人材育成計画に基づく 研修開催回数:年 60回以上		>
経営健全化推進事業 公立病院改革ガイドラインの考え方を踏まえた川崎市立病院経営計画の策定を行うとともに、当該計画に基文施策の進捗管理、点検・評価を行います。また、医療情報に関わる基幹システムの更新や、情報通信技術(ICT)を用いた医療提供の効率化、患者サービスの向上に取り組み、局内の情報化を推進します。	●更なる経営基盤の強・川崎市立病院中期経営計画2016-2020の点検・評価・・川崎市市病院経営計画2022-2023の策定(予定)及び経営の効率化の推進・総合医療情報システムの安定的な運用と機器更新	・川崎市立病院経営 計画2022-2023の 着実な推進及び取組 状況の進捗管理と点 検・評価の実施 ・総合医療情報システ	・計画に基づ、取組の 推進・評価及び次期 川崎市立病院中期経 営計画の策定	経営計画の着実な推		事業推進 ・新たな総合医療情報システム 導入に向けた検討
	患者に優しい病院づ・患者サービスの向上等に資するICTを活用した医療支援・医療連	くり 継続実施 ―				事業推進

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保











1 これまでの主な取組状況

- 新型コロナウイルス感染症から市民の安全と健康を守るため、国や県、関係機関と連携し、適切な初動対応や医療提供体制の確保、ワクチン接種などの取組を進めています。
- 国境を越えた物流や経済活動が活発になる中、新たな感染症に対して的確な対応を図るため、感染症の発生予防とまん延防止に向けた取組を進めるとともに、各種予防接種の実施などの取組を推進しています。



健康安全研究所におけるウイルス検査

○ 食品衛生監視指導計画に基づき、食品取扱施設への監視指導、収去検査、HACCP(ハサップ)の導入支援及び導入状況確認を行い、食品の安全性を確保し、市民の健康被害を防止するとともに、さまざまな方法により市民や食品等事業者に食品衛生の知識や衛生管理等の普及啓発に取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 首都圏に位置する本市は、人や物の活発な移動や人口の集中により、新型コロナウイルス感染症をは じめとする感染症等の発生時には、今後も大規模な流行が懸念されるため、引き続き市民の健康被 害に対して的確な対応を図る必要があります。
- 新しい生活様式を踏まえた食の安全・安心ニーズに対応した取組が求められています。
- 人と動物が共生する社会の実現に向けて、さらなる適正飼養の普及啓発や多機関連携による取組が必要です。

- ★ 状況に応じた新型コロナウイルス感染症等への適切な対応と、新型インフルエンザ感染症等の発生予防とまん延の防止の取組の推進
- ★ 新しい生活様式のニーズも踏まえた食品等事業者に対する効果的な衛生管理の指導など、食品の安全・安心を確保する取組の推進
- ★ 多様な主体と連携した、動物愛護、適正飼養の普及啓発と人と動物が共生する社会の実現をめ ざす取組の推進

感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
麻しん・風しん予防接種接種率 (健康福祉局調べ) ※第1期:1歳の間 ※第2期:小学校入学前の1年間	第1期 98.6 % 第 2期 91.6 % (平成26 (2014) 年度)	第1期 99.2 % 第 2期 95.1 % (令和2 (2020) 年度)	第1期 98.6 %以上 第2期 95 %以上 (平成29 (2017) 年度)	第1期 98.6 %以上 第2期 95 %以上 (令和3 (2021) 年度)	第1期 98.6 %以上 第2期 95 %以上 (令和7 (2025) 年度)
感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート)	95 % (平成27 (2015) 年度)	98% (令和3 (2021) 年度)	95 %以上 (平成29 (2017) 年度)	95 %以上 (令和3 (2021) 年度)	98 %以上(令和7(2025)年度)
食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	8 件 (平成26 (2014) 年度)	8 件 (令和2(2020)年度)	8 件以下 (平成29 (2017) 年度)	8 件以下 (令和3 (2021) 年度)	8 件以下(令和 7(2025)年度)
「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	86.8 % (平成27 (2015) 年度)	87.3 % (令和3 (2021) 年度)	87 %以上 (平成29 (2017) 年度)	88 %以上 (令和3 (2021) 年度)	90 %以上(令和7(2025)年度)
市が実施する衛生的な住環境に 関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	95 回 (平成26(2014)年度)	104 回 (令和2 (2020) 年度)	116 回以上 (平成29(2017)年度)	144 回以上 (令和3 (2021) 年度)	172 回以上(令和7(2025)年度)

計画期間の主な取組

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
予防接種事業	●予防接種(ジフテリ)	ア、百日せき、ポリオ、破f	瘍風、麻しん、風しん、紀	・ ・核等)の接種率の維持	・向上	
感染症の発生及びまん延を	・接種率の維持・向上	継続実施				事業推進
予防するため、予防接種法に	及び法令等の変更に					
基づく予防接種を実施しま	対応した定期予防接					
す。	種の円滑な導入・推進					
9 0	・コールセンター等の運	継続実施 —				\rightarrow
	営					
	・マイナンバー制度に対	継続実施				\rightarrow
	応した予防接種台帳					
	管理システムの適切な					
	運用					
	● 新型コロナウイルス感	染症のまん延防止のた	めのワクチン接種の推進			
	・新型コロナウイルスワ	・国や県、医療機関等				\rightarrow
	クチン接種の実施	と連携したワクチン接種				
		の体制整備及び実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和 3 (2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和8(2026) 年度以降	
感染症対策事業 感染症の発生及びまん延を 予防するため、新型コロナウイ	・新型コロナウイルス感	・発生ステージに応じた 国や県、医療機関等と		なび薬品及び医療資器体	才等の備蓄	事業推進	
ルス感染症をはじめとする新型インフルエンザ等感染症対策の推進及び市民等への普及啓発を実施します。	じた医療体制の整備、 各種相談窓口の設置、必要な資器材の 配備等の実施	生活びに収配の正定					
	・訓練、研修の実施及 び医薬品及び必要資 器材の効率的な備蓄 等の実施	継続実施				>	
	●感染症発生時に備え	た関係団体との協定等	、連携の強化			_	
	・薬剤耐性アクションプ ランに基づく、地域ネット ワークの連携強化や検 証の実施					→	
	●感染症の患者発生動	助向の把握と情報提供					
	・法令等に基づく感染 症の届出状況や集団 発生等の情報の把握 による全数把握疾患や					>	
	定点把握疾患の探知 ・市ホームページ、広 報、報道等による情報 提供	継続実施				\rightarrow	
	●インフルエンザ、ノロウ R2実施回数: 63回	イルス等の集団感染を限 実施回数: 40回以上	方ぐための、社会福祉施 実施回数: 40回以上	設等への衛生教育の実施 実施回数: 40回以上	施 実施回数: 40回以上	>	
	●結核定期外及び定期	朝健康診断の確実な実績	拖				
	・確実な接触者健診、 管理検診と定期健康 診断実施向上に向け た普及啓発の実施	継続実施				\rightarrow	
は品安全推進事業 飲食に起因する健康被害の 発生防止を図ります。	●「食品衛生監視指導 R2監視指導率: 74.0% (R1:99.6%)		経営業施設等への監視指 監視指導率:100%	導等の実施 監視指導率:100%	監視指導率:100%	事業推進	
	● HACCP (ハサッ ・講習会等による導入 支援の実施	プ)に沿った衛生管理の継続実施 一	D導入支援と導入状況の	D確認		\rightarrow	
	●食品表示の適正の研 ・食品関連事業者等 ヘ監視指導の実施	権保に向けた取組の実施 継続実施 ―				\rightarrow	

事務事業名	現状 事業内容・目標					
	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和 6 (2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
公衆衛生等に関する試験	●公衆衛生等に関する	試験検査の迅速かつ適	正な実施			
なが倒土みに対する対象 食査等業務		、検査方法の改定等に	即した検査の実施			
	・食品検査業務におけ	継続実施				事業推進
公衆衛生等に関する迅速・	る精度管理の推進	6111 6± c±+45				
適正な試験検査を行うととも に、調査研究、研修指導及	・検査業務における信頼性を確保するための	継続実施				\rightarrow
び公衆衛生情報の収集・解	精度管理体制の強化					
析・提供を推進します。		のうにもはも 調本研究 /	・ 世半なが中の部体	Λ.=		
	・外部機関との共同研)推進及び成果の評価・ 	22.4X		
	究等の実施と研究成	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
	果の公表					
	●感染症情報をはじめ					
	・新型コロナウイルス感	・新型コロナウイルス感				\longrightarrow
		染症の状況に応じた保				
		健所業務のバックアップ				
	な実施 ・ホームページを活用し	及び疫学調査の充実 継続実施				
	た試験検査情報の発	WENNE STORE				
	信					
	健康危機事象発生	持への準備と対応				
	・原因不明疾患等の	継続実施				\rightarrow
	発生時に迅速・的確に					
	対応ができる体制の構					
	築					
	●国立医薬品食品衛生					
	・近接性を活かした多様な取組の推進及び	継続実施 -				
	連携強化					
加物愛護管理事業	動物愛護と適正飼養・動物愛護フェアの開	をの音及音角の推進 継続実施 —				事業推進
動物愛護と適正飼養の普及	催等による普及啓発	WENNE SHE				子 未证医
啓発を図り、人と動物が共生 する社会の実現に取り組みま	活動の実施					
す。	・特定の飼い主のいな	継続実施				\rightarrow
	い猫を地域で適切に管					
	理する地域猫活動の普及啓発など野良猫					
	対策の推進					
	・多頭飼育対策ガイド	継続実施				\rightarrow
	ラインに沿った取組の推					
	進					
	●多様な主体との連携によるプロジェクトを軸とした普及啓発や動物の保護・譲渡の実施					
	動物愛護・適正飼養R2「いのち・MIRAI教		「いのち・MIRAT教室	「いのち・MIRAI教室」	「いのち・MIRAI教室	\geq
			の実施回数:66回		の実施回数:70回	
				市民公開講座の実施		\rightarrow
	施回数: 0回	回数:3回	回数:3回	回数:3回	回数:3回	
	R2意見交換会の実施					→
	回数:1回	の連携による動物の保				
	R2譲渡会の開催回	護や収容動物の譲渡				
	数:1回	の実施				
	●動物由来感染症対策	策の実施				
		・広報による啓発及び				\rightarrow
	促進や鳥インフルエンザ まん延防止に向けた広					
	報の実施	た外的の主加				
	・法改正を踏まえたマイ	・マイクロチップ装着義				\rightarrow
	クロチップ装着義務化	務化への対応				
	に向けた対応の検討					
	●ペットの災害対策の	強化				
	・災害時の動物救護	継続実施 —				\rightarrow
	体制の整備及び飼い					
	主への効果的な普及					
	啓発					

	現状 事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
境衛生事業	●「環境衛生·水道衛	生監視指導計画」に基づ	く監視指導等の実施			
環境衛生関係施設の監視 指導や自主管理の推進に取	R2監視指導率: 29%(R1:93%)	監視指導率:100%	監視指導率:100%	監視指導率:100%	監視指導率:100%	事業推進
り組むとともに、地域包括ケア	●衛生的な住環境の研	全保に向けた取組の実施				
システムを推進するために、衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な	R2講習会実施回 数:104回 (R1:126回)	講習会実施回数: 151回以上	講習会実施回数: 158回以上	講習会実施回数: 165回以上	講習会実施回数: 172回以上	\rightarrow
生活環境を確保します。	環境衛生関係施設事・健康的で快適な生活環境を確保する取組の支援		自主管理の推進支援			\rightarrow
祭場管理運営事業 人口の増加や年齢構成の変化により年々増加する火葬需要の増加に対し、利便的	●増加する火葬需要と ・火葬需要に応じた一 定回数の「友引日」の 開苑	多様化する葬儀形態等 継続実施 ―	への適切な対応			事業推進
かつ安定的な葬祭場運営を	かわさき北部・南部が	系苑の利用状況等を踏ま	えた取組の推進			
行います。	- 10 10	・調査結果を踏まえた	,			>
	形工争元 J(KZ)					
	, ,	との観点からの使用料の	見直しに向けた取組の乳	毛施		
	●受益者負担の適正化	・利用状況や他都市の		尾施		\Rightarrow